# 早稲田大学大学院 

環境・エネルギー研究科
博士学位論文

地域社会への貢献を目指した
温泉発電開発の条件に関する研究

Research on Conditions of the Development of Hot Spring Power Generation System Aiming Regional Contribution

$$
2017 \text { 年 } 7 \text { 月 }
$$

早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科 エネルギー・環境政策研究

阿部 博光
第1章 序論
1.1 本研究の背景 ..... 3
1．1．1 地熱エネルギー利用の現状 ..... 3
1．1．2 温泉発電と地熱発電の定義 ..... 6
1．1．3 温泉熱利用による地域社会への貢献の拡大 ..... 8
1．1．4 地熱発電との比較による温泉発電の地域優位性と課題 ..... 13
1.2 温泉発電に関する先行研究の整理 ..... 14
1.3 本研究の目的 ..... 16
1.4 本論文の構成 ..... 17
第2章 温泉発電開発の現状分析と課題検討
2.1 目的 ..... 22
2.2 温泉発電開発の現状 ..... 22
2．2．1 全国で稼働中の 28 温泉発電施設の現状分析 ..... 22
2．2．2 地熱利用における温泉発電の位置付け ..... 25
2．2．3 温泉発電の技術的な歴史と価値 ..... 28
2.3 主要 14 事例の詳細分析 ..... 29
2．3．1 14 事例への絞り込み ..... 29
2．3．2 14 事例の事業主体分類 ..... 30
2.414 事例分析のための課題項目の検討と評価 ..... 35
2．4．1 課題項目の検討 ..... 35
2．4．2 14 事例の課題項目毎の評価 ..... 37
2．4．3 14 事例の評価から見えてきた事柄と 2 事例の選定 ..... 38
2.5 まとめ ..... 40
第3章 地域社会に混乱が生じたケースとしての小倉地区の事例研究43
3.2 問題発生の経緯とその原因 ..... 43
3．2．1 別府市に集中する温泉発電開発の現状と背景 ..... 43
3．2．2 小倉地区•住宅分譲地内で建設された温泉発電施設 ..... 46
3．2．3 民間企業が乱開発に至った経緯 ..... 47
3．2．4 小倉地区における温泉発電開発の 4 つの問題点 ..... 49
3.3 問題の解消方策分析 ..... 54
3．3．1 騒音被害•景観損壊への対処 ..... 54
3．3．2 熱排水による被害への対処 ..... 55
3．3．3 温泉資源の枯渇への対処 ..... 56
3．3．4 民間企業による乱開発への対処 ..... 57
3．3．5 4つの混乱要因の法規制面での対策検討 ..... 58
3.4 まとめ ..... 59
第4章 地域への貢献を目指すケースとしての土湯温泉の事例分析
4.1 目的 ..... 63
4.2 震災•原子力発電所事故による土湯温泉の状況 ..... 63
4．2．1 土湯温泉の概要 ..... 63
4．2．2 震災•原子力発電所事故による被害と復興事業 ..... 64
4.3 土湯温泉の復興事業の詳細分析 ..... 66
4．3．1 土湯温泉の地域再生スキーム ..... 66
4．3．2 土湯温泉バイナリー発電事業の関連法規制 ..... 68
4.4 土湯温泉のキーパーソンの役割 ..... 69
4．4．1 復興事業に関わる主要組織とキーパーソン ..... 69
4．4．2 キーパーソン・加藤勝一氏の存在意義 ..... 71
4.5 土湯温泉復興事業の成果と課題 ..... 72
4．5．1 土湯温泉事業の経済的成果 ..... 72
4．5．2 温泉発電事業が「成功」した理由と残された課題 ..... 73
4.6 まとめ ..... 74
第5章 地域社会へ貢献する温泉発電開発の条件分析
5.1 目的 ..... 78
5.2 「地域社会の混乱」を抑止し解決するための条件分析 ..... 78
5．2．1 法規制の「厳格化」からのアプローチ ..... 78
5．2．2 温泉法の位置付けと大分県環境審議会温泉部会 ..... 80
5．2．3 法規制厳格化以外の手段による対処（1） ..... 81
5．2．4 法規制厳格化以外の手段による対処（2） ..... 83
5．2．5 「地域社会の混乱」を抑止し解決するための条件 ..... 84
5.3 「地域社会への貢献」のための条件分析 ..... 85
5．3．1 「地域への貢献」のための対処法（1） ..... 86
5．3．2 「地域への貢献」のための対処法（2） ..... 87
5．3．3 土湯温泉を教訓にした「地域社会への貢献」のための条件 ..... 88
5．3．4 温泉の「癖」を踏まえた地域貢献 ..... 89
5.4 まとめ ..... 90
第6章 結論と今後の展望（地域社会への貢献を目指すための7つの条件）
6.12 事例分析で表出した「評価項目」 ..... 94
6.2 「評価項目」による 14 事例再分析 ..... 95
6.314 事例再分析で「浮上したこと」と「表出した条件」 ..... 98
6.4 地域社会への貢献を目指す 7 つの条件 ..... 100
6.5 まとめ ..... 102
参考文献 ..... 105
謝辞 ..... 107

第1章
序論

## 第1章 序論

1.1 本研究の背景 ..... 3
1．1．1 地熱エネルギー利用の現状 ..... 3
1．1．2 温泉発電と地熱発電の定義 ..... 6
1．1．3 温泉熱利用による地域社会への貢献の拡大 ..... 8
1．1．4 地熱発電との比較による温泉発電の地域優位性と課題 ..... 13
1.2 温泉発電に関する先行研究の整理 ..... 14
1.3 本研究の目的 ..... 16
1.4 本論文の構成 ..... 17

図1．1 地熱エネルギーの現状
図1．2 温泉発電の開発動向
図1．3 地熱発電の開発動向
図1．4 「地熱発電」と「温泉発電」の違い
図 1.5 温泉熱利用の地域貢献拡大が見込める理由
図1．6 温泉熱利用と地域社会の関係
図1．7 地熱発電開発からみた温泉発電の課題
図 1.8 開発の現状と先行研究から浮上した温泉発電の課題
図1．9 本論文の構成

表1．1 温泉発電に関する先行研究

## 第1章 序論

## 1.1 本研究の背景

## 1．1．1 地熱エネルギー利用の現状

地球内部のマグマ活動がもたらす地熱は，地下から採取した熱水や蒸気を利用 する形で古くから地域社会の貴重なエネルギー源としての役割を果たしてきた。特に地下の比較的浅い位置から取り出される温泉熱は，浴用，暖房，料理や温室栽培，食品加工，養殖，料理，木材乾燥，温水プールなどに利用されているほか，医療，保養，さらにはヒートポンプ技術による泠暖房などにも活用されている。 また近年に至っては，地下深部にある地熱貯留槽からの高温•高圧の熱水や蒸気 の大量採取が可能となり，これは主として大規模地熱発電に利用されているほか， その余熱が温泉熱と同様に暖房や温室栽培，食品加工などに使われるようになっ た。さらに，2011年3月の東日本大震災の影響で起きた東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて自然エネルギーが大きく注目されるようになると，地熱の有効利用についてもこれまで以上に関心が強まった。


図1．1 地熱エネルギー利用の現状

また温泉熱利用の一環であり，中小規模地熱発電に分類される温泉発電につい ては，2012年7月，自然エネルギーの普及促進を目的に定められた「電気事業者 による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（いわゆる「再生可能

エネルギー固定価格買取制度（FIT）」，以下，「FIT」と略記する）が施行された のをきっかけに普及に拍車がかかった。もともと温泉発電は，採算性の問題など から一部の大学や研究機関での開発途上の段階にとどまっていたが，東日本大震災•原発事故を受けての温泉バイナリー発電建設に関する規制緩和，さらに FIT の導入によって収益が十分見込めるようになったことから開発が急速に進んだ
（図1．2）。温泉発電は，1980年に大分県別府市の杉乃井ホテルで設備容量 $1,900 \mathrm{~kW}{ }^{(1)}$ ）施設が建設されたのを初めに，1984年には霧島国際ホテル（鹿児島県霧島市）で 100 kW ，1998年に九重観光ホテル（大分県九重町）で 990 kW が それぞれ開発された（2）。いずれも高温の蒸気のみを利用するフラッシュ方式だ つた。その後，2000年代に比較的低温でも発電可能なバイナリー発電の開発が進 み，2016年12月時点で 28 件，総設備容量 $8,627.5 \mathrm{~kW}$ に達した。

温泉発電の県別稼倨件致と繶設僙室量

| 断 | 宫城紧 | 棌島喿 | 長野薪 | 部岡㷛 | 共㡽尛 | 鳥取紧 | 大分喿 | 竾本断 | 長畸喿 | 惑児島断 | 合計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 稼働件数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 17 | 2 | 1 | 2 | 28 |
| 裸設偏脢量（kW） | 5.5 | 400 | 20 | 3 | 40 | 20 | 4，444 | 2.060 | 125 | 1.510 | 8，627．5 |

図1．2 温泉発電の開発動向

大分県別府市の場合，温泉発電の開発に適している場所が多いこともあって，県内外の企業がビジネスチャンスと見て参入を急いでいるのが現状である。この ため大分県では，温泉発電を含む温泉熱利用全般が地域活性化の有効な手段にな るとの期待も強まっている。温泉発電は，その地域において熱利用と一体的に開発されることが多く，地域社会とのつながりは必然的に強くなるといえる。そも そも日本人は無類の温泉好きであることで世界的にも有名である。温泉地には温泉をもとにした文化や風土，伝統が根付いており，温泉発電を含む温泉熱利用は地域に社会的な影響を与えやすい存在と考える。

これに対して大規模な地熱発電は，1966年に松川地熱発電所（岩手県八幡平市，現在の設備容量は 2 万 $2,500 \mathrm{~kW}$ ）で最初の商業運転が開始されて以来，九州，東北地方を中心に開発が進んだ。しかし，20世紀末に向けて頭打ちとなり，東京電力•八丈島地熱発電所（東京都八丈島町，3， 300 kW ）が運転を開始した 1999 年 3月以来，最近まで事実上新規には建設されていなかった ${ }^{(3)}$ 。これについては，日本が化石エネルギーの代替として原子力を選択し，地熱をはじめとする自然エネ ルギー開発が蚊帳の外に置かれたことも一因だった。さらに地熱特有の問題を抱 えていたことも開発を大きく遅らせる要因となった。


図1．3 地熱発電の開発動向

その特有の問題としてまず挙げられるのがリードタイム（調査開始から運転が開始されるまでの期間）が 10 年以上と長いことである。地質調查，地化学調查，調査用の井戸掘削などを行って地熱資源の可能性を掘り当て，さらに採算性，周辺環境への影響などを調べたあと，ようやく建設にこぎつけることができる。こ れに伴って初期投資など開発コストがかさむなどの難点も出てくる。次に，開発 の対象となる多くの場所が国立公園の特別地域内にあることである。地熱資源が眠る場所の $80 \%$ 以上が制約対象地域にあたり，大型機械の搬入のほか掘削，樹木 の伐採，地形の改変などを行ら地熱発電施設は，風景や自然環境の保護のための工作物設置，木材伐採，土砂採取などを規制する自然公園法に反するため開発に着手できない状態が続いてきた。

しかし，福島県の原発事故をきっかけに自然エネルギーの開発の機運が高まっ

たことを背景に規制緩和が進み，大規模な地熱発電所の建設も比較的進めやすく なった。例えばリードタイム問題に関しては，地熱発電開発の過程における「環境影響評価における国の審査期間について，火力発電所リプレースと同様に，短期目標（全体で 45 日程度に短縮）を明示した上で，実効的な審査短縮策を講じ る」ことが決定される（4）など工期の短縮化が見込めるようになった。

また，国立•国定公園の開発規制についても，環境省は，地熱開発は「地域の持続的な発展にとつても大きな関わりのある行為と考えられる」との見解を示し，「温泉関係者や自然保護団体をはじめとする地域の関係者による合意形成が図ら れ，かつ当該合意に基づく地熱開発計画が策定されること」を前提に規制緩和の実施を決定した。特に環境省は，国立•国定公園の特別保護区では引き続き開発 を認めない方針を示したものの，特別保護区に準ずる自然景観を有し，特別地域 の中でも風致を維持する必要性が最も高い地域である「第1種特別地域」の開発 について，公園区域外または普通地域からの傾斜掘削を「自然環境の保全や公園利用上の支障がなく，特別地域への地表への影響のないものに限り認めることが できる」と条件付きで認めた（環境省が 2015 年 10 月 2 日に発表した報道機関向 け資料「国立•国定公園内における地熱開発の取扱いについて」による）。

## 1．1．2 温泉発電と地熱発電の定義

温泉発電と地熱発電の違いに関しては明確な定義はない。英語圏の国々では，地下深部から採取して大規模発電に使えるような高温の資源である地熱と，浅部 から採取され浴用を中心とした温水を資源とする温泉熱は同じ Geothermalとい ら呼称が使われている。すなわち大規模地熱の資源と温泉資源は，ともに火山を もたらす地下のマグマの活動から熱を得ているという共通点があり，地球上の自然現象といら観点をもとに判断すれば大規模地熱と温泉熱を区別する積極的な理由は見当たらないのである（新妻ら，2010）。

しかし，多くの先行研究では，その文献の中で「地熱と温泉」といった表現が示すように，双方を区別して使う表現が見受けられる。その一方，FITに基づく各種自然エネルギーの分類については，経済産業省が導入容量•買取電力量•買取価格などを公表する際に「温泉発電」を「地熱発電」と同じ「地熱」の範疇と して扱っており，広義的に「温泉」は「地熱」のひとつの呼称であるとの見解を示している。

筆者のこれまでの文献調査の結果，大規模地熱と温泉熱を区別するための明確 な定義はみあたらず，多くの研究者があいまいながらも便宜上，大規模地熱と温泉を分けて使っていると判断した。しかし本論文は，地下深部から大量に採取し，主として発電用として利用される大規模地熱ではなく，温泉地に湧出する熱水•蒸気の一環利用として成り立っている温泉発電の開発が，地域社会に及ぼしてい

る経済的，社会的影響を論じることが目的であり，温泉発電とは何かを明確にす るため大規模地熱発電との違いを明らかにする必要があると考える。よってこれ までの文献調査や事例研究による結果をもとに，以下のように「温泉発電」と「地熱発電」の違いを定義する。

## 大規模地熱発電

- 地熱採取の深度が深い
- 発電が主体，熱利用は副次的
- 大企業が事業主体になることが多い
- 大企業が事業主体になることが多い


## 温泉発電

－地熱採取の深度が浅い


図1．4「地熱発電」と「温泉発電」の違い

## 〔温泉発電〕

－幅広い熱利用が中心であり，発電についてはその熱利用の一環として位置付 けられる。
－既に湧出している温泉を利用する。しかし普及が進むにつれて温泉発電に関 しては新規の掘削も行われるようになった。また既存の源泉でも減衰がみら れる場合，代替掘削（増掘）によって湧出の機能を増幅させて発電に利用す るケースもみられる。

- 熱流体採取の深度は浅い。深さはおよそ 500 m を下回る（江原，2010）。
- 開発規模が比較的小さいことから，地元企業や地域住民が関与する度合いが大きい。
－FITに基づいて自然エネルギーの電力調達価格•調達期間を検討する経済産業省の「調達価格等算定委員会」は，規模によって買取価格を分ける判断と して「ヒアリング結果で提示された出力規模別の発電コストを見ると，概ね 1.5 万 kW を境にスケールメリットの働き方が違ってくることから，1．5 万 kW 以上とそれ未満に区分することにした」と説明している（5）。これに基づ

き電力の 1 kWh 当たりの調達価格は「 1.5 万 kW 以上 $=26$ 円 + 税」，「 1.5 kW未満＝40円 + 税」（調達期間はいずれも 15 年）と算定区分（ ${ }^{(6)}$ されており， これに順じて本研究は「温泉発電」においての出力規模は 1.5 kW 未満とする。

## 〔地熱発電〕

－地熱発電所に代表されるように大規模かつ高温•高圧な熱利用が求められる ため，地下深部に存在する熱水だまり（地熱貯留槽）への大掛かりな掘削，熱流体の採取が必要となる。

- 地熱を採取する地点の深さはおよそ $1,000 \mathrm{~m}$ から $2,500 \mathrm{~m}$（江原，2010）。
- 発電が中心で熱利用は副次的な場合が多い。
- 大規模な開発が必要になることから大企業が事業主体になることが多い。
- 固定価格買取制度に関する経済産業省「調達価格等算定委員会」の公表デー タから判断して「地熱発電」は，出力規模 1.5 kW 以上とする。


## 1．1．3 温泉熱利用による地域社会への貢献の拡大

原子力や化石エネルギーの利用による開発が，エネルギー密度の高い大規模集中型であるのに対し，自然エネルギーは，その土地の太陽光•熱，風，水，バイ オマス，地熱などの自然資源を利用する小規模分散型であり，必然的にエネルギ ー密度は低くなる（和田，2011）。このような理由から，自然エネルギーの開発は， その地域ごとの自然の特性に合わせて拠点を置くことになり，これは地域に開発•製造から保守•管理までの分野の産業を幅広く育成しなければならないことを意味する（大友，2012，pp．17－18）。すなわち，原子力，化石エネルギーから自然エ ネルギーへの移行が進めば，地域に新しい産業が芽生え，これが地域企業に変革 と発展をもたらすことになる。

さらに地域の企業や住民は必ずしも資金を持ち得ないことから，資金力のある大手企業が自然エネルギー開発の主体になることが起きてしまいがちである（大友，2012，pp．20）。確かに，大手企業の進出は地域経済の活性化につながる。し かしそれは域外資本による開発に頼るだけの依存体質を作り出すことにもつなが り，地域の産業構造も一部の業種に限定されたモノカルチャーへとシフトしてい く。そのような地域になると，自ら地域おこしに立ち上がるような自主自立の精神をもった創造性豊かな人材が急速に失われていくことにもなる（飯田，2014）。 また自然エネルギーの設置者が地域と無関係な企業である場合，利潤が優先され て住民への配慮に欠ける結果になってしまうケースが多く，これだと地域から反対や批判の声が強まることが多くなる（和田，2014）。

このような理由から，自然エネルギー開発は，地域ごとに存在するそれぞれの自然資源を取り入れて発電などに利用する「地産」が基本であり，仮に開発が地

域外の企業が主体となって一方的に進められ，地域にほとんど利益が還元されな いのであれば，その開発に持続可能性があるとはいえず，そこには大企業による地場企業，地域住民への経済的•社会的配慮が不可欠になってくる。よって，自然エネルギー開発はむしろ地域企業が主体となるのが自然であり，このような時流が，地域の企業に変革と発展のチャンスをもたらしているといってもよいので はないか。

さらに，地元企業の育成が充実すれば，地域社会は自らの地域資源の魅力や経済力に自信を強め，それが住民たちのコミュニケーション強化，結束へと発展し，経済的，社会的両面で地域貢献につながると期待される。

特に，発電を含む温泉熱利用の地域社会への貢献に関しては，他の自然エネル ギーにない付加価値を有しており，これが普及の後押しをすると注目されている。図 1.5 「温泉熱利用の地域貢献拡大が見込める理由」に示されるように，温泉熱利用が持つ付加価値は，（1）地域社会の主体性をより発揮できる，（2）「地産地消」が可能なエネルギーとして適している，③単なるエネルギー利用だけでなく「見せ る地熱」としての発展性を秘めている，（4）ポテンシャルが豊富である，の 4 点に分類することができる。

以下，この 4 点について詳細に説明する。


## 図1．5 温泉熱利用の地域貢献拡大が見込める理由

## 〔地域の主体性の発揮〕

温泉熱利用においては，開発主体と地域との密着の度合いが一段と強まってく

る。例えば，温泉熱は，その湧出場所によって温度，湯質，湧出量などが違って くるだけでなく，気候などによって湧出の状況が変わるなど特性を持っているケ ースも少なくない。そして，その地域に存在する温泉熱の特性を知り尽くしてい るのは地元住民であるため，開発には住民の人脈が必要となってくるほか，地域企業の役割も重要となる。すなわち，温泉熱利用に関する開発は地域が主体とな って取り組むことになり，ひいては地場企業の育成，雇用の創出，資金の域内循環など地域社会への経済的貢献を促す結果になると考えられる。

## 〔地産地消〕

温泉熱は地産地消のエネルギーに適している。このことは地域貢献の面で重要 である。温泉熱の直接的な利用は，その熱の特性から，送配電網を使って広域に融通が可能な電気とは異なる。供給の範囲が限定的となるため，温泉熱を生産し た地域内またはその周辺のみで消費されるケースが多い。すなわち温泉熱の多く は地産地消が中心となり，必然的に地元の確実なエネルギー確保の手段として， さらには災害時などの非常用としての役割を担うという地域貢献につながってい る。特に温泉熱を発電として利用した場合，非常時に情報を入手•伝達するため の携帯電話，ラジオなどの電源としての確保が保証されることになる。また温泉熱は，浴用から暖房，料理，温室栽培など多方面にわたって安定的に消費される形で地域社会に定着しているのも大きな特長である。

## 〔「見せる地熱」の発展性】

ほとんどの温泉地は火山地帯の一角に集まっていることから，周辺は風光明媚 な観光地が多く，「火山＝地熱•温泉」との発想も相まって，温泉熱の存在は「見 せる（魅せる）地熱」として観光資源の発展性を秘めている。温泉につかると保養効果があるのと同じように，温泉熱に接すると大地の恵み，自然の恩恵をひし ひしと感じることができ，体の内側からの癒し効果も生まれるとみられる。

国内の多くの地熱発電所は，PR施設や見学コースを設けているか，PR 施設 などがなくても見学者を受け入れる体制を積極的に整えている。実際に，東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故のあと，自然エネルギーや，エネ ルギーそのものの有効利用に対して国民の関心が強まり，これを受けて大分県玖珠郡九重町にある八丁原地熱発電所の見学者が急増した（7）。

同様に温泉発電や様々な形の温泉熱利用に対しても関心が強まっており，温泉熱利用を観光の売りものにしょうとする施設が全国で増え続けている。すなわち，温泉地が温泉熱利用によって付加価値を高めることができれば，地域住民自らが有する資源の価値について再認識ができる。それが実現すると，観光客や訪問客 が増えて地域にお金を落とすという経済的な効果だけでなく，住民たちが地元の

魅力に対し誇りと愛着を持つようになり，より活力ある持続可能な地域社会へと発展していくことができる（浦島ら，2011）。また，温泉地の場合，住民の暮らし そのものが観光産業やその関連産業と深く関わることが多いことから経済的な利益を受ける一方で，人々の間には密接な社会関係も形成されていくのである（平岡ら，2011）。

確かに，温泉発電が単独で観光産業を通じた多大な貢献を地域にもたらすこと は難しい。しかし，温泉発電が広範囲な温泉熱利用の一環として存在意義を見い だすことができれば，少なからず観光産業面でも貢献を果たすことができると予想される。

## 〔豊富なポテンシャル〕

多くの温泉地では，湧き出た熱水の大半が無駄に捨てられているほか，浴用に使ったとしても，それが高温であれば適温にまで下げるために温泉の流れる管を水道水で冷やしたり，熱湯を空気に直接触れさせる冷却装置を利用したりして，熱エネルギーを何ら利用することなくいたずらに放出させている。このような現状からすれば，温泉熱の有効活用の余地は十分に残されていると判断できる。

温泉発電については，発電の過程で温泉が汚染されることはないことから発電後の熱水をそのまま浴用や暖房，温室栽培などに利用できる。発電の過程で熱水 を入浴の適温近くまで下げるといった効果もある。一般的に，温泉発電は既存の源泉から噴出する熱水•蒸気を使い，新たに井戸を掘削する必要がないことから，温泉の湧出に影響を及ぼすことはない。このように温泉熱が段階利用されること も地域における有効性のポテンシャルを豊富にさせる要素となっている。

以上を整理すると，図1．6が示すように，温泉熱利用の地域社会への貢献は経済的な側面と社会的な側面に分けることができる。

経済的貢献としては，温泉熱利用が地域の主体性を発揮できることによって地場企業が育ち，ひいてはこれが雇用創出，資金の地域内循環につながっていくこ とである。さらには，化石エネルギーなどによる熱ではなく，日本人にとって馴染みが深い温泉熱をもとに養殖や農業などの分野でブランド化を図ったり，観光産業に活用したりするなどの貢献が見込める。一方，社会的貢献としては，地域 が主体となって開発されることによって地域社会の結束が強まって活力を生み， それが若者らの域外流出の阻止につながる。このほか，温泉熱が地域に根ざす安定資源であることから非常時の備えとしても貢献できる可能性がある。

さらに今後，温泉熱利用に関連する開発を進めるにあたって，温泉地が地域社会と相まってそれぞれ独自の温泉文化を形成していることに留意しなければなら ない。古くから育まれた地域の温泉文化や風習を，新たな温泉熱利用の開発が阻

害するのであれば，それは持続可能な開発とはいえない。新たな温泉熱利用は，温泉文化に浸透する形で発展していくことが必要と考えられる。日本の温泉の歴史は古く，既に『日本書紀』（720 年）や『古事記』（712年），『風土記』（8世紀） などに温泉の記述がされている。古代から温泉は医療を目的に利用されていたと みられ，現在も東北を中心に湯治の風習が根強く残っている。東北の一部湯治場 では，なによりも温泉の品質や温泉地の環境が重視され，今でも大切に守られて いる（日本温泉科学会，2010）。


図1．6 温泉熱利用と地域社会の関係

もともと日本人は温泉と深く結びついている。2016年3月末時点で，全国の温泉地の数は 3,155 力所，源泉数は 2 万 7,214 個に上る。また温泉宿泊施設数は 1万 3,108 軒，年間の延べ宿泊利用者数は 1 億 3,206 万人 ${ }^{(8)}$ にも達し，日本国民 1人が年1回は温泉につかるために宿泊するという計算になるなど，日本は世界の他の国に類をみないほどの「温泉大国」となっており，このようなことも独特の温泉文化や伝統が培われた背景にあると考えられる。

また，本来温泉地でない場所でも地下に温泉資源が存在するとみられるところ に狙いを絞って温泉発電開発に乗り出す事業者も目立つようになった。域外の事業者が参入するケースも多く，この場合は，地域資源の保護，地域に対する透明性の確保，環境保全への配慮，関係法令の順守，行政との連携などを軽視すれば，地域社会への貢献どころか地域社会を崩壊する恐れすら出てくると思われる。

## 1．1．4 地熱発電との比較による温泉発電の地域優位性と課題

温泉発電の開発が地域社会に与える影響について論じるうえで，温泉発電のメ リット，デメリットを整理する必要がある。このため地熱発電と地域社会との関係の現状を分析し，さらに温泉発電の場合と比較することでその特徴を浮かび上 がらせることとした。


## 図1．7 地熱発電開発からみた温泉発電の課題

図 1.7 は，地域社会における地熱発電と温泉発電のそれぞれの位置付けと，そ こで浮かび上がる課題を示した。

地熱発電の場合，工事の規模も大きくなることから地域外の大型資本が主体と なって開発が進められるケースが多い。このため関係が悪化した場合，地域社会 と事業主体は対峙する形で存在することになる。事業者側から地域社会に及ぼす影響，または与える不安としては，温泉湧出への影響に対する懸念に加えて，（1）環境汚染•自然破壊，（2）資源の独占などを挙げることができる。一方，地域社会 が事業者に対して感じる不安•不満としては，①何をやっているかわからないと いう不透明感，（2）事業そのものに対する不信感•反発，（3）地元に恩恵がないなど の利益の還元，（4）大企業による地元企業の不利益であり，さらには開発の是非を めぐって住民間の対立が生じるといった社会的影響もありうる。

よって開発事業者側にとって，地元との信頼性の構築，さらには地元への利益還元が必要となってくることとなり，（1）地域の資源採取に公平性が担保できてい るのか，（2）開発が地域社会への貢献につながっているのか，（3）開発が地域住民に

対して透明性を維持させているかなどへの配慮を土台とし，地域との共存を図る ことが重要となる。

例えば，大分県九重町にある商業用 3 地熱発電所では，豊富な給湯，蒸し調理施設や共同温泉施設の建設•提供などによって地元旅館・ホテルや一般家庭への理解を求めようとしている（9）。さらに，定期検査，井戸の掘削作業などが数百人 から 3,000 人規模で行われ，地元は作業員の旅館宿泊•食事などの面でも利益を享受している（10）。3地熱発電所のひとつであり発電規模が日本一を誇る九州電力八丁原発電所は PR 館を整備して見学者を受け入れており，このことが透明性を維持させている。

しかし，利益の大半は参入した大型資本によって地域外に流れるのが通常であ り，そうであれば地熱発電が地域社会にもたらす貢献度は必然的に低くなると考 えられる。

これに対して温泉発電は，地域社会と対峙する形で存在する地熱発電と比べ，地域社会との間に軋轢が生じる度合いは小さいと考えられる。比較的小規模な源泉を利用することから発電規模は小さくなるため，地域資本が参入しやすく，ひ いては地域に新たな産業や雇用を生みやすい環境をもたらすことになる。

その半面，温泉熱利用が地域社会の内部に入りこんだ形で開発が進むことから，利害関係者が複雑に絡んでくるほか，住民の意識や習慣，文化などに影響が及ぶ ことなどが予想される。一般的に生じやすい問題点としては，温泉地の中で開発 されるため騒音や景観損壊，土壌汚染が挙げられる。また過度な開発が温泉資源 そのものの存在を危うくしてしまう恐れがあることから温泉湧出への影響も懸念 される。経済面では地域資源の独占や，域外•域内企業の利益優先姿勢による地元への利益還元不足，社会面では，事業者と地域住民との関係が疎遠となること で生じる不透明感の拡大，地域社会の混乱などが想定され，実際に地元利益につ ながらないケースも表面化している。

## 1.2 温泉発電に関する先行研究の整理

表1．1は，温泉発電開発における地域貢献に関して，様々な視点から行われた先行研究である。

村岡は，全国 3，687 個の温泉の湧出温度と湧出量のデータをもとに全温泉（2万 7，644個）の温泉発電による総発電電力規模を推計した。そのうえで，温泉水 の余剰温度を利用した＂カスケード発電＂の普及が，地熱開発と温泉開発の対立 の構図を緩和させ，地熱エネルギー開発のブレークスルーになり得ると論じてい る。この研究成果については，推計で出された全国の温泉発電による総発電電力規模のデータが，現在，全国で稼働している温泉発電の総設備容量と対比させる のに大いに役立ったが，温泉熱利用全体について論じられていないことから，新

たに温泉熱利用関連のデータをもとに本研究を進める必要がある。
さらに村岡はその後の研究で，地熱資源を低温でも利用できるバイナリー発電技術の進歩によって温泉発電の可能性を指摘した。そのうえで，既存の温泉，新 たに掘削する温泉資源の賦存量は発電容量にして 833 万 kW に達するとし，温泉発電の今後の重要性を論じている。この研究は，温泉発電システムの将来性を有望視させる成果を生んだものの，その意義と展望については，日本の温泉発電開発が世界の中でも「圧倒的に有利な立場にある」ことを指摘したものの，温泉地 での具体的な普及処方や地域との関わりについて触れておらず，村岡が指摘した「バイナリー発電技術の進歩」と「豊富な賦存量」を踏まえて今後の発展性につ いての研究に取り組む必要がある。

表1．1 温泉発電に関する先行研究

| 研究題名 | $\begin{array}{l}\text { 研究者 }\end{array}$ | 年度 | 概要 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |$]$

馬越らは，長崎県雲仙市•小浜温泉の温泉発電プロジェクトを，温泉地が一体 となった全国でも稀な取り組みとして位置付け，地域の結束に至った経緯や観光振興への利用を含むモデル作りの必要性を訴えた。この研究成果については，小浜温泉の事例を取り上げる際に，温泉発電が地域に及ぼす経済的，社会的貢献に ついて参考になったが，発電以外の温泉熱利用についてはほとんど言及されてお らず，また地域社会がどのように取り組んでいくのかについても明らかにされて いない。

秋田は，温泉バイナリー発電導入のための課題として，技術面でデータやノウ ハウの蓄積を必要としたほか，実際に事業に取り組むにあたつて，温泉地の権利関係や利害関係，源泉の所有•利用状況の把握をしたうえで，その温泉地の事情 に適したノウハウが求められると結論付けた。しかし，その具体的なノウハウに

までは踏み込んでおらず，この点を本研究で追究することは重要だと考える。
遠藤は，温泉発電をめぐる課題として，（1）熱水•蒸気の安定供給，（2）冷却水の安定供給，（3）スケール対策を挙げた。さらに温泉発電を通じた地域活性化につい ては，温泉発電を源泉所有者や発電事業者らの利害関係だけで見るのではなく，熱水利用，観光などを踏まえた総合的な温泉•地熱エネルギー利用事業として発展すれば地域活性化の新しい事業モデルになりうると指摘した。しかし，地域活性化の事業モデルがどうあるべきかについては触れておらず，本研究で事業モデ ルを検討することは重要となる。

## 開発の現状から浮上した課題

「温泉発電」の開発において，地元の利益とつながらないヶースが表面化している

## 先行研究で浮上した課題

－「温泉発雨」の開発にあたっては，温泉地の利害関係などを踏まえたノウハウが必要 $\rightarrow$ 具体的なノウハウについて論じられていない

「温泉発電」を通じた地域活性化について，複雜な利害関係の調整が必要。熱利用，観光など綌合的な面で事業モデルが可能
$\rightarrow$ 事業モデルについては論じられていない

## 本研究での焦点

「温泉発電」の開発を，地域社会への貢献と両立させるために必要な条件を提案する

図1．8 開発の現状と先行研究から浮上した温泉発電の課題

温泉発電に関する先行研究では，ほとんどが温泉発電の将来性に期待を寄せた らえで，開発のノウハウや事業モデルなどの充実が重要としている。しかし，い ずれも具体的な方策の検討には至っていない。さらには，大規模な地熱開発とは異なり，小規模な温泉発電は地元の利益を生みやすいといら特長そのものや，そ のメリットを生かした地域貢献の条件，手法には踏み込んでいない。温泉発電の開発の現状では，地元の利益とつながらないケースが表面化しており，本研究で はこれらの点を掘り下げたうえで，温泉発電の開発を，地域社会への貢献と両立 させるために必要な条件を提案する。

## 1.3 本研究の目的

本研究は，温泉発電が地域社会への貢献を行う手段として有効であるとの観点

をもとに，地域貢献と両立させるために必要な温泉発電開発の条件を広範囲な温泉熱利用を視野に入れながら検討し，提案することを目的とする。温泉発電が地域社会への貢献につながると判断する根拠として以下の 3 点を挙げることができ る。（1）現在余っている温泉や熱をそのまま発電に利用でき，さらに二次三次利用 へとつなげることができる，（2）太陽光や風力のように天候に左右されないことか ら非常時の電源として確保ができる，（3）地域の主体性を発揮することが可能なう え地産地消に適しているなど新たな地域活性化の手段として期待できる。

しかし，現在行われている温泉発電開発は地域活性化にほとんど結び付いてお らず，このままでは開発が行き詰まってしまう恐れが出ている。その原因として は，FITを背景とした売電収入目当てによる利益優先の開発が行われ，結果的に地域の環境破壊，温泉資源への懸念，さらには事業者と住民の間に軋㘒が生じる ケースが表面化したことが挙げられる。さらには，地域住民が開発に参加しやす い状況にないことや，発電と温泉熱利用がうまく結び付いていなことも背景にあ ると思われる。

本研究では，そういった地域社会への混乱を解消するための条件や，地域社会 への貢献を満たすための条件を探ることを目的に，持続可能な温泉発電の普及を阻害する要因を突き止め，その対応策を検討し提言する。現在，温泉発電は，開発が限定的な状況のままで終わってしまらのか，それとも開発に弾みをつけるこ とができるのか，その分岐点にあるとみられる。そのような現状の下で，地域社会への貢献を目指した温泉発電開発の条件を見いだすことは重要だと考える。

## 1.5 本論文の構成

本論文は，6章から構成される（図1．9）。
第1章では，本研究の背景，目的，必要性を明らかにするとともに，温泉発電開発が地域社会への貢献をもたらすための条件についての先行研究がほとんど行 われていないことを示し，本研究の意義と独自性を明確にした。

第2章は，全国で稼働中の温泉発電施設 28 カ所の現状整理を実施したらえで，事業主体や地域との関わりの多様性を考慮して代表的な 14 事例を抽出した。こ の 14 事例については，民間企業，旅館・ホテル，行政，住民主体組織の 4 つの事業主体に分類し，それぞれ自然•環境，経済，社会の分野で課題項目を作成して評価した。そのうえで，詳細な事例研究対象として「地域社会に混乱が生じたケ ースとしての別府温泉•小倉地区」，「地域社会への貢献を目指したケースとして の土湯温泉」 2 つに絞り込み，第 3 章，第 4 章の事例研究につなげた。

第 3 章は，別府温泉•小倉地区の事例研究を行った。地元の民間企業が利益を優先するあまり，住宅地に多くの温泉発電施設を建設し，（1）騒音被害•景観損壊， （2）熱排水による環境•農業被害，（3）温泉資源の枯渴懸念，（4）乱開発による住民と

の軋轢を生じさせた事例で，問題発生の経緯と原因，問題の解消方策分析を行っ た。


## 図1．9 本論文の構成

第4章は，福島市土湯温泉の事例研究を行った。土湯温泉は東日本大震災によ る家屋被害に加え，福島原発事故による風評被害で客足が遠のいていたが，地域住民が温泉発電，小水力発電の導入，温泉熱利用によって復興を目指した事例で ある。事業を引つ張ったキーパーソンと周辺のステイクホルダーについて分析を進め，その成功条件と課題の双方を探った。

第5章は，地域社会へ貢献する温泉発電開発の条件分析を行った。最初に地域社会の混乱を抑止し解決するための条件を模索するため「法規制の厳格化」につ いて検討し，次いで「法規制の厳格化」では抑止できない事案について「法規制 の厳格化以外の条件」について追究した。さらに，「地域の復興に旅館関係者ら特定人物による観光関連の再建が事業の中心となってしまった事例」や「本来の目的である非常用電源の確保，エネルギーの地産地消に未到達となっている事例」 を踏まえ，その解決策について論じた。

第 6 章は，第 $3, ~ 4, ~ 5$ 章を通じて行った 2 事例の詳細分析から見えてきた評価項目をもとに，第2章で抽出した14事例を再分析し，結論と今後の展望を論じ た。
（注）
1．杉乃井ホテル温泉発電施設の稼働当時の設備容量は $3,000 \mathrm{~kW}$ だったが，その後の減衰により現在は $1,900 \mathrm{~kW}$ となっている。
2．杉乃井ホテル，霧島国際ホテル，九重観光ホテルの発電施設についてはこれ まで「地熱発電」と呼ばれていたが，地熱採取の深度が比較的浅いことや採取 の場所が温泉地の中心部であることなどから，本研究では「温泉発電」の範疇 として扱うことにした。
3．九州電力八丁原発電所がフラッシュ方式で利用できなくなった温度の地熱資源を利用して2006年にバイナリー発電施設（設備容量2，000kW）を稼働させ た。
4．2013年6月14日に閣議決定された「規制改革実施計画」による。
5．経済産業省の調達価格等算定委員会が 2012 年 4 月 27 日に提出した「平成 24年度調達価格及び調達期間に関する意見」による。
6．調達価格等算定委員会が決定した 2016 年度の価格。制度スタート時点から価格は変更されていない。
7．九州電力大分支店 HP「八丁原発電所 見学者累計 200 万人達成について」 http：／／www．kyuden．co．jp／company＿outline＿branch＿oita＿press＿2012＿12092 4． html （2016．9．10アクセス）。2011年3月に福島原子力発電所事故が起きた翌年度（2011年度，2011年4月－2012年3月）は訪問者数が 51,329 人にの ぼり，2010年度の33，017人から急増するなど，国民の自然エネルギーに対す る関心が強まったことを示す結果となった。
8．環境省「2015年度温泉利用状況」（2016年3月末現在）による。
9．九重町湯坪地区，滝上地区，九重町役場でのヒアリングによる。
10．滝上発電所，九重町役場でのヒアリングによる。

## 第2章

温泉発電開発の現状分析と課題検討

## 第2章 温泉発電開発の現状分析と課題検討

2.1 目的 ..... 22
2.2 温泉発電開発の現状 ..... 22
2．2．1 全国で稼働中の 28 温泉発電施設の現状分析 ..... 22
2．2．2 地熱利用における温泉発電の位置付け ..... 25
2．2．3 温泉発電の技術的な歴史と価値 ..... 28
2.3 主要 14 事例の詳細分析 ..... 29
2．3．1 14 事例への絞り込み ..... 29
2．3．2 14 事例の事業主体分類 ..... 30
2.414 事例分析のための課題項目の検討と評価 ..... 35
2．4．1 課題項目の検討 ..... 35
2．4．2 14 事例の課題項目毎の評価 ..... 37
2．4．3 14 事例の評価から見えてきた事柄と 2 事例の選定 ..... 38
2.5 まとめ ..... 40

図 2.1 稼働中の「温泉発電」分布図
図 2.2 稼働中 28 温泉発電施設の分析
図 2.3 地熱利用における「温泉発電」の位置付け
図2．4 温泉熱のカスケード利用例（秋田県旧雄勝町の例）
図 2.5 「温泉発電」の技術的な歴史と価値
図2．6 14 事例への絞り込みに向けての着目点
図 2.7 絞り込んだ 14 事例（ 17 施設）
図2．8 14 事例の評価から見えてきた事柄

表2．1 全国で稼働中 28 温泉発電施設の詳細
表 2.2 温泉熱利用の現状：別府市の種類別一覧と利用比率
表2．3 14 事例の事業主体分類
表 2.4 事例分析のための課題項目の検討
表2．5 14 事例課題項目毎の評価

## 第2章 温泉発電開発の現状分析と課題検討

## 2.1 目的

第2章は，全国で稼働中の温泉発電施設28カ所の現状を分析した。その分析結果は，第3章以降で詳細分析する事例の抽出に活用した。まず，温泉発電の地熱利用における位置付け，技術的な課題など基本的な現状を確認したうえで，温泉発電の事業主体を「民間企業」，「旅館・ホテル」，「行政」，「住民主体組織」の 4 つに分類する過程で 14 事例に絞り込み，ここで表面化した課題を「自然•環境」，「経済」，「社会」の 3 側面で評価分析を行うこととする。さらに「14事例の評価から見えてきた事柄」について検証を行い，本研究が目的とする「地域社会 への貢献を目指した温泉発電開発の条件」を引き出すことができる 2 事例を選定 することとした。

## 2.2 温泉発電開発の現状

## 2．2．1 全国で稼働中の 28 温泉発電の現状分析

図2．1は，2016年12月9日時点の全国で稼働中の 28 温泉発電施設の分布図 である。28件の中で 22 件が九州で稼働しており，そのうち大分県が 17 件を占 めている。さらには，この中の 14 件が別府市で稼働しているのが大きな特徴で ある。このほか熊本県に 2 件，鹿児島県に 2 件の温泉発電施設が点在している。


図2．1 稼偅中の「温泉発電」分布図

設備容量でみると，温泉発電 28 施設の総設備容量 8627.5 kW のうち $94.3 \%$ に あたる $8,139 \mathrm{~kW}$ が九州に集中している。九州における設備容量の割合を温泉地別でみると，別府温泉 ${ }^{1}$ ）が $41 \%$ という圧倒的な割合であり，次いではげの湯（熊本県小国町）の $26 \%$ ，指宿温泉（鹿児島県指宿市）の $17 \%$ ，牧ノ戸温泉（大分県九重町）の $12 \%$ の順となっている。

発電方式別では地熱流体の蒸気のみを利用するフラッシュ方式が 4 件あり，こ れは2000年以前に九州の3ホテル（杉乃井ホテル，霧島国際ホテル，九重観光 ホテル）で建設された発電施設と，2015年稼働を開始したはげの湯の施設となる。

表2．1 全国で稼働中 28 温泉発電施設の詳細

| 都道府県 | 温泉地 | 事業主体 | 発電方式・メーカー | 設備容量 | 稼働年月 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 宮城県大崎市 | 鳴子温泉 | 旅館すがわら | バイナリー発電（アネスト岩田） | 5． 5 kW | 2014年12月 |
| 福島県福島市 | 土湯温泉 | （株）元気アップつちゅ | バイナリー発電（米オーマット） | 400 kW | 2015年11月 |
| 長野県高山村 | 七味温泉 | ホテル渓山亭 | バイナリー発䨘（IHI） | 20kW | 2014年4月 |
| 静岡県東伊豆町 | 熱川温泉 | 東伊豆町 | バイナリー発電（アルバック理エ） | 3kW | 2014年3月 |
| 兵庫県新温泉町 | 湯村温泉 | 新温泉町 | バイナリー発電（IHI） | 40kW（2基） | 2014年4月 |
| 鳥取県湯梨浜町 | 東郷温泉 | 協和地建コンサルタント | バイナリー発電（IHI） | 20kW | 2015年6月 |
| 大分県別府市 | 別府温泉•小倉地区 | A社 | バイナリー発電（神戸製鋼所） | 72kW | 2013年1月 |
|  | 別府温泉•小倉地区 | A社 | バイナリー発電（アクセスエナジー） | 500 kW （4基） | 2014年8月 |
|  | 別府温泉－小倉地区 | A社 | バイナリー発電（アクセスエナジー） | 125kW | 2016年6月 |
|  | 別府温泉－小倉地区 | A社 | バイナリー発電（アクセスエナジー） | 125kW | 2016年6月 |
|  | 別府温泉－小倉地区 | アベメディカル | バイナリー発電（IHI） | 20kW | 2016年1月 |
|  | 別府温泉－小倉地区 | 三光電機 | バイナリー発電（エレクトラサーモ） | 65 kW | 2016年4月 |
|  | 別府温泉•堀田地区 | 西日本地熟発電 | バイナリー発電（神戸製鋼所） | 144kW（2 基） | 2014年3月 |
|  | 別府温泉•湯山地区 | 西日本地熱発電 | バイナリー発電（神戸製鋼所） | 144 kW （2基） | 2014年10月 |
|  | 別府温泉－竹之内地区 | 日本地熟埛業 | バイナリー発電（神戸製鋼所） | 72kW | 2014年7月 |
|  | 別府温泉•南立石地区 | 平和建設 | バイナリー発電（IHI） | 60 kW （3基） | 2015年4月 |
|  | 別府温泉•明䙮地区 | HTBエナジー | バイナリー発電（神戸製鋼所） | 72 kW | 2016年9月 |
|  | 別府温泉•亀の井地区 | 日本地熟睘業 | トータルフロー（ターボブレード） | 11 kW | 2014年11月 |
|  | 別府温泉－鉄輪地区 | 大分県 | トータルフロー（ターボブレード） | 44kW（2基） | 2015年3月 |
|  | 別府温泉•観海寺地区 | 杉乃井ホテル | シングルフラッシュ（富士䨞機） | 1900 kW | 1980年11月 |
| 大分県九重町 | 牧ノ戸温泉 | 九重観光ホテル | シングルフラッシュ（三面重エ） | 990 kW | 1998年4月 |
| 大分県由布市 | 奥江地区 | 湯布院フォレストエナジー | バイナリー発電（神戸製鋼所） | 50kW | 2015年5月 |
| 大分県由布市 | 奥江地区 | OTE大分 | バイナリー発霜（神戸製鋼所） | 50 kW | 2016年11月 |
| 長崎県雲仙市 | 小浜温泉 | 小浜温泉エネルギー | バイナリー発電（アクセスエナジー） | 125 kW | 2013年4月 |
| 熊本県小国町 | はげの湯 | 旅館まつや | バイナリー発電（IHI） | 60kW（3基） | 2014年5月 |
| 熊本県小国町 | はげの湯 | 合同会社「わいた会」 | シングルフラッシュ（東芝） | 2000kW | 2015年1月 |
| 鹿児島県指宿市 | 霧島温泉 | 䨚島国際ホテル | シングルフラッシュ（富士電機） | 100 kW | 1984年2月 |
| 鹿児島県指宿市 | 指宿温泉 | メディポリス指宿 | バイナリー発需（米オーマット） | 1410kW | 2015年2月 |

（注）1980年代から1990年代にかけて3ホテルで建設された「地熱発電所」も発電の特徵などから判断して温泉発電の範ちゅうに入れた
小倉地区で稼傎中の6件のうち4件については事実上の事業主体であるA社を提示した

温泉発電施設で最も多い発電方式は，沸点の低い媒体を温泉と熱交換して気化

させ，その蒸気の勢いでタービンを回転させるバイナリー発電である。2013年11月に別府市小倉地区で，FITを適用させたバイナリー発電としては最初となる施設が稼働を開始し，2016年11月までに稼働した発電施設は合計 22 件に達した。 このような流れからみてもわかるように，バイナリー発電が温泉発電の主要方式 として定着しつつある。また，各発電施設の設備容量は $1,410 \mathrm{~kW}$（鹿児島県指宿温泉）から 3 kW （静岡県熱川温泉）と幅があるものの，指宿温泉と土湯温泉（福島県，400kW）の 2 件を除けばいずれも 125 kW 以下と小規模である。指宿温泉と土湯温泉の発電施設を含めても，全バイナリー発電施設 22 件（32基）の装置1基あたりの設備容量平均は約 112 kW にとどまっている。

このほか大分県別府市では，温泉井からの熱水と蒸気をそのまま 2 種類のター ビンで回転させて発電する熱水蒸気発電（トータルフロー方式）が 2 件稼働中で ある。この方式は大分県の地場企業連合によって共同開発され，「湯けむりの街•別府」で誕生したことから通称「湯けむり発電」と呼ばれる。

全国の温泉発電のポテンシャルについては，設備容量規模で推定 72 万 $1,800 \mathrm{~kW}$ に達する（村岡，2007）ものの，2016年12月時点で導入されている温泉発電全体の設備容量は $9,000 \mathrm{~kW}$ にも満たず，導入余地はかなりあると判断できる。


図2．2 稼働中 28 温泉発電施設の分析

さらに，これら 28 件•13温泉地の温泉発電施設を分析した結果， 3 つの大き な特徴を有することがわかった。

まず温泉発電が導入されている温泉地は，温泉熱の資源量，すなわち湯量が豊

富である。温泉発電の温度は最低 $70^{\circ} \mathrm{C}$ 以上が必要であり，各温泉地は湯量ととも に高温の温泉を確保していることになる。これは，発電を含む多様な熱利用，熱開発が可能であることを意味し，ひいては地域社会への貢献に結び付きやすい状況だといえる。

次に温泉地•地区ごとによって温泉熱の活用形態が違っていることである。温泉発電も各温泉地•地区でフラッシュ，バイナリー，トータルフローとそれぞれ異なる方式を採用しているほか，発電規模も違っている。さらに，発電後の温泉， または発電の際に分離した熱水はほとんどの温泉地で浴用として二次利用されて おり，さらに温室栽培や養殖などの三次的に利用するところも少なくない。これ らは温泉の湧出量，湯質，温度によって活用形態が異なるほか，地理，気候，文化などの地域特性，政策，そこに存在する利害関係者によっても左右されている。 これは発電を含む温泉熱利用は地域に即した開発が可能であることを意味し，地域が主体となって開発が行われれば地域社会への貢献により結び付きやすくなる。

最後に，バイナリー発電が温泉発電の主要方式として定着しつつあることから もわかるように，発電の設備容量が小規模化してきている。これは地域資本が参入しやすく，地場産業の育成や地元雇用を生みやすい環境が提供されつつあるこ とを意味する。よって地域主体の開発の可能性が広がり，これが地域社会への貢献へと結び付いていくと予想される。

## 2．2．2 地熱利用における温泉発電の位置付け



図2．3 地熱利用における「温泉発電」の位置付け

図 2.3 は，地熱利用における温泉発電の位置付けを整理したものであり，地熱 が効率よくカスケード利用された場合を示した。温泉発電についてはバイナリー発電の場合，理論的には $53^{\circ} \mathrm{C}$ 以上の地熱資源を利用すれば発電が可能であるもの の，発電の効率を考慮すれば現実的には $70^{\circ} \mathrm{C}$ 以上が必要であり，温泉発電の適正温度を $70^{\circ} \mathrm{C}$ 以上， $150^{\circ} \mathrm{C}$ 以下とした（當舎，2014）。

カスケード利用全体を経済分野でみると，地熱利用は $220^{\circ} \mathrm{C}$ 前後の大規模地熱発電から始まり，温度が下がるにしたがって製紙，木材乾燥，食品加工，セメン ト乾燥，温泉発電，温室暖房，きのこ栽培，養殖，ヒートポンプの段階利用が可能となる。また社会分野でも $100^{\circ} \mathrm{C}$ 前後の熱を利用した料理（地獄蒸し料理）か ら順に熱帯植物園，室内暖房，浴用，温水プール，道路融雪などに活用できる。

さらに他の自然エネルギーにない地熱特有の付加価値としての活用として，医療や保養，観覧のほか，硫黄採取，湯の花採取などを挙げることができる。この ような総合的かつ段階的な地熱利用によって，エネルギーの地産地消を図ること ができたり，温泉文化が形成されたりする。そして地熱の総合利用は地域社会の主体性を発揮することにもつながると考えられる。

しかしその一方で，日本の温泉地での実際の温泉熱利用の比率をみると，浴用 には多く利用されるものの，温泉発電を含めて効率よくカスケード利用を行うの は難しいことがわかる。表2．2は，大分県の温泉利用状況報告書（2015年3月時点）をもとに温泉湧出量が日本一を誇る別府市の温泉熱利用の現状について，種類別，利用源泉数，利用比率をまとめたものである。

表2．2 温泉熱利用の現状：別府市の種類別一覧と利用比率
（大分県の「温泉利用状況報告書」（2015年3月31日時点）をもとに作成）

| 温泉熱利用の種類 | 利用源泉数 ${ }^{(4)}$ | 利用比率 ${ }^{(6)}$ |
| :---: | :---: | :---: |
| 浴用•飲用 | 1，699 | 93．9\％ |
| 農業園芸 | 50（35） | 2．8\％ |
| 湯の花（1）採取 | 24（1） | 1．3\％ |
| 温泉発電 ${ }^{(2)}$ | 18（15） | 1．0\％ |
| 観覧用 ${ }^{(3)}$ | 12（4） | 0．7\％ |
| 暖房 | 6（3） | 0．3\％ |
| 合計 | 1，809 ${ }^{(5)}$ | 100．0\％ |
| ［注］ <br> （1）天然の温泉成分で入浴剂として使用される <br> （2）元の報告書の表記は「地熱発電」だつたが別府市には温泉発電施設しかないため「温泉発電」とした <br> （3）温泉が独特な形式でダイナミックに噴出する「地獄」などを指す <br> （4）温泉熟利用の中で浴用•飲用と併用されているものがありカッコ内でその数字を示す <br> （5）浴用•飲用と併用されているものがあることから延べ総利用源泉数とした <br> （6）各種疑別の利用源泉数を延べ総利用源泉数 1.809 で割ったもの |  |  |

それによると，浴用•飲用の利用比率が圧倒的に多く全体の $93.9 \%$ であり，あ

とは農業園芸（ $2.8 \%$ ），湯の花採取（ $1.3 \%$ ），温泉発電（ $1.0 \%$ ），観覧用（ $0.7 \%$ ），暖房（ $0.3 \%$ ）と続いた。各種温泉熱利用が浴用•飲用とあわせて段階的に利用さ れていることも特徴となっているが，浴用•飲用以外の比率は低く，これらの利用拡大によって温泉熱に関係する産業構造を多様化させ地域活性化へとつなげる ことが今後の課題となる。
秋田県旧雄勝町（現湯沢市）の温泉熱の段階利用例（図2．4）は，温泉熱の有効活用が実現すれば，いかに地域社会に多くの貢献を可能とするかを示している。旧雄勝町での温泉熱段階利用は，1982年度以降に通商産業省（当時）と秋田県の支援により「地熱エネルギー開発利用モデル事業」として実施された。


## 図2．4 温泉熱のカスケード利用例（秋田県旧雄勝町の例）

事業では，深さ $1,000 \mathrm{~m}$ から自噴した温泉熱水と蒸気を $1,280 \mathrm{~m}$ にわたつて落差を利用して輸送し，そこで清水と熱交換によって造成熱水をつくった。温度が $80^{\circ} \mathrm{C}$ の状態，毎時 40 t の熱水を，まず国民宿舎や小学校，合宿所の暖房，一般家庭 25 世帯の地域暖房•給湯に活用されたあと，温水プールや町道の融雪，キノコ や山菜の温室栽培，ウナギの内水面養殖へと有効活用した。さらに該当地区は標高 $300-350 \mathrm{~m}$ の山間高冷地であり，稲作の生育が不安定な冷涼地でもあるため，河川水を加えた温水を利用して稲作の安定を図った（押切，1992）。

旧雄勝町のモデル事業は1982年から実験的に行われた。当時は小型のバイナ リー発電装置も開発はされていなかったが，このような段階利用に発電装置を取 り込むことは十分可能だと考えられる。

## 2．2．3 温泉発電の技術的な歴史と価値

全国の温泉発電のポテンシャルは，現在導入されている温泉発電の規模の 80 倍程度に達するとみられ，この点からも導入余地はかなりあると判断できる。しか し，個々の温泉泉源でみると，その湧出量は限定されているため，発電システム を小規模化しなければ温泉発電は普及しないことになる（村岡，2011）。また大規模な地熱発電用として地下深部から採取される高温熱水と比べて，温泉発電に使 ら熱水の温度は低い。このため，日本企業は，小型でありかつ低温でも発電が可能となるバイナリー発電装置の開発に向けてしのぎを削ってきた。

日本では，1999年に茨城県鹿嶋市の住友金属鹿島製鉄所（当時）がアンモニア水を媒体として使らカリーナサイクル方式のバイナリー発電装置（設備容量 $3,450 \mathrm{~kW}$ ）を実用化させたが，この時は温泉ではなく製鉄工場から排出される $100^{\circ} \mathrm{C}$ 近い熱水をアンモニア水媒体と熱交換する方式で発電を行った。2006年に は，富士電機が国産初のオーガニックランキンサイクル（ORC）方式による温泉 バイナリー発電装置（ $2,000 \mathrm{~kW}$ ）を開発し，鹿児島県霧島市の霧島国際ホテルで実証実験を行った。また 2011 年からは新潟県十日町市松之山温泉で環境省地球温暖化対策技術開発等事業として小型カリーナサイクル方式（ 50 kW ）の実証実験 が実施された。


図2．5「温泉発電」の技術的な歴史と価値

その後 2013 年に別府市でFIT初適用となる小型バイナリー発電装置（ORC 方

式，72KW）が稼働し，2016年12月までに全国の 22 温泉発電施設で計 32 基の ORC 方式のバイナリー発電が稼働する結果となった。発電規模については， 125 kW 以下の ORC方式バイナリー発電装置だけでも 8 メーカーが開発している （2）が，これは泉源によって温度，湯量，設置スペースの大きさなどが異なること から，各メーカーがそれぞれの条件に合った泉源をターゲットにするというすみ わけがなされようとしていることを示すものでもある（3）。

小型のバイナリー発電装置が実用化された意義を整理すると，① 小型化により初期投資費用が少なくてすむため，地域の中小企業でも参入しやすくなった，（2）天候にほとんど左右されない，（3）地中の浅い位置からの地熱採取ですむため，探査•掘削が地熱発電開発よりも容易になった，（4）温泉地内での発電施設建設が可能になるため発電後の温泉熱を二次利用できることなどを挙げることができる。

## 2.3 主要 14 事例の詳細分析

## 2．3．1 14 事例への絞り込み

全国で温泉発電を導入している 28 施設を分析した結果，これら温泉地は，（1）発電を含む多様な熱開発の可能性を秘めている，（2）地域の特性に適した温泉エネ ルギー利用がなされている，（3）地域主体による開発の可能性を秘めていることが判明した。


図2．6 14事例への絞り込みに向けての着目点

地域社会への貢献を目指した温泉発電開発の条件を追究するため，これら温泉

地（28件•15地域）をさらに絞り込むことを検討した。その際，地域貢献という キーワードを柱として，（1）温泉熱利用の発展性はあるのか，（2）事業主体は地域活性化にどのような役割を演じているのか，（3）FITの利用•不利用によって地域へ の影響は変わるのか，（4）事業と地域社会の関係はどらなっているのか，（5）開発が もたらす住民の利益の形態やその度合いはどうなっているのか，⑥温泉湧出への影響に対する地域社会の反応•対応はどうなのかの 6 点について検討した結果，図 2.7 で朱色で示す 14 事例（ 17 施設）を抽出することができた。絞り込んだ別府市の8施設のらち 4 施設は同じ地区内にあり，事実上の事業主体が A 社である ため一つの事例として扱った。


## 図2．7 絞り込んだ14事例（17施設）

## 2．3．2 14 事例の事業主体分類

次に，絞り込んだ 14 事例を，民間企業，旅館・ホテル，行政，住民主体組織の 4 事業主体に分類し分析した（表 2．3）。その結果明らかになったことを事業主体別に整理する。

## 〔民間企業〕

絞り込んだ 14 事例の民間企業 5 社は，いずれも地場の中小企業である。もと もと温泉給湯業などを手掛けていた企業が新たに温泉発電事業に踏み切ったか， または温泉発電事業を目的に新たに設立された企業であり，共通点はFITによる売電収入を目的にしていることである。いずれも小型バイナリー発電を導入して

いる。
事業の特徴としてはまちまちであるが，別府温泉•堀田地区で開発された施設 は西日本地熱発電が源泉所有者から，源泉の噴気使用権利を有償で借り受ける「噴気レンタル」方式で発電に踏み切った。また由布市奥江地区にある発電施設は，湯布院フォレストエナジーが発電の際に分離した熱水を利用してキクラゲの栽培 を行っている。一方，別府温泉•小倉地区では A 社が分譲住宅地内の空き地を利用して多くの温泉発電施設を建設，または建設中である。利益を優先するあまり に過剰開発となってしまったことから騒音や景観被害，熱水被害，さらには温泉資源への懸念も浮上した。

〔旅館・ホテル〕
旅館・ホテル 4 事例は，いずれも自己所有の自噴泉を利用して敷地内で発電を行っている。このらち杉乃井ホテル（別府温泉•観音寺地区），九重観光ホテル（大分県九重町•牧ノ戸温泉）は，温泉発電施設が 2000 年以前に建設された。いず れもシングルフラッシュ方式を取り入れており，2011年以降に建設が相次いでい る小型のバイナリー発電と比較すると発電規模は大きい。

両ホテルとも地熱発電を売り物にして宿泊客を呼び込もうとしているのが特徴であり，杉乃井ホテルは「地獄のイルミネーション」と称して敷地内から噴出 する湯けむりをライトアップするとともに，ホテル前の通りをLED 電球 300 万個のイルミネーションで飾り，宿泊客らの目を楽しませている。イルミネーショ ンは，ホテルが所有する「杉乃井地熱発電所」からの電力によって点灯されてい ることがアピールされている。九重連山の真っただ中にある九重観光ホテルは，井戸 2 本からの地熱流体を蒸気と熱水に分離し，蒸気は発電，熱水は宿泊客らが利用する温泉に向けられるほか，暖房などにも利用される。宿泊客らは地熱発電施設の見学も可能となっており，これを目当てに宿泊する客も少なくない。

一方，旅館すがわら（宮城県大崎市•鳴子温泉）は 2014 年 12 月に 5.5 kW 規模の小型バイナリー発電装置を導入して実証実験中だが，旅館まつや（熊本県小国町・はげの湯）は余剰の噴気を活用して小型バイナリー発電装置3基を2014年 5 月に導入し，FITによる売電収入を得ている。

## 〔行政〕

行政が事業主体となる 2 事例は，それぞれが独自の活用を展開させている。兵庫県新温泉町の湯村温泉は，防災拠点の非常用電源を主目的としてバイナリー発電を活用している。日本海に面する新温泉町は豪雪地帯で知られる。中心部にあ る町営の日帰り温泉施設「薬師湯」は，災害時に高齢者や障害者が避難できる福祉避難所に指定されており，ここに電力を安定的に供給できるバイナリー発電装置が設置された。薬師湯ではバイナリー発電で使用されたあとの温泉が浴用とし て二次使用されているほか，次いで周辺の融雪にも使われる。施設内には，半導

体を利用した温度差発電装置も備わつているらえ，充電池も装備されているほか，非常用コンセントや携帯充電機能も充実しており，自治体主導で温泉エネルギー が総合的に利用される取り組みは全国で初めてとなる。実際に災害に見舞われた ことはないが，備えが充実しているというだけでも地域全体に安心感が生まれて いる。

表2．3 14事例の事業主体分類

|  | 温泉地 | 事業主体 | 形態 | 事業の特徴 | 発電方式・メーカー | 最大出力 | 稼働年月 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 民 } \\ & \text { 間 } \\ & \text { 企 } \\ & \text { 業 } \end{aligned}$ | 別府温泉－小倉地区 （大分県別府市） | A 社 | 温泉発雩開発を目的に設立され た地元民間企業 | 地域外から発電企業を誘致，「土地•発電所のセット」変却で計 23 件の契約 | バイナリー発電 <br> （アクセスエナジー，神戸製鋼所） | 822 kW （7基） | 2013年1月～ |
|  | 別府温泉－堀田地区 （大分県別府市） | 西日本地熱発電 | 温泉発電開発を目的に設立され た地元民間企業 | 「噴気レンタル」方式。隣接する日师り温泉施設の源泉を使用。売電中。 | バイナリー発電 （神戸製鋼所） | 144 kW （2基） | 2014年3月 |
|  | 別府温泉•竹之内地区 （大分県別府市） | 日本地熱興業 | 地元の温泉開発事業者 | 自社所有の源泉を活用 | バイナリー発電 <br> （神戸製鋼所） | 72kW | 2014年7月 |
|  | 奥江地区 <br> （大分県由布市） | 湯布院フォレストエナジー | 温泉発電開発•温泉熱利用を目的に設立された地元民間企業 | 温泉熱の二次利用でキクラゲを栽培 | バイナリー発電 <br> （神戸製鋼所） | 50 kW | 2015年5月 |
|  | 東郷温泉 <br> （鳥取県湯梨浜町） | 協和地建コンサルタント | 地元の民間企業 | 鳥取県と湯梨浜町の支援事業 | バイナリー発電（IHI） | 20kW | 2015年6月 |
| $\begin{aligned} & \text { 旅 } \\ & \text { 館 } \\ & \text { 亦 } \\ & \text { テ } \\ & \text { ル } \end{aligned}$ | 別府温泉－観音寺地区 （大分県別府市） | 杉乃井ホテル | 大手ホテル | 所有の自噴泉を利用，「地熱か らの電カによるイルミネーショ ン」を売りものに | シングルフラッシュ （富士電機） | 1，900kW | 1980年11月 |
|  | 牧ノ戸温泉 <br> （大分県九重町） | 九重䂓光ホテル | 中堅ホテル | 所有の自噴泉を利用 | シングルフラッシュ （三菱重エ） | 990kW | 1998年4月 |
|  | はげの湯 <br> （熊本県小国町） | 旅館まつや | 旅館 | 所有の自璌泉を利用 | バイナリー発電（IHI） | 60kW（3基） | 2014年5月 |
|  | 鳴子温泉 <br> （宮城県大崎市） | 旅館すがわら | 旅館 | 所有の自噴泉を利用 | $\begin{aligned} & \text { バイナリー発電 } \\ & \text { (アネスト岩田) } \end{aligned}$ | 5． 5 kW | 2014年12月 |
| $\begin{aligned} & \text { 行 } \\ & \text { 政 } \end{aligned}$ | 湯村温泉 <br> （兵庫県新温泉町） | 新温泉町 | 地方自治体 | 災客時の避難所である公共温泉施設に設雷。電力は売らず に施設で利用 | バイナリー発電（IHI） | 40kW（2基） | 2014年4月 |
|  | 別府温泉－鉄輪地区 （大分県別府市） | 大分県 | 地方自治体 | 温泉熱利用の温室載培実験施設に設畐 | $\begin{aligned} & \text { トータルフロー発電 } \\ & \text { (ターボブレード) } \end{aligned}$ | 44kW（2基） | 2015年3月 |
| 住民主体組織 | 小浜温泉 <br> （長崎県害仙市） | 一般社団法人－小浜温泉 エネルギー | 小浜温泉エネルギー活用推進協樴会が事業実行組織として段立 | 発電事業は地域外の民間企業「洸陽電機」に委託 | $\begin{aligned} & \text { バイナリー発電 } \\ & \text { (アクセスエナジー) } \end{aligned}$ | 125 kW | 2013年4月 |
|  | はげの湯 （熊本県小国町） | 合同会社「わいた会」 | はげの湯と，隣接の岳の湯の全住民26世帯が運営 | 発電事業は域外民間企業「中央電力」に委託，売電収入の $20 \%$ が「わいた会」に | シングルフラッシュ （東芝） | 2，000kW | 2015年1月 |
|  | 土湯温泉 <br> （福島県福島市） | （株）元気アップつちゆ | 土湯温泉町復興再生協議会が復興事業主体として創設 | 売電収入を復興資金に，キー パーソンの存在 | バイナリー発電 （米オーマット） | 400kW | 2015年11月 |

（注）1980年代から1990年代にかけて2ホテルで自家用として煡伇された「地熱発電所」も発電の特徵などから判断して温家発雨の範ちゅうに入れることにした。

湯村温泉は，温泉発電で生じた電力をFITに基づいて売却するのではなく非常用として確保するという他の温泉地にない事例である。売電収入がないだけに特有の課題が浮上してくる。維持管理コストの問題である。1基の設備容量が 20 kW の温泉発電装置 2 基からの電力は薬師湯館内などで利用されることによって電気料金の節約につながっているが，温泉発電システムのメンテナンスなどを含める

と赤字が膨らんでくる。「火災はいつ発生するかわからないため消防自動車は故障しないようにメンテナンスを維持させなければならないという視点と同様」で あり ${ }^{(4)}$ ，温泉発電装置が非常時に機能していなければ本末転倒になってしまう こともあって管理コストの問題は大きな課題となっている。

一方，大分県は2015年10月，別府市内に保有する「大分県農林水産研究指導 センター農業研究部花卉グループ」に，地場企業連合が開発したトータルフロー方式の発電装置（湯けむり発電）を導入した。これは実証実験の段階から支援を続けてきた湯けむり発電装置を実用化させることで，販路促進につなげたいとの意向があった。

さらに同センターでは，敷地内にある源泉から噴出する温泉の熱を利用して花 の栽培や品種改良に関する研究と技術指導を行っているが，温泉発電を導入した のを機に温泉熱のカスケード利用も充実させた。温室栽培施設に地熱を利用した冷暖房機能，温度，湿度，二酸化炭素濃度などの自動制御機能を備えたスマート農業ハウスを建設したほか，温泉熱を利用した土壌消毒施設も備えた。余った大量の熱水も近隣の公共温泉施設に送られるなど，大型温泉地での温泉熱有効利用 のケースを示した。また，熱帯•亜熱帯地域の植物が育つ温室や植物園は一般公開されており，「地獄」などの観光施設，多くの温泉旅館・ホテルが点在する鉄輪地区に近いことから観光客が足を延ばして訪れる場所でもある。温室施設内の一角には，実証実験で使った湯けむり発電装置のほか，湯けむり発電の仕組みを説明したパネルなども展示され，地元小中学校，高校，大学などからの見学を受け入れている。

## 〔住民主体組織〕

住民主体組織は3事例に絞り込んだ。このうち長崎県雲仙市の小浜温泉は，海岸に面した温泉地で，ダイナミックな火山地形や断層地形が広がり，世界ジオパ ークの認定を受けた島原半島の一角にある。泉温は約 $100^{\circ} \mathrm{C}$ と高温で，涌出量は一日あたり 1 万 $5,000 \mathrm{t}$ に上るが，このらち $70 \%$ が未利用のまま捨てられている。 また，浴用に使用する際は， $42^{\circ} \mathrm{C}$ まで水道水を使って冷ましている。温泉熱の用途については以前から有効活用を求める意見が地域住民の間から出ていた。住民 が長崎大学の協力のもと，温泉エネルギーの有効利用について意見交換や勉強会 を行った結果，2011年に地元主体の協議会が設立され，温泉発電の事業化を目指 すようになった。このような経験を通じ地域の結束は強まり，同じ年には事業運営を行う一般社団法人「小浜温泉エネルギー」を誕生させ，環境省温泉発電実証事業によるバイナリー発電に踏み切った。

1年間の実証事業ではスケール（カルシウムやマグネシウムなど堆積物）の深刻な付着問題が表面化したが，現在は新しい手法によってスケール付着問題もほ ぼ解消され，海水冷却システムの導入などを経て 2016 年春に売電事業が実現す

ることとなった。当初は地域住民が主体となって運営する市民発電所の発足を目指していたが，技術的な課題をクリアするにはコスト的な面も含めて専門企業が運営した方がいいと判断し，発電事業会社，洸陽電機（本社•神戸市東灘区）が事業 を引き継いだ。小浜温泉エネルギーが仲介役となって，住民を対象とした温泉発電施設説明会や現地案内を頻繁に実施するなど透明性を持たせ，「地元と近い距離を保った温泉発電所」（小浜温泉エネルギー）として活動を続けている。他の温泉熱利用の観光施設との連携も強めて地元住民ボランティアによる「見学ルート」 を設けている。温泉熱の有効利用についても具体的な対策も検討されており，蒸 し料理，足湯，塩製造，新たな温泉発電導入のほか，温室栽培を計画している。

熊本県阿蘇郡小国町の山中にある「はげの湯」は，地面のいたるところから噴気が上がり，料理や暖房，木材乾燥などに日常的に使われる「地熱の集落」でも ある。2011年1月，「はげの湯」と隣接する「岳の湯」の住民30世帯が共同出資 して合同会社「わいた会」を地熱発電の事業主体として結成した。発足当時は，東日本大震災の前だったほか，FITも導入されていなかったが，住民の間から「せ つかくの余った地熱資源だから，発電に利用して少しでもお金になれば」との要望が強まり，「わいた会」の設立が実現した。1990年代後半，はげの湯付近で別 の地熱開発の話が持ち上がったが，温泉湧出への影響を懸念する地元の反対で断念した経緯があった。今回は，東日本大震災を受けて自然エネルギーへの関心が強まったことや，住民の世代交代が進み反対する者がいなくなったこと，FIT が導入されて売電収入に対する関心が強まったことなどを背景に地域が一体となり，温泉発電施設建設の話が進んだ。

わいた会は温泉発電の建設•運営を電力関連工事・サービス会社，中央電力（本社•東京）に建設•運営を委託している。建設地は，わいた会メンバーの所有地 で，わいた会は中央電力が FITを利用して売電した収入の $20 \%$ を受け取る契約を締結した。旅館が建ち並ぶ地区とは谷を挟んだ反対側の敷地に 600 m の井戸を掘 り，2015年1月に設備容量 $2,000 \mathrm{~kW}$ の「大型の温泉発電」を完成させた。各温泉旅館には温泉のモニタリング機器が設置されており，温泉発電開発が湧出に影響が及んだと判断されれば発電は中止することが契約書に明記された ${ }^{(5)}$ 。

わいた会は，はげの湯と岳の湯に住む全 30 世帯で結成され，メンバーは旅館経営者のほか，この温泉地の産業とは関係なく単に住んでいるという一般住民も いる。働くことができない高齢者も少なくなく，今回の温泉発電開発で定期収入 が得られることになったことから生活がより安定する状況が生まれた。また，わ いた会が資金を出して温泉施設や木材乾燥施設，ハウス園芸施設，観光施設など を充実させて若者の雇用を創出させることも検討している（6）。わいた会の結成•運営をまとめることができたのは，キーパンソンの存在があったことも成果につ ながったといえる。ただし，温泉発電自体は域外の企業に委託されたことで，地

場企業が育つ環境が作れなかったことや，FITの期間が終了したり，参入企業に経営上の問題が生じたりした場合の対処方法について不透明であるなど事業の持続可能性に問題を残す形となった。

福島県福島市•土湯温泉は，2011年3月の東日本大震災の震度 6 強の摇れで ほとんどの旅館，ホテルが倒壊した。さらに土湯温泉から東方約 60 キロの東京電力福島第一原子力発電所の事故によって風評被害が強まり観光客数は激減した。多くの旅館，ホテルが修復費用を捻出できず，震災前 16 件あった旅館は 11 件と なった。この窮地を打開しようと地域の住民らが打ち出したのが自然エネルギー活用による復興計画だった。地域の有志が「土湯温泉町復興再生協議会」を結成，高温の温泉を活用するバイナリー発電事業，温泉地近くにある河川を利用した小水力発電事業に踏み切ることを決定し，その実行主体として発電事業会社「元気 アップつちゆ」を誕生させた。

元気アップつちゆは2015年4月に小水力発電施設（設備容量は 140 kW ）を，同年11月に温泉バイナリー発電施設（ $400 \mathrm{kW)} \mathrm{をそれぞれ}$ よる売電収入は，疲弊した街並みの整備に充てられるほか，共同浴場の充実，エ ネルギー PR 館の新設なども今後の使い道として計画されている。さらに，発電シ ステムの泠却用に使用して温度が上昇した沢水を使ってオニテナガエビを養殖し，名物料理として売り出したり，温泉熱を南国フルーツの温室栽培に利用したりす ることも目標に掲げた。また，2つの自然エネルギー発電施設，養殖場を含めて見学ルートを設けて観光客を呼び戻す計画も打ち出している。2015年，2016年 の夏休みには，小学生を対象とした「再生可能エネルギー体験ツアー」を企画し， ツアー参加者は土湯温泉の旅館に宿泊した。

### 2.414 事例分析のための課題項目の検討と評価

## 2．4．1 課題項目の検討

以上，事業主体別の特徴を整理した上で，14事例が地域社会への貢献を達成す るにあたってどのような課題を抱えているかについて分析する。そのための課題項目を表 2.4 に示した。課題項目は大きくわけて「自然•環境」，「経済」，「社会」 の 3 分野を設定し，それらをさらに細かく分類した。評価項目に基づいた 14 事例の分析を踏まえ，地域貢献のための条件を追究するためにさらに詳細な事例研究を行らためにいくつかの事例を選定する。

## 〔自然•環境〕

まず温泉発電開発，温泉熱利用が環境に配慮されたもとで実施されているかと いう「環境への配慮」に焦点をあてる。この課題を検討するために，（1）事業者が法規制を遵守しているか，（2）開発が実際に周辺環境に影響を及ぼしているかにつ

いて検討した。また温泉発電の開発や熱利用で常に注目しなければならないのが， その開発が温泉湧出に影響を与えていないかどうかである。温泉地が存続するた めの生命線ともいえる温泉資源が，新たな開発によって脅かされるのであれば， それは本末転倒であり，「温泉資源の保護」は主要な課題項目として挙げることが できる。この際，（1）法規則を遵守しているか，（2）湧出への影響があった場合の対策を有しているのかについて検討した。

表2．4 事例分析のための課題項目の検討

|  | 課題項目 | 課題項目の内容 | 主な利害関係者 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 自 | 環境への配慮 | - 法規則を遵守しているか <br> - 周辺珸境への影響はあるか | 事業者，住民，地元企業，観光関係者，行政，観光客 |
| 環 | 温泉資源の保護 | - 法規則を遵守しているか <br> - 湧出への影響があった場合の対策を有しているか | 事業者，住民，観光関係者，行政，観光客 |
| $\begin{array}{\|l\|l\|}  \\ \text { 経 } \\ \text { 済 } \end{array}$ | 地元への経済波及 | - 地元住民の雇用につながっているか <br> - 観光分野や農業分野への経済的波及効果が配慮されているか | 事業者，住民，地元企業，観光関係者，農業関係者，観光客 |
|  | 地元への利益還元 | －地元への利益還元が配櫨されているか | 事業者，住民，地元企業，観光関係者，農業関係者，観光客 |
| $\begin{array}{\|l\|l} \text { 社 } \\ \text { 会 } \end{array}$ | 事業の透明性 | －事業に関する情報の公開が配慮されているか | 事業者，住民 |
|  | 地域住民の関与 | －事業のプロセスに住民の意思が尊重•反映されているか －住民とのコミユニケーションが配慮されているか | 事業者，住民 |
|  | 地元への社会的貢献 | - 地域に結束や自信をもたらすような開発であるのか <br> - 非常時対策としての利用が配慮されているか | 事業者，住民，行政 |

## 〔経済〕

温泉発電開発の地域社会への貢献を検証する際，経済的分野で重要なのは「地元への経済波及」である。すなわち，開発そのものが直接または間接的に，（1）地元住民の雇用につながっているか，（2）観光分野や農業分野に経済的効果が波及す るよう配慮されたものであるかが焦点となる。発電規模が小さく地域に入り込ん だ形で開発が進む温泉発電は，地域資本が参入しやすいため地域に産業や雇用を生みやすいとみられている。さらに，「地元への利益還元」も重要となる。開発に よって事業主体にもたらされた利益に関して，地元への利益還元が配慮されてい るかが課題として浮上してくる。

## 〔社会〕

社会の分野では，温泉発電は地域の財産である温泉資源を利用して開発される だけに，事業者と地域社会との良好な関係が不可欠となる。その際，着目したい課題として，「事業の透明性」，「地域住民の関与」，「地元への社会的貢献」の 3 項目を挙げることができる。まず「事業の透明性」については，住民に対して事業

に関する情報の公開が配慮されているかが必要となる。また，開発が事業者の手 によって一方的に行われていれば住民の反発は招きやすくなるため「地域住民の関与」ができているかどうかも重要である。すなわち①事業のプロセスに住民の意思が尊重，反映されているか，（2）住民とのコミュニケーションが配慮されてい るかを検証する必要が生じてくる。また事業が地元に対して経済的な貢献だけで なく，「地元への社会的貢献」も焦点となる。具体的には，（1）地域に自信や結束を もたらすよらな開発であるのか，（2）非常時対策としての利用が配慮されているか ということを課題項目として挙げなければならない。

## 2．4．2 14 事例の課題項目毎の評価

14 事例を分析するための課題項目を設定したのち，課題項目毎に 14 事例を評価した（表2．5）。


| $\begin{aligned} & \text { 帚 } \\ & \text { 集 } \\ & \text { 茠 } \\ & \text { 衫 } \end{aligned}$ | 温泉地－地域 | 地域特性 | 沮臬騾利用特性 | 政策 | 利㙵関係者 | 砰侕项目 |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  | 自然•琙境 |  | 経済 |  | 社会 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | $\begin{aligned} & \text { 地 } \\ & \text { 萑 } \\ & \text { 售 } \\ & \mathbf{W} \\ & 5 \\ & \hline \end{aligned}$ |  |  |
| 民 | 別府温首－小倉地区 （大分县別府市） | 大梘模温泉地にある一般住宅，新光规模 0 | 浴用，住宔地内に沿泉笔電装置が樓数乱立 | FIT | 源泉所有者が㨞数企業に発电向け給 <br> 湯，行政が乱開発への対応策 | $\square$ | A | $\square$ |  | $\square$ | $\square$ | $\square$ | 新規揃削，克電 |
|  |  | 大規模沼泉地の一角にある山林，制光睍模 1 | 貨切晹施設の棈に温采妾電，浴用，料理 | FIT | 源泉所有者が温泉発電事葉者に「に嘖気し ンダ」 | A | O | A | － | $\bigcirc$ | － | A |  |
|  | 别府温泉－竹之内地区 （大分買別府市） | 大規模温泉地にある一般住宅，観光規模 5 | 紛湯，温泉至電 | 大分県力閔発支授，FIT | 源泉所有の統湦莱者が地罩企業開発の発電装面段惪 | A | $\bigcirc$ | A | － | $\bigcirc$ | － | A | 朓電 |
|  | 奥江地区 （大分楽由布市） | 相光規模 0 | 浴用，温室裁培，温泉筧電 |  fit | 温泉軗を笔電ときくらげ裁培の並行活用 | A | O | A | － | O | A | A | 売電 |
|  |  | 小梘模な温泉地䅐光规模3 | 浴用，盢泉筧電 | FIT | 湴泉管理組合所有の源泉を活用，济恝浜町か艮間事莱者を公綦で決定 | A | O | O | O | O | A | O | 売電 |
|  | 别府沮泉•镇㪯寺地区 （大分累列府市） | 大規模温泉地の一色，鹳光規模5，大型ホテル | 浴用，料理，温泉発電，「地球に優しい電力」利用をうたつた覵光イルミネーション | － | 域外大手漬本による大型杆儿経等。 | A | A | － | － | O | A | A | 電力は直接利用 |
|  | 牧ノ戸温家 （大分買九重町） | 中规模温泉地国立公園内，観光規模5 | 浴用，料理，㛺愿，温泉笔唯 | FIT | 老誧ホテルが温泉発電施設を保有，見学 をバッケージにした宿泊フラン | A | O | － | － | O | － | A | 売電 |
|  | はげの湯 （筑本黙小国町） | ひなひた温泉地慨光規模1，积雪 | 浴用，温泉妾電 | FIT |  | － | O | A | － | O | － | A | 売電 |
|  | 韩子温㲾 （宮城楽大崎市） | 中規模温泉地積雪，観光規模 3 | 浴用，発群したメタンをカフェで活用，料理，野菓乾熛，温年発電 | 地熱開発理解促進䦎連事業，温泉発電は宮城県の支援 |  | A | O | $\bigcirc$ | O | O | － | － | 温泉発霍は験中 実証 |
| $\begin{aligned} & \text { 行 } \\ & \text { 政 } \end{aligned}$ | 晹村沮泉 （兵庫柰新温家町） | 中規模温泉地，日本海倒の豪雪地带，敏光規模2 |  | 温泉発電は福祉避鞋所での非常用電原研保が目的，環境省－ グリーシニューテイール基金，地 熱開発理解促進整倳事業㥲開笔理解促進関運事童 | 新温泉町が主導，キーハーンンが在在 | － | O | － | O | O | － | O |  |
|  | 别府沮泉－鉄的地区 （大分累列府市） | 大規模温泉地，旅能・ホテルが集中，䞋光㚘模 5 |  | $\underset{\text { 地熱開発理解促進䦎連事業．}}{\text { FIT }}$ | 大分県主㴖で温泉懸の総合利用，観光－環境教育同けの資料展示も：温泉発黾装置は地場企業が開発 | A | O | O | O | O | － | O | 売電 |
| $\begin{aligned} & \text { 隼 } \\ & \text { 辛 } \\ & \text { 体 } \\ & \text { 組 } \end{aligned}$ | 小㴈温泉 <br> （長崎曾霊仙市） | 中㚘模温泉地钼光規模 4 ，㳻町 |  |  | 地哣社会が設立した組織が主体で温泉筋利用は進寺が䣽電は哣外企業か開発 | － | $\bigcirc$ | － | O | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | 売宽 |
|  | はげの渴 （篤本累小国町） | 小規模温泉地観光規模 1 | 浴用，温泉奚重，木材乾煤 | 地熱開妧理解促進開連事業， FIT | 地域社会か設立した組幾の委紙て域外企業が累電事業 | A | O | $\bigcirc$ | － | O | O | O | 新規根削，壳龟 |
|  | 土湯温泉 <br> （福島景福島市） | 中規模温泉地，東日本大震災 で被災，原発事故の風評被害，積雪，親光規模 3 | 浴用，足澋，義死，温室載培，温泉発重，観光 $\cdot$ 䌽墫教育 1 に種检利用 | 地熱開峌理解促進閏連事業。福息市支枨事菜，FIT | キーハーソンが存在。旅管数合が会社設立 | A | O | $\bigcirc$ | O | O | $\bigcirc$ | O | 売電 |

項目毎でみると，「自然•環境」における「環境への配慮」については，別府温泉•小倉地区の民間企業による事業については，騒音や景観損壊，熱排水による被害が顕著となっていることから「問題あり＝■」とした。残りの13事例では何

らかの環境被害が生じているわけではないものの，いずれも明確に環境に配慮し ていることを示すものはないことから「問題が生じる懸念あり＝到」とした。

「温泉資源の保護」については，小倉地区の民間企業の過剰開発，別府温泉•観音寺地区の大型ホテルの比較的規模の大きな開発によって，それぞれ温泉湧出 への懸念が生じている。しかし，別府温泉全体で温泉資源がくみ上げられている ことに対して懸念が生じているのが現状であり，小倉地区の過剰開発だけをとっ て温泉資源にどのように影響を及ぼしているかについて明確な因果関係を判断で きないことから「 $\mathbf{A}$ 」とした。同じく観音寺地区の大型ホテルについても，下流地域で減衰が確認されているものの，因果関係は判断できず「 $\mathbf{\Delta}$ 」とした。

「経済」における「地元への経済波及」については，民間企業のほとんどは自社が利益を得るにとどまり，地元への経済的利益はみられなかった。旅館・ホテ ルは，「環境に優しいホテル」などの話題性，独自性を狙って宿泊客を呼び込もら としている。その宿泊客が地元で土産の買い物，食事などをする可能性があるも のの，その効果の度合いについては判断が困難であることから「評価できず（「－」）」 とした。また地元への利益還元についても，ほとんどを「一」とした。

「社会」においては，小倉地区（「■」）を除けば，13事例で「事業の透明性」 は維持できていた。ただ，「地元住民の関与」については，住民主体組織の小浜温泉，はげの湯，土湯温泉が「問題なし＝○」となった以外は，ほとんどが「 $\mathbf{\Delta}$ 」 または「ー」であり，小倉地区は「■」だった。一方，「地元への社会的貢献」に関しては住民主体組織の 3 事例と行政 2 事例（湯村温泉，別府温泉•鉄輪地区） については「○」だった。このようなことから，民間企業と旅館・ホテルは事業 に透明性は維持ができても，住民を巻き込んだ社会的な貢献を行うことは難しい と判断できる。

## 2．4．3 14 事例の評価から見えてきたことと詳細検討のための事例の選定

14 事例について，地域特性や温泉熱利用特性，政策，利害関係者などを鑑みな らが課題項目毎の評価を出した。その結果見えてきたことを以下の視点をもとに整理する（図2．8）。

〔事業主体別から見えてきたこと〕
まず民間企業に見える大きな特徴は，FITを利用した自社の利益優先事業を展開していることから，地元への経済波及はほとんどなく，また地元住民が関与す ることもなく，ひいては地元への社会的貢献も薄い。これによって地域社会との間に問題が生じてくる傾向が強くなると考えられる。旅館・ホテルは，自己所有 の源泉からの余剰の湯•熱を利用して温泉発電施設を建設し，個人として売電収入を得ている。よって地元住民の関与，地元への社会的貢献はほとんど行われて

いないのが現状である。行政は，地域おこしや地元企業の育成，さらには地域の非常時に対するエネルギー源の確保など地元への社会的貢献が中心となっている。 また住民主体組織は地元住民の関与はもちろんだが，住民の利益，地域活性化を目的に開発が行われていることから，地元への社会的貢献が確保できていること も大きな特長となっている。

## 〔地域特性から見えてきた事柄〕

民間企業の参入が目立つているのは，温泉地の中でも周辺が観光地として成り立っていない地域である。また衰退の危機に瀕した温泉地は，危機に直面してい る地元住民らが立ちあがり住民主体組織が結成されている。

## 事業主体別では

1．民問企業は，FITを利用した利益優先の姿勢のため，地域との問で問題が発生する傾向が尘い
2．旅館・ホテルは，余剩の湯や熱を活用し，個人としての売電収入や話題づくりを目的に渞入している
3．行政は，地域おこしや地元企業の育成を目的にしがちである。また非常時のエネルギー矿保にも意譏が強い
4．住民主体組渽は，住民の利益，地域活性化を目的に道入している
地域特性の面では
1．民問企業の参入が目立っているのは，周辺が䚂光地として成り立っていない地域
2．青退の危機に瀕した温泉地は，住民主体組裁が中心となって活羅している

## 利害関係者としては

1．域外からの企業参入ケースでは地元への経済的な利益波及が限定的になってしまう
2．事業者が新規掘削または代替掘削を行った場合はどうしても温泉資源への賕念が浮上してしまう

## 課題項目毎の検討では

民間企業，行政，旅館・ホテルが事業主体になった場合，地元住民の関与が蓴くなる
民間企業，旅館・ホテルは自らの利益が優先して地元への社会的貢献がほとんどできていない

## 詳細な事例研究対象として2つを選定

1．地域社会に混乱が生じたケースとしての「別府温泉•小倉地区」
2．地域社会への貢献を目指したケースとしての「土湯温泉」

図2．8 14事例の評価から見えてきた事柄

## 〔利害関係者から見えてきたこと〕

地域外からの企業が参入するケースでは地元への経済的な利益の波及がどうし ても限定的になってしまう。これは企業が売電収入による利益が目的で参入して いることが背景だと思われる。また，開発に乗り出した事業者が新規掘削または代替掘削を行う場合が多く，結果的に温泉資源への懸念が浮上することとなる。
〔課題項目毎の検討から見えてきたこと〕
民間企業，旅館・ホテル，行政が事業主体になった場合，地元住民の関与が薄 くなってしまう。特に民間企業，旅館・ホテルについては，地元への経済的波及 も，地元への社会的貢献も限定的だった。

以上，14事例について分析を行い，地域貢献の状況について概観できた。その上で，地域貢献の条件を追究するためには，さらなる詳細な事例研究を行う必要 があるとの考えに達した。14事例の分析を踏まえ，詳細検討の対象に適した2事例を取り上げることとした。すなわち地域社会に混乱が生じたケースとしての「別府温泉•小倉地区」と，地域社会への貢献を目指したケースとしての「土湯温泉」 がそれであり， 3 章， 4 章で詳細分析をそれぞれ行うこととする。

## 2.5 まとめ

第2章では，最初に全国で稼働中の温泉発電施設28カ所の現状分析を行った。 この結果， 28 力所の温泉地は，地域の特性に適した温泉エネルギーの利用がなさ れており，発電を含む多様な熱開発の可能性を秘めていることや地域主体による開発の可能性を秘めていることがわかった。さらに，（1）温泉熱利用にさらなる発展は望めるのか，（2）事業主体は地域活性化にどのような役割を演じているのか， ③FITの利用•不利用が地域にどのような影響を及ぼしているのか，（4）事業と地域社会の関係はどうなっているのか，⑤ 開発が住民にどのような利益，不利益を もたらしているのか，またその度合いはどうなのか，（6）開発がもたらす温泉湧出 への影響，それに対する地域社会の反応•対応はどうなのかの 6 視点をもとに 14事例に絞り込んだ。それらを事業主体分類したらえで，「自然•環境」，「経済」，
「社会」の 3 分野の課題項目毎に評価した。地域貢献の条件を追究するために，利益を優先する民間企業の開発が地域社会に混乱を生じさせている典型的な事例 である別府温泉•小倉地区，キーパーソンを中心に住民らが組織を編成し，温泉発電開発，熱利用で温泉地再生へのめどをつけた事例である土湯温泉の2ケース を詳細事例研究のために選び出した。第3章では別府温泉•小倉地区を「地域社会に混乱が生じたケース」，第4章では土湯温泉を「地域への貢献を目指すケー ス」として取り上げ，詳細な事例研究を行う。

## （注）

1．別府市には8カ所の温泉地（別府八湯）が点在し，厳密にはうち 1 カ所が「別府温泉」と呼ばれている。別府市全体の温泉地域は「別府温泉郷」と呼ばれる が，本研究では，別府市全体の温泉地域の呼び名として全国的に広まってい る「別府温泉」の名称を使うこととする。
2．独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が 2014 年 2 月に発行した「小規模地熱発電のらち温泉発電導入促進について（概要版）」による。
3．アネスト岩田へのヒアリングによる
4．兵庫県新温泉町役場職員へのヒアリングによる
5．わいた会の関係者らへのヒアリングによる

6．わいた会の代表，江藤義民氏へのヒアリングによる。

## 第3章

## 地域社会に混乱が生じたケースとしての別府市小倉地区の事例研究

## 第3章 地域社会に混乱が生じたケースとしての小倉地区の事例研究

3.1 目的 ..... 43
3.2 問題発生の経緯とその原因 ..... 43
3．2．1 別府市に集中する温泉発電開発の現状と背景 ..... 43
3．2．2 小倉地区•住宅分譲地内で建設された温泉発電施設 ..... 46
3．2．3 民間企業が乱開発に至った経緯 ..... 47
3．2．4 小倉地区における温泉発電開発の 4 つの問題点 ..... 49
3.3 問題の解消方策分析 ..... 54
3．3．1 騒音被害•景観損壊への対処 ..... 54
3．3．2 熱排水による被害への対処 ..... 55
3．3．3 温泉資源の枯渴への対処 ..... 56
3．3．4 民間企業による乱開発への対処 ..... 57
3．3．5 4つの混乱要因の法規制面での対策検討 ..... 58
3.4 まとめ ..... 59

図3．1 別府市に集中する温泉発電開発の現状と背景
図 3.2 小倉地区•分譲住宅地内に建設された温泉発電施設
図3．3 民間企業が乱開発に至った経緯
図 3.4 「前向き」から「否定的」に変化した報道内容
図3．5 騒音被害•景観損壊
図3．6 住宅と接する温泉発電施設
図3．7 熱排水による被害
図 3.8 側溝•今井川を流れる熱排水と被害のあった田
図 3.9 別府市で浮上する温泉資源問題
図 3.10 小倉地区の位置と別府の温泉減衰懸念の関係
図 3.11 騒音被害•景観損壊への対処
図 3.12 熱排水による被害への対処
図 3.13 温泉資源枯渇への対処
図 3.14 民間企業による乱開発への対処
図3．15 4つの混乱要因の法規制面での対策検討

## 第3章 地域社会に混乱が生じたケースとしての小倉地区の事例研究

## 3.1 目的

第3章では，別府市小倉地区で民間企業が利益を優先するあまりに乱開発に走 り，地域社会を混乱に陥れた事例の研究を行う。無理のある開発に至った背景を分析したうえで，これら混乱要因が法規制によってどこまで対処できるかを追究 する。その上で，法規制では対処できない混乱要因解消の方向をも模索する。

温泉発電の開発環境に優れた別府市では，東京電力福島第一原子力発電所での事故（2011 年）や自然エネルギー普及策の FIT 導入（2012）などを受けて普及 が加速した。小倉地区では，特定の事業者が住宅分譲地の空き地 7 カ所に 24 件 の温泉発電施設を建設したか，または建設中であり，地域住民を無視した開発で あったことから混乱が生じる結果となった。混乱の要因としては，「騒音被害•景観損壊」，「熱排水による被害」，「温泉資源枯渇への懸念」，「利益目当ての乱開発」 の 4 項目を挙げることができ，これら要因に対して別府市が制定した「別府市温泉発電等の地域共生を図る条例」など法規制がどの程度効果的なのかについて検討し，その限界を突き止める。さらに，それをもとに法規制の厳格化以外の対策 について第5章で検討するための論点を整理する。

## 3.2 問題発生の経緯とその原因

## 3．2．1 別府市に集中する温泉発電開発の現状と背景

大分県別府市は全国の中でも温泉発電開発が集中する温泉地でもある。その理由として，別府市が温泉発電に適した特長を有していることを挙げることができ る。1日の温泉湧出量は 12 万 $6,000 \mathrm{kl}$ と日本最大規模を誇る。源泉数は 2,850 孔 にのぼり，これは全国（ $26,505 孔$ 孔）の約 $11 \%$ に相当する。高温泉（ $42^{\circ} \mathrm{C}$ 以上）が多いのも特徴で，総源泉数に占める高温源泉数の割合は $87 \%$ と，全国平均の $60 \%$ を大きく上回る。特に温泉発電にとつて有利となる，高温の噴気が出たり沸騰し ながら温泉水が噴出したりする場所は 348 孔にも達し，全国（ 1,057 孔）の 3 分 の 1 が別府に集中している（由佐，2003）。

市内の水路や小川にはあふれ出た温泉が流れ，ここから立ち上る湯気も別府の温泉旅情を引き立てている。しかし，これは湧き出た温泉が無駄に海へと流れて しまっていることを意味し，その割合は全体の $90 \%$ にも達するといわれる。エネ ルギー資源の有効活用がますます注目されるようになった現在，そのまま捨てら れていく温泉エネルギーの利用が重要視されている。さらに，観光客だけではな く，地域住民が温泉熱を花や野菜のハウス栽培，飲用，暖房に利用したり，病院 が温泉を治療に取り入れたりしているなど，別府市を挙げて，温泉エネルギーの

有効活用に対する意識は高く，この風潮が温泉発電建設の増加にも影響している とみられる。


図3．1 別府市に集中する温泉発電開発の現状と背景（2017年1月8日時点）

さらに，東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた国民の自然エネルギーへ の志向の高まり，温泉発電開発に前向きな報道が相次いでいたなどの世論が開発 の追い風となった。また，「電気事業法」は，発電設備に使われる熱水•蒸気の温度が $100^{\circ} \mathrm{C}$ 以上の場合，ボイラー・タービン主任技術者の選任を義務付けていた が，2014年に「バイナリー発電のうち出力 300 kW 未満，最高使用温度 $250^{\circ} \mathrm{C}$ 未満などの一定要件を満たすもの」については，媒体に代替フロンなどの活性化が スを用いるものについてボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするなど， FIT 施行（2012年）も加えて政策面での支援が普及を後押しした。このほか，温泉発電開発を支援する大分県，別府市など自治体の積極姿勢もみられた。

別府市には温泉発電の開発に適している場所が多く，県内外の企業がビジネス チャンスと見て参入を急いでいるのが現状である。2017年1月時点の別府市の温泉発電施設は 14 件となり，全国で稼働中の施設 28 件の半分を占めた。さらに別府市では建設中，または建設予定のものが 45 件にのぼり，近い将来，別府市で 50 以上の温泉発電が稼働することが確実視されているなど，日本国内の他の温泉地を大きく引き離して「建設ラッシュ」が続いている。

## 3．2．2 小倉地区•分譲住宅地内で建設された温泉発電施設

このような現状の中，別府市西部小倉地区では温泉発電の集中的な建設によっ て地域社会の住環境や温泉資源に悪影響を及ぼすとの懸念が強まった。小倉地区 は1980年代，別府市に本拠を置く不動産会社が温泉付き住宅地として分譲を行 った。別府湾を見下ろすことのできる高台にあることからリゾート的要素も醸し出しており，売り出し当時は話題になった。現在は分譲地内に売れ残った空き地 が点在しており，小倉地区にある温泉発電 24 件は，不動産会社が設立したエネ ルギー開発会社 A 社が，この住宅分譲地の空き地 7 カ所に建設したか，これから建設しようとするものである。施設は，温泉発電装置，電気系統設備，冷却塔な どをセットで「分譲温泉発電ユニット」として売り出され，関西，関東を中心と する県外企業 19 社が購入した（図 3．2）。


図3．2 小倉地区•分譲住宅地内に建設された温泉発電施設

このような開発については，地元の住民に工事についての十分な説明がないう え，県外企業の参入が相次いだ。本来，住宅用として売り出した分譲地内に点在 していた空き地が開発されたことから，住民にとっては騒音，景観損壊などの環境問題が深刻となっている。分譲地には現在 150 世帯が在住している。さらに温泉発電で利用後の高温排水をそのまま川に放流したことから，その排水が水田に流れ込んで稲作ができなくなったところもある。また水路に生息していたメダカ やカニも姿を消した。別府市全体の温泉の水収支が既に限界に達していると推定 されており，小倉地区は扇状地の上部に位置することから，温泉資源の過剰採取

によって長期的には下流にある地域の温泉湧出に影響が出てくるのではないかと の懸念も強まっている。

## 3．2．3 小倉地区で乱開発が起きた経緯

別府には温泉発電に適した源泉が多く存在し，小倉地区の源泉も発電事業に乗 り出すのに十分な湯量を有している。そして，福島第一原子力発電所事故を受け て日本の社会全体に自然エネルギーを称賛する風潮が強まり，FITが導入された ことによって温泉発電開発も全国的に加速した。2012年6月，小倉地区の温泉付 き分譲住宅地を販売した不動産会社が自然エネルギー開発会社「A社」を設立し た。2013年1月， A 社が小倉地区で手掛けた温泉バイナリー発電装置が，温泉発電の FIT 適用第1号として稼働すると全国的にも注目を集め，視察に訪れる企業 や行政関係者，研究者らが相次いだうえ，マスコミの間では「温泉発電開発のパ イオニア」として，むゝろ前向きに評価する立場で報道する姿勢が目立った。こ のFIT 適用第1号となったバイナリー発電施設の起工式には，別府市長（当時） も出席して地元報道機関に開発を称賛するコメントを寄せている（今日新聞 2012年12月3日付）ことからも，行政側も温泉発電建設に前向きだったことをうか がい知ることができる。このような温泉発電開発を評価する風潮や世論が，小倉地区の乱開発の背景にあった。


## 図3．3 民間企業が乱開発に至った経緯

小倉地区で最初のFIT適用の温泉発電が稼働したあと，別府市内で温泉発電の建

設計画が次々に浮上した。温泉発電導入に関して明確な指針を事業者に示す必要 があった別府市は2014年9月，温泉発電を対象とした規制としては全国で初め てとなる「別府市地域新エネルギー導入の事前手続き等に関する要綱」を制定し た。また別府市は，これと並行する形で作成を急いでいた自然エネルギー導入に関する基本方針を盛り込んだ「別府市地域新エネルギービジョン」を2015年3月に公表した。別府市は 4 つの基本方針の中で，（1）温泉資源の保全と活用を重視 する「環境と調和した新エネルギーの導入」，（2）自然エネルギーによる温泉•観光産業の活性化を目指す「観光産業への貢献」，（3）自然エネルギーがもたらす経済的•社会的利益を地域に還元し地域活性化に結び付ける「地域還元型新エネルギ ーの導入」，（4）自立•分散型エネルギーシステムを構築し，災害に強いまちづくり を目指す「災害時のエネルギー確保」を掲げた。


## 図3．4 報道も「前向き」から「否定的」に変化

2015年3月前後からA社は，住宅分譲地内にある自社所有の源泉の増掘を行 らとともに，売れ残った土地の 7 カ所に「温泉発電ユニット」 22 施設の建設工事 を開始し，分譲地内の周辺住民から騒音や景観に対する苦情が相次ぐようになっ た。これに伴い，これまで温泉発電に前向きな報道を行っていたマスコミからも，小倉地区については「新たな設置計画もあり，住民の不安は拡大している。住環境への被害という新たな課題が浮上した」（大分合同新聞 2015 年 9 月 16 日付朝刊）などとする否定的な報道が目立つようになり，温泉発電開発への支持が一辺倒だった風潮に一石を投じる結果となった。

小倉地区の集中開発が始まってから約1年が経過した2016年5月，別府市は「別府市温泉発電等の地域共生を図る条例」を施行した。条例施工後に別府で「乱開発」がみられた場合，これに歯止めをかける内容となったが，小倉地区の開発 については，市が既に承認していることから開発に新たな規制を課すことはでき ず，行政の対応が後手に回る結果となった。

## 3．2．4 小倉地区で浮上した 4 つの混乱要因

別府市小倉地区の集中開発で浮上した混乱要因に関して，（1）地域社会を無視し た開発によって生じた騒音被害•景観損壊，（2）河川の生態系や農業に被害を出し た不適切な熱排水の処理，（3）増掘（代替掘削）によって生じた温泉資源枯渇への懸念，（4）企業による利益目当ての乱開発の 4 分野に分けて，以下に整理した。

## 〔騒音被害•景観損壊〕

図 3.5 は，2016年12月時点の騒音被害と景観損壊についてまとめたものであ る。A社による住宅分譲地内 7 カ所での開発が進むにつれて，住民約 150 世帯の らち温泉発電施設の周辺に住んでいる数十世帯が騒音被害と景観損壊を主張する ようになった。住宅と発電施設が混在する分譲地は，双方の距離が近いところで わずか 3 m にとどまり，住民は汽水分離器やその他機器からの騒音や，点々と無秩序に建設された発電施設そのものが景観を損ねているなどと被害を訴えるよう になった。


A社と住民間のトラブル

- 住宅分讓地内の150世帯のうち，周辺数10世帯が騒音被害と景観損脿を主張
- 住民代表が別府市に苦情を伝え，別府市がA社に改善を指導
- 金属製防音壁を設置し騒音被害は低減するも，景観は悪化と住民が苦情申し立て
- 一部住民は，給湯料の免除を条件に苦情を言わないことを同社に誓約書で約束
- 同社とのトラブルを恐れて一部住民は抗議をしなかった

図3．5 騒音被害•景観損壊（2016年12月時点）

住民代表が別府市に苦情を訴えたのを受け，別府市は A 社側に改善を指導し， A 社は各施設の周辺に金属製防音壁を設置したほか，景観を和らげる目的で植樹 を行った。図3．6の写真4枚のらち「写真 C」は温泉発電施設が稼働中，「写真 A，D」は工事中の状況を示すものである。「写真 B」は防音壁を施した施設の写真であり，いずれも発電施設と住宅の距離が近く混在した状況に置かれているの がわかる。防音壁の設置で騒音被害は軽減したものの，防音壁が金属製だったこ とから，反射や視界が遮られるなどの新たな景観被害を生む結果となった。また A社は，一部住民に対して給湯料の免除を条件に苦情を言わないことを誓約書で約束させ，住民の中には A 社とのトラブルを恐れた者もいたという（1）。

図3．6 住宅と接する温泉発電施設（2016年4月撮影）


〔熱排水による被害〕
温泉の熱排水については， $45^{\circ} \mathrm{C}$ を超える場合に暗渠が義務付けられているが，事実上の規制はなく，温泉発電から流れ出た熱排水も同様である。しかし，小倉地区では， A 社が使用していなかった 2 号源泉の増掘を行ったことから大量の熱水が湧出し，オーバーフローした大量の熱排水が近くの小川に流れ込み被害を拡大させたとみられている（図 3．7）。2号源泉から湧出した沸騰泉は汽水分離器に よって熱水と蒸気に分離され，蒸気は分譲住宅地内に建設された各温泉発電施設 に供給され，熱水は一般家庭に配湯されている。しかし，増掘による大量湧出が原因となり余った大量の熱排水は，側溝を通り川幅が狭く流量が少ない今井川に流出することとなった。


図3．7 熱排水による被害（2016年10月時点）

図3．8は2016年10月時点の被害状況を示した写真3枚である。「写真A」は オーバーフローした熱水が側溝を流れている状況を示した。また「写真B」は温泉発電施設から約 500 m 下流の今井川であるが，ここでも熱排水の温度は $55^{\circ} \mathrm{C}$ に達している。


図3．8 側溝•今井川を流れる熱排水と被害のあった田（2016年4月撮影）

800 m 下流の脇にある水田はこれまで，今井川から水を引き入れて稲作を行っ ていたが， $40^{\circ} \mathrm{C}$ の排水が流入したことから「写真 C 」が示すように，稲作が不可能となった。さらに今井川に生息していたカニやメダカも姿を消したという（2）。今井川にはこれまでも，一般家庭が使用した後の温泉排水が流れ込んでいたが，少量であったため，被害はみられなかった。水田の所有者は小倉地区での温泉発電開発が開始されたころから被害が起きるようになったと主張している。しかし今井川には，A社が所有する源泉以外からも温泉排水が流れ込んでおり，水田の被害と小倉地区での温泉発電開発の因果関係を立証するのは難しい状況にある。小倉地区の 2 号源泉から北に約 400 m 離れた地点に川幅が広くて流量の多い春木川が流れており，別府市は，オーバーフローした熱排水をこの春木川に流すよう に求めた（3）。

## 〔温泉資源の枯渇〕

図 3•9が示すように，別府市では経済高度成長期の1960年代から源泉の新規掘削が急増した。それまでの源泉はほとんどすべてが自噴泉であったが，温泉開発が加速した 1960 年代からポンプでくみ上げる動力泉の導入が急拡大した。こ の影響で本来，自噴泉だったものが自噴しなくなったことから動力泉に切り替え られる事態も相次ぎ，利用源泉数に対する動力泉の比率は約 $80 \%$ に達した（由佐， 2012）。


図3．9 別府市で浮上する温泉資源問題
出所 ：文化的景観•別府の湯けむり景観保存計画（由佐）
別府市で湧出する温泉は，背後にある鶴見岳•伽藍岳などに浸透した雨水が約

50 年かけて噴出するとみられている（大分県，2016）が，動力泉が $80 \%$ に達し ている現状からすれば，別府の地下から，天水循環を無視して温泉をくみ出して いることになり，温泉湧出量のほとんどは既に採取•利用されている状況に陥っ ているといえる。すなわち，別府市の天水循環系の水収支は限界を迎えていると判断できる。

別府市の西側には鶴見岳，伽藍岳などの火山群が連なり，その前面に大規模な火山麓扇状地が広がっている。別府温泉の熱源は主に伽藍岳の地下に存在すると みられている。また断層に沿って流れる温泉水の主な流動経路は 2 通りある。こ のうちの一つの流動経路の上流に小倉地区があり，そこで温泉発電施設の建設が集中的に行われている。温泉資源の採取が限界に達しているとみられる別府温泉 では，長期的にみて小倉地区での集中的な温泉熱利用が下流地域の温泉湧出に影響を与える恐れが強まっているといえる（図 3．10）。


図3．10 小倉地区の位置と別府の温泉減衰の関係

さらに小倉地区の増掘によって，温泉資源への懸念が生じた。増掘をする場合，埋設管の口径を「50A」（50 mm）から「80A」（ 80 mm ）に拡大するのが一般的であ り，これは温泉資源の採取量が拡大されることを意味する。小倉地区では新たな増掘も予想されていることから温泉湧出への影響に対する懸念が強まった。

## 〔企業による利益目当ての乱開発〕

そもそも地元では，小倉地区を開発した A 社について事業者としてのモラルに

疑問を呈する声が多かった。A社の事実上の親会社である不動産会社が販売した温泉付分譲住宅地は，管理•運営に問題があると言われている状態であり，その ような企業体質が地域住民への配慮を顧みない乱開発につながったと考えられる。

例えば，分譲住宅地内の道路はすべて私道であることから公共の水道管は埋設 されておらず，上水道は地下水をくみ上げて有料で給水されているが，濁ったり量が少なかったりするなど水質•量に問題が起きている。また，最初の分譲から 30 年以上経過していることから，道路は舗装がはがれて荒れた状態となっている。自治体（会員は約100人）は，私道の所有権を別府市に移譲することで，（1）道路 の補修，（2）上下水道の整備，（3）街灯料金の無料化などを目指したが，私道の利権者が 1,000 人以上に上り，既に所在不明になっている者が多く，全利権者の合意 を得るのは不可能であることから断念した経緯がある（4）。

このため， A 社を知る地元企業は，取引でトラブルが生じる可能性のあること を懸念し，小倉地区に建設される温泉発電施設の購入に動こうとしなかったとみ られ，結果的に，発電施設を購入したのはすべて関東，関西を中心とする県外の企業になったと思われる。

## 3.3 問題の解消方策分析

## 3．3．1 騒音被害•景観損壊への対処

騒音被害や景観損壊に対しては，環境影響評価法をはじめ多くの法規制が存在 する。しかし温泉発電に関しては，本来適用されるべき法規制が，規模の小ささ や工作物としての性格上の理由から適用できない場合が少なくない。例えば，環境影響評価法や大分県環境影響評価条例は，一定の事業規模（出力 1 万 kW 以上 の第1種事業，出力 $7,500 \mathrm{~kW}$ 以上•1 万 kW 未満の第 2 種事業）のみを対象とし ており，小規模な温泉発電には適用されない。

また景観問題については，都市計画法で規制の対象を建築物と特定工作物とし ているが，「発電所は事業用電気工作物であり建築物ではないと定められている」 （電気事業法）ことから，都市計画法での規制はできない。さらに，景観法に基 づいて別府市景観計画，別府市景観条例が制定されているものの，規制対象が「景観に与える影響の大きい工作物」とされ，これら法規制も小規模な温泉発電を対象にできる状況にはなかった。一方，騒音について別府市は，工事計画書の届け出があった場合に騒音規制法に基づいて指導を行っている。しかし，2011年の規制緩和で「出力 300 kW 未満の温泉発電設備は工事計画書の届け出は不要」（電気事業法）となったことから，小規模な温泉発電施設については騒音に関する規制 や指導が事前にできなくなった。

このようなこともあり別府市は，適用されない部分を補完する目的で2016年 5 月に別府市温泉発電等の地域共生を図る条例」を施行した。条例では，対象と

する温泉発電設備の設備容量を 10 kW 以上 $7,500 \mathrm{~kW}$ 未満としたほか，事業用電気工作物の中でも発電設備や冷却塔などが景観規制の対象になることを明確にし た。さらに，事業者には着工前に市と事前協議を行うことを義務付け，騒音につ いては，騒音規制法第 6 条に基づいて環境課と事前協議を行うことを定めた。


図3．11 騒音被害•景観損壊への対処

しかしその一方で，（1）景観は個人の価値判断が入ってくるため規制基準をどこ に定めるかが難しい，（2）噴気の騒音は，川の水が流れたり鳥が鳴いたりする音と同じ「自然音」とみなされるため規制ができないなどの課題も浮き彫りになった。

## 3．3．2 熱排水による被害への対処

温泉発電後の熱排水については事実上規制が設けられていない。また高温の熱排水で農業被害や環境被害が生じた場合，市が改善の行政指導を行うことができ るが，罰則規定はない。温泉の排水をめぐっては水質汚濁防止法による規制があ るが，これは水質悪化による健康被害を防ぐことが主たる目的であり，温泉発電後の排水の温度の高さについての制限は定められていない。

このようなことから別府市は，小倉地区で源泉からオーバーフローした大量の熱排水が小川に入り込んで被害を拡大させた問題について，「別府市温泉発電等 の地域共生を図る条例」に基づき水利関係者に事前説明し，承諾を得るよう義務付けた。しかし，熱排水の被害が起きた場合に，熱排水を特定して被害との因果関係を立証するのは困難であり，行政指導にも限界が生じてしまうということが

課題として残った。また，大分県環境審議会温泉部会は，温泉発電後の熱水を地下に還元することを求めているが，法的拘束力がないため実効性に乏しいと考え られる。実際のところ，還元井を掘ると高額のコストがかかることから，ほとん どの事業者は地下還元を行っていない。


## 図3．12 熱排水による被害への対処

## 3．3．3 温泉資源の枯渴への対処

別府市では天水循環系の水収支は限界を迎えており，温泉資源に対する懸念が強まっている。しかし，それにもかかわらず，十分な規制が整っていないのは，温泉湧出に関するデータが不足しているのに加え，市民の温泉枯渴への危機感が薄いことが背景にあると思われる。「別府市温泉発電等の地域共生を図る条例」は，熱源となる源泉から 150 m 以内に所在する源泉所有者（近隣温泉関係者）のモニ タリング実施を開発事業者に課している。モニタリングは，着工前，稼働してか ら 6 力月後， 1 年後に実施し，その後も 1 年おきに行らことを義務付け，開発が温泉資源に影響を与えていないどうかについて市に報告することも課されている。 しかし，モニタリングで温泉資源への影響が判明した場合の事業者の対応につい て強制力がないほか，埋設管の口径が申告通りのものであるかチェックする機能 が事実上存在しないなど課題も残っている。

## 法規制との関係

- 温泉発奄開発に対して，温泉採取量を決める埋設管の口径に関する規制が甘い
- 余剩分の温泉を地下に逗元することを強制していない
- 温泉㴗出に関するデータが不足しているため，具体的な対策を满じるのが困難



## 残された淉題

モニタリングで温泉資源への影響が判明した場合の事業者への対応について強制力がない
－埋設管の口㙍をチェックする機能が事実上存在しない

## 図3．13 温泉資源の枯渴への対処

## 3．3．4 民間企業による乱開発への対処

小倉地区で乱開発が行われたことを教訓に制定された「別府市温泉発電等の地域共生を図る条例」では，事業者に義務付けられた責務を果たさない場合は改善勧告を受ける。さらに事業者が勧告に従わない場合は，インターネットによる企業名の公表を行うとともに，経済産業省など関係機関にその企業が勧告に従わな い旨の情報を通知することになっている（第21条）。これは，事業者が関係機関 から受けていた諸認定の取り消し処分を受けたり，新たな認定を受けられなくな ったりすることを意味し，「事業者にとってはかなりきつい処分になる」（別府市） という。

また市は，（1）暴力団関係者でない，（2）導入案件が公益を害する恐れがない，③）近隣区域の自然環境，生活環境におよぼす影響に対して適切な措置を講じている などを条件に，国の補助を受ける前提となる同意文書を交付するが，違反があれ ば同意を取り消すなどの措置をとる。さらに地域社会の混乱を避けるため，地元説明会の徹底も図った。すなわち，（1）事業計画の内容と環境影響調査の結果を地元に説明する，（2）発電所から 200 m 以内に住む近隣関係者，近隣温泉関係者に対 して確実に説明することを義務付け，その結果を市にも報告する，③定められた様式による説明会等実施調書の作成，開催を通知した旨の資料，説明を受けた者 の名簿，質疑応答を整理した資料など説明会に関する一連の資料を充実させるこ とを事業者に求めている。

しかしこれについては，企業名の公表によって違反した企業は一定の厳しい処

分を受けることになるものの，厳格な罰則規定がないことから規制を潜り抜けて事業を継続させる企業が出てくる可能性もある。また，企業が条例に基づいて最低限の義務を果たしたとしても，地域住民との信頼関係が必ずしも構築されるわ けではなく，結果的に持続可能な事業にはつながらないと考えられる。

## 乱開発の背景

- 事業主体が利益優先に走ったため地元企業が参入に及び腰となる
- 域外企業が開発の中心となり，地域を無視した開発につながる

「別府市温泉発電等の地域共生を図る条例」（2016年5月1日施行）


## 図3．14 民間企業による乱開発への対処

## 3．3．5 4つの混乱要因の法規制面での対策検討

以上，別府市小倉地区で浮上した 4 つの混乱要因について，「別府市温泉発電等 の地域共生を図る条例」を中心とした法規制面からの対策検討を試みた。騒音被害•景観損壊では，条例によって小規模な温泉発電開発を対象にした規制の強化 を検討したが，（1）温泉噴気は自然音であり騒音として扱われない，（2）個人の価値判断が入りがちな景観問題は規制が難しいなど法規制以外の対処が必要になるこ とがわかった。また熱排水被害問題については，同条例によって水利関係者に事前説明を義務付けたほか，大分県環境審議会温泉部会が温泉の地下還元を推奨し たが，（1）強制力がないため実効性に乏しい，（2）環境被害が出た場合の因果関係の立証が難しい，③温泉の地下還元はコスト高から事実上実行されていないなどの課題が浮上した。

一方，温泉枯渴に対する懸念の問題は，事業者に周辺温泉の継続的なモニタリ ング実施•報告を義務付けるなどの方策が同条例によって打ち出されたものの， モニタリングで温泉湧出への影響が判明した際の事業者の対応に強制力はなく，今後の課題として残った。民間企業による乱開発については，企業に対して，（1）

違反があれば国の補助金交付に対する市の同意を取り消す，（2）違反した場合に出 す改善勧告に従わなければ企業名を公表する，③ 地元説明会の徹底を図るなどの対処が同条例により行われたが，そもそも条例に厳格な罰則規定がないうえ，条例を遵守したとしてもそれが地域社会との信頼関係の構築につながらないなど法規制の限界が浮き彫りになった。


「別府市温泉発奄等の地域共生を図る条例」が目指す
「温泉資源の持続可能な利活用•地域の振興•公共の福祉」につながらず

## 「法規制の菛格化，またはそれ以外の手段による対策の構筑」を考慮する必要がある

## 図3．15 4つの混乱要因の法規制面での対策検討

この結果，「別府市温泉発電等の地域共生を図る条例」が目指している「温泉資源の持続可能な利活用•地域の振興•公共の福祉」にはつながっておらず，法規制の厳格化，またはそれ以外の手段による対策の構築を考慮する必要があること がわかった。

## 3.4 まとめ

湧出量が多く温泉発電開発に適した環境にある大分県別府市では，自然エネル ギー開発会社「A社」が2015年ごろから売電利益を優先したとみられる乱開発 により，周辺地域に騒音被害•景観損壊，熱排水による被害を引き起こしたほか，温泉資源枯渇への不安を生じさせるなど地域社会を混乱させる結果となった。別府市は A 社のこれ以上の乱開発や同様の企業が現れるのを防止するため，2016年5月に「別府市温泉発電等の地域共生を図る条例」を制定したが，規制だけで は過剰開発を阻止できないことが明らかとなった。このままでは条例が目指す「温泉資源の持続可能な利活用•地域の振興•公共の福祉」にはつながらないため，

法規制の厳格化，またはそれ以外の手段による対策の構築を考慮する必要がある

## （注）

1．小倉地区内，周辺住民へのヒアリングによる。
2．被害に遭った水田所有者へのヒアリングによる。
3．行政関係者へのヒアリングによる。
4．小倉地区住民へのヒアリングによる。

## 第4章

地域への貢献を目指すケースとしての
土湯温泉の事例分析

## 第4章 地域への貢献を目指すケースとしての土湯温泉の事例分析

4.1 目的 ..... 63
4.2 震災•原子力発電所事故による土湯温泉の状況 ..... 63
4．2．1 土湯温泉の概要 ..... 63
4．2．2 震災•原子力発電所事故による被害と復興事業 ..... 64
4.3 土湯温泉の復興事業の詳細分析 ..... 66
4．3．1 土湯温泉の地域再生スキーム ..... 66
4．3．2 土湯温泉バイナリー発電事業の関連法規制 ..... 68
4.4 土湯温泉のキーパーソンの役割 ..... 69
4．4．1 復興事業に関わる主要組織とキーパーソン ..... 69
4．4．2 キーパーソン・加藤勝一氏の存在意義 ..... 71
4.5 土湯温泉復興事業の成果と課題 ..... 72
4．5．1 土湯温泉事業の経済的成果 ..... 72
4．5．2 温泉発電事業が「成功」した理由と残された課題 ..... 73
4.6 まとめ ..... 74

## 図 4.1 土湯温泉の概要

図4．2 震災•原子力発電所事故による土湯温泉の影響
図4．3 土湯温泉の震災被害と復興事業
図4．4 土湯温泉の地域再生スキーム
図4．5 土湯温泉の復興事業開始までの経緯
図4．6 土湯温泉復興事業に関わる主要組織とキーパーソン
図 4.7 キーパーソンとステイクホルダーの詳細関係
図4．8 キーパーソン・加藤勝一氏の存在意義
図4．9 土湯温泉事業の経済的成果
図 4.10 温泉発電事業の成功理由と残された課題

表4．1 土湯温泉バイナリー発電事業の関連法規制

## 第4章 地域への貢献を目指すケースとしての土湯温泉の事例分析

## 4.1 目的

第4章は，東日本大震災による家屋倒壊と東京電力福島第一原子力発電所事故 の風評被害による観光客減少で存続の危機に直面した土湯温泉が，温泉発電を含 む温泉熱を利用した復興事業に取り組んだ事例を取り上げ，地域貢献に関するメ リット，さらには浮上した課題について検討するのが目的である。土湯温泉は大手企業など地域外の参入を認めず，住民主体組織が築いた地域再生スキームによ つて復興に向けての道筋を作り上げることができた。豊富な温泉資源を利用した温泉発電（設備容量は 400 kW ）事業，温泉地を流れる河川を利用した水力発電 （ 140 kW ）事業により売電収入を確保し，これらを震災復興やまちづくりの資金 に活用するものである。

住民主体組織による温泉発電事業が，一定の地域社会への貢献を実現させた理由として，そこにリーダーシップの発揮できるキーパーソンの存在があったこと を挙げることができる。このキーパーソンのもと，旅館・ホテルの関係者らを中心としたフォロワーらの結束が強まり，全国から注目されるような温泉発電事業，温泉熱利用のケースを作り上げることが可能となった。しかし，（1）復興事業組織 のメンバーの大半が旅館やホテル関係者だったことから再建が観光関連中心にな り，恩恵が地域全体に行き渡っていない，（2）本来の目的である非常用電源の確保， エネルギーの地産地消などが未到達のままになっているなどの課題も残しており，地域社会への貢献をより充実させるための条件を追究する必要がある。

## 4.2 震災•原子力発電所事故による土湯温泉の状況

## 4．2．1 土湯温泉の概要

福島県福島市•土湯温泉は磐梯朝日国立公園の一角に位置し，吾妻連山や安達太良山など風光明媚な山々に囲まれた温泉地である。住民566人，319世帯（2017年 2 月時点）で，若者の流出が激しく住民の約 $46.3 \%$ を高齢者が占める（2015年 8 月時点）。温泉は中心部から約 2 キロ離れた山間部に共同管理の源泉群（数十カ所）を所有している。

事実上使用しているのは 3 つの泉源である。このうち 16 号泉は湧出温度が $155^{\circ} \mathrm{C}$ に達し，造湯量も毎分 900 とと高温，大湯量の泉源ともなっている。このほ か 2 号泉（ $140^{\circ} \mathrm{C}$ ，毎分 350 も）と 15 号泉（ $45^{\circ} \mathrm{C}$ ，毎分 $250 \ell$ ）があり，総湯量は，毎分 1,500 lに達する。これら源泉から温泉街の各旅館，一般家庭へと温泉が供給 され，管理は温泉協同組合による一元体制となっている。2015年度の宿泊者数は 15 万 7,574 人，日帰り客数は 9 万 4,617 人（いずれも入湯税ベース）であった。


## 図4．1 土湯温泉の概要

## 4．2．2 震災•原子力発電所事故による被害と復興事業

2011 年 3 月の東日本大震災の震度 6 強の摇れでほとんどの旅館，ホテルが倒壊した。さらに土湯温泉から東方 69 km の地点にある東京電力福島第一原子力発電所の事故によって風評被害が強まり観光客数は激減した。多くの旅館，ホテル が修復費用を捻出できず，震災前 16 件あった旅館は 11 件となった。これに伴つ て旅館収容人員も震災前に 2,328 人（2011 年 2 月時点）だったのが震災後は 1,052人（2011 年 9 月時点）と $55 \%$ の激減となった。入込客数は 2011 年全体で 6 万 9,420 人となり，前年（20万 4,853 人）に比べて $66 \%$ アマイナスとなった。 2011年の日帰り客数は 3 万 3,850 人で，前年（5 万 3,028 人）比 $36 \%$ 減だった（図 4．2）。

また土湯温泉は，福島県浪江町と南相馬市から原子力発電所事故避難者 794 人 （2011 年 4 月末時点）を受け入れた。 避難者らは震災被害が比較的軽微な 8 旅館に分かれて一時的に生活した。被災と風評被害の影響で最終的に廃業に追い込 まれた5旅館のうち2旅館は解体され，その跡地は公衆浴場や，土湯温泉の名産 でもあるこけしを売り込む「こけしミュージアム」の建設が予定されている。残 る 3 旅館については，2旅館が他の旅館に買い取られた後に再建したほか，1旅館はレストランや特産品販売所として再建されることとなっている。

東日本大震災前後の旅館数•入込客数比較（湯游つちゅ温泉孟同粗合のデータをもとに作成）

|  | 東日本大震災前 | 東日本大震災後 | 震災後の増減率 $^{30}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 旅館数 | 16 軒（2011年2月時点） | 11軒（2011年11月時点） | $-31 \%$ |
| 旅館収容人員 | 2,328 人（2011年2月時点） | 1,052 人（2011年9月時点） | $-55 \%$ |
| 入込客数 $($ 宿泊） | 204,853 人（2010年） | 69,420 人（2011年） | $-66 \%$ |
| 入込客数 （日帰り） | 53,028 人（2010年） | 33,850 人（2011年） | $-36 \%$ |

- 東日本大震災の本震被災時の震度は「6強」
- 震災後の停電期間は3日間
- 東京電力福島第一原子力発電所からの直線距離は 69 km
- 浪江町 • 南相馬市から原発事故避難者 794 人を受け入れ（2011年4月末時点）震災被害が比較的軽微な8旅館が受け入れ
山水住（175人），土湯温泉ホテル（111人），天景園（96人），いますや旅館（94人），松雲閣（82人），山根屋旅館（67人），はるみや旅館（65人），ニュ一屚屋（41人），川上温泉（32人），小滝温泉（31人）
- 被災と風評被害で最終的に廃業に追い込まれた旅館と現状（2017年3月現在）
- 富士屋旅館一解体，公衆浴場建設へ－観山荘 $\rightarrow$ 解体，「こけしミュージアム」建設へ

○いますや旅館一レストラン（温臬熱利用の養殖エビ提供），特産品販売所として再建へ
天景園 $\rightarrow$ 福島県内旅館業者に買い取られ，新旅館「福うさき」として再建
－土湯温眿ホテル $\rightarrow$ 山水荘が復興作業関係者の宿舍として購入，再建

図4．2 震災•原発事故による土湯温泉の影響

このような土湯温泉の窮地を打開しようと地域の住民らが打ち出したのが自然エネルギー活用による復興計画である。地域の有志が「土湯温泉町復興再生協議会」を結成，さらに発電事業会社を設立し，2015年4月に温泉地近くにある河


図4．3 土湯温泉の震災被害と復興事業

川を利用した小水力発電施設（設備容量は 140 kW ）を，同年 11 月に温泉バイナ リー発電施設（400kW）をそれぞれ稼働させた。

発電による売電収入は，疲弊した街並みの整備に充てられるほか，共同浴場の充実，温泉熱を利用した温室栽培，エネルギーPR館の新設なども今後の使い道と して計画されている。また発電システムの冷却用に使用して温度が上昇した沢水 を使って，オニテナガエビの養殖に既に乗り出しており，今後は建設が予定され ているレストランや，旅館・ホテルで名物料理として売り出すことを目標に掲げ ている。また，2つの自然エネルギー発電施設，養殖場を含めて見学ルートを設 けて観光客を呼び戻す計画も打ち出している。2015年，2016年の夏休みには，小学生を対象とした「再生可能エネルギー体験ツアー」を企画し，ツアー参加者 は土湯温泉の旅館に宿泊した。

## 4.3 土湯温泉の復興事業の詳細分析

## 4．3．1 土湯温泉の地域再生スキーム



図4．4 土湯温泉の地域再生スキーム

図 4.4 は土湯温泉の復興に向けた地域再生スキームである。核となるのが復興事業主体「元気アップつちゆ」であり，土湯温泉全体の温泉供給事業を手掛ける「湯游つちゆ温泉協同組合」が $90 \%$ に相当する 1,800 万円を，土湯温泉の振興や自然保護に取り組む NPO「土湯温泉観光まちづくり協議会」が $10 \%$ に相当する 200 万円をそれぞれ出資して 2012 年 10 月に設立された。また震災から約半年後

に地域住民ら有志が復興事業に乗り出すために結成した「土湯温泉町復興再生協議会」は解散し，代わって発足した「土湯温泉町地区まちづくり協議会」が元気 アップつちゆの企画立案に携わった。

元気アップつちゆは，環境省の再生可能エネルギー緊急検討調査委託事業とし て2011年12月に獲得していた補助金（5，500 万円）をもとに温泉発電可能性事業調査を，次いで 2012 年 8 月に得た国土交通省からの補助金（1，614 万円）で小水力発電の可能性調査事業を実施した。さらに復興庁や福島県，福島市などの行政支援を得て小水力発電事業会社「つちゆ清流エナジー」と温泉発電事業会社「つ ちゆ温泉エナジー」を設立した（いずれも元気アップつちゆによる $100 \%$ 出資，出資金額は 500 万円）。


図4．5 土湯温泉の復興事業開始までの経緯と残された課題

土湯温泉の温泉発電開発を中心とする復興事業の大きな特長は，資源調査や設備設計，発電装置の選定•発注などの運営面で地域外の大手企業の参入を認めず に地元組織がすべて主体で行われたことである。このため，巨額の資金調達を余儀なくされたが，独立行政法人「石油天然ガス・金属鉱物資源機構」（JOGMEC） から民間融資についての債務保証を取り付けるなどして乗り切った。具体的には 2014 年春に，小水力発電事業費として 3 億 6,200 万円を確保し，その資金調達先の内訳は福島信用金庫融資が 1 億 2,200 万円，日本政策金融公庫融資が 1 億円，経済産業省補助金が 1 億 4,000 万円だった。またこれと前後して温泉バイナ リー発電事業費として 7 億 600 万円（内訳は福島信用金庫融資が 5 億 5,700 万

円，日本政策金融公庫融資が 8,400 万円，経済産業省補助金が 6,500 万円）を確保した。JOGMECは，温泉バイナリー発電事業費として福島信用金庫から融資さ れた 5 億 5,700 万円について $80 \%$ の債務保証を行った。このほか，商工中金が「湯游つちゆ温泉協同組合」に温泉造湯設備の拡充，温泉バイナリー発電装置の冷却水給水設備増設向けに 5,000 万円を融資した。

## 4．3．2 土湯温泉バイナリー発電事業の関連法規制

次に，土湯温泉のバイナリー発電事業の関連法規制について整理する。住宅地 に建設されて問題となった別府温泉•小倉地区の温泉発電開発の事例（第3章） では，騒音や景観，熱排水などに関連する法規制が議論の中心となったが，土湯温泉の場合は発電装置の設置場所が温泉街から約 2 km 離れた山間部の河川沿い にあり，国立公園第 3 種特別地域に属することから，表4．1 で示すように自然公園法や森林法，河川法などが関係する。

表4．1 土湯温泉バイナリー発電事業の関連法規制

| 法規制 | 所管 | 対象となる行為 | 許認可の種類 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 建設に関する許認可 |  |  |  |
| 自然公園法 | 福島県北地方振興局 （環境省） | 国立公園第3種特別地域での機器設置 | 自然公園特別地域内工作物新築許可 |
|  |  | 国立公園第3種特別地域での用地造成 | 自然公園特別地域内土地形状変更許可 |
| 森林法 | 福島県北農林事務所 （農林水産省林野庁） | 保安林内での建設工事 | 保安林内作業許可 |
|  |  | 保安林内での土地造成 | 保安林內土地形質変更許可 |
| 国有林野 <br> 管理経営法 | 福島県北農林事務所 （農林水産省林野庁） | 国有林内での取水配管敷設 | 国有林野使用許可 |
| 河川法 | 福島県北建設事務所 （国土交通省） | 取水配管の河川横断 | 河川工作物設置認可 |
| 砂防法 | 福島県北建設事務所 （国土交通省） | 砂防指定地内での建設工事 | 砂防指定地内行為許可 |
| 設備•運用に関する許認可 |  |  |  |
| 電気事業法 | 産業保安監督部 <br> （経済産業省） | 電気主任・ボイラータービン主任の選任 | 主任技術者の選任 |
|  |  | 発電所設備の建設 | 工事計画の居け出 |
|  |  | 発電所設備の運転 | 保安規程の㕍け出 |
| 消防法 | 福島市消防本部 <br> （総務省消防庁） | バイナリー発電装置の媒体 <br> ペンタンの保有 | 危険物取扱所設置認可 |
| 労働安全衛生法 | 労働基準監督署 <br> （厚生労働省） | 汽水分離器など圧力容器の設計 | 第一種圧力容器の製造許可 |
|  |  | 汽水分離器など圧力容器の設置 | 第一種圧力容器の設置届 |

温泉発電施設に関する許認可としては，国立公園第3種特別地域内の用地を造成し機器を設置することから，自然公園法に基づいた「自然公園特別地域内土地形状変更許可」や「自然公園特別地域内工作物新築許可」が必要となった。また

保安林内での建設工事，土地造成にあたることから，森林法も適用されたほか，国有林野管理経営法（国有林内での取水配管敷設に伴った「国有林野使用許可」），河川法（バイナリー発電装置の冷却用の取水配管が河川を横断するのに伴う「河川工作物設置許可」），砂防法（砂防指定地内での建設工事に伴う「砂防指定地内行為許可」）に基づく許認可が必要となった。

さらに温泉発電の設備•運用に関する許認可としては，ボイラー・タービン主任技術者の選任，工事計画の届け出，保安規程の届け出（いずれも電気事業法）， バイナリー発電の媒体としてペンタンを使用することから危険物取扱所設置認可 （消防法）が必要になった。このほか，汽水分離器など圧力容器の設計や設置を行らことから，労働安全衛生法に基づいて「第1種圧力容器の製造許可」，「第1種圧力容器の設置届」の許認可申請を出す必要が生じた。

## 4.4 土湯温泉のキーパーソンの役割

## 4．4．1 復興事業に関わる主要組織とキーパーソン

土湯温泉の復興事業が軌道に乗ることができたのは，東日本大震災以来，まち づくりのリーダーシップを取り続けて，復興のキーパーソンとなった加藤勝一氏 （67）の存在が大きい（1）。加藤氏は，震災後に土湯温泉の復興再生を推進する組織「土湯温泉復興再生協議会」を発起人となって設立させ，会長に就任した。2012年に設立された復興の事業主体「元気アップつちゆ」の社長にも就任し，温泉発電をはじめとする温泉熱利用を手掛けて，経済的，社会的両側面から復興に向け ての基盤を作った。


図4．6 土湯温泉復興事業に関わる主要組織とキーパーソン

加藤氏がリーダーシップを発揮できたのは，土湯温泉の復興事業に関わる主要組織すべてで中心的な職務に就いていたことが大きな理由と判断できる（図4．6）。 もともと震災直後に地元の有志が結成した「土湯温泉町復興再生協議会」は，加藤氏の呼びかけによるものであり，協議会の会長に就任した加藤氏は，（1）温泉観光地の将来を占らモデル地域の構築，（2）少子高齢•人口減少社会への対応，（3）自然エネルギーを活用したエコタウンの形成，（4）産官学との連携，（5）計画を支える組織の確立を 5 つの計画ポイントとして提案していた。

さらに加藤氏は，自然エネルギー事業による復興事業の中核となる株式会社「元気アップつちゆ」の社長に就任したほか，小水力発電事業会社「つちゆ清流エナ ジー」，温泉バイナリー発電事業会社「つちゆ温泉エナジー」の社長も務めた。ま た「土湯温泉町復興再生協議会」を発展させた組織「土湯温泉町地区まちづくり協議会」の会長，NPO「土湯温泉観光まちづくり協議会」の副理事長，「湯游つち ゆ温泉協同組合」の理事長にもそれぞれ就任しており，多くの組織で指導力を発揮した。


図4．7 キーパーソンとステイクホルダーの詳細関係

また加藤氏を中心に温泉発電事業に絡むステイクホルダーも形成されていっ たと考えられる（図4．7）。温泉発電装置の製造業者や電気工事関係者らとの信頼関係を構築する一方で，行政への補助金申請や金融機関からの融資，JOGMEC～ の債務保証の取り付け，電力会社とのFITに基づく売電手続きなどで中心的存在

となった。さらに福島県内外の多くの場で土湯温泉の復興事業に関する講演会を行ったり，報道機関の取材にも積極的に応じたりして世論の盛り上げにも努力し た。

## 4．4．2 キーパーソン・加藤勝一氏の存在意義

加藤氏は土湯温泉町生まれ。福島市内の商業高校を卒業し，社会福祉法人の理事長や福島市議会議員などを経て，土湯温泉の温泉協同組合，観光まちづくり協議会などの幹部を務めるなどして，土湯温泉の発展に尽力した。青年時代は雪を踏み分けて道を作ることを意味する「あらふど」をもじった青年組織「あらふど会」を結成した実績もある。「加藤氏が実家の石材店を手伝ったあと，旅館の養子 になったことから，旅館・ホテルの経営者間との複雑なしがらみがなかったため，中心人物として適任だった」と一部の報道機関は伝えている（2）。

加藤氏は，総合的な温泉熱利用開発で地域の住民が一つになれた理由として，「（東日本大震災や，原子力発電所事故による風評被害で観光客が激減したり，廃業する旅館が相次いだりしたことによって生じた）誰もが目の当たりにした，か つてない危機感」が台頭したことによって復興再生に向けた目標を共有できたこ とを挙げている。また加藤氏は，キーパーソンとしてリーダーシップを取り続け ることができたのは「あいつがやるなら」と，住民が後に続いてきてくれたから だと振り返っている（3）。


図4．8 キーパーソン・加藤勝一氏の存在意義

具体的な加藤氏の存在意義を裏付けるものとして，ネットワークカ，人間力，行動力の「3つの力」を持っていることを挙げることができる。ネットワークカ については，1973年0オイルショックによる景気後退時，地元の若者ら 30 人に呼びかけて「あらふど会」を結成し，土湯温泉の活性化を協議したことを機に培 われた。2011年の震災後，当時のメンバーを集めて協議し，この人脈をもとに復興再生のための協議会を設立した。また市会議員や社会福祉法人理事長のころの人脈を駆使し，復興事業での行政，地元関係者との連携を築いたという。

また加藤氏は，「あらふど会」のリーダーとしての実績により地元の信頼が厚い のに加え，明確なビジョンとリーダーシップに対して共感する者が多いなど人間力を備えているうえ，国や自治体と事業に関連した補助制度に関する申請や交渉 を多くの時間と労力をかけて行ったり，蓄積したノウハウを資金調達やその他交渉にも役立てたりするなど行動力も評価されている（4）。

一般的に地域社会での活動において，人と人とのつながりは多大な影響力を持 つ。特に活動の取り組みにおいて中心的な役割を果たすキーバーソンの存在は大 きく，その役割としては，アイデアの創出，企画の実行，事業の組織化などを挙 げることができる。キーパーソンが組織に存在しない場合，個人個人の活躍に依存することになり，活動の継続性，発展性が失われてしまう危険性が浮上してく ることもありらる。さらに，資金不足やネットワークでの協力者の不在，支援基盤の不在などによってキーパーソンの能力が抑えつけられることすら考えられる。 もちろん，キーパーソンの個人プレーだけでは活動は限定的になることから，周辺にフォロワーが生まれるなど多くの人の支えが活動する上で重要となる。また，人と人とのつながりは，組織だった上下関係ではなく，共感をもった者同士の間 に存在していくのである（新川，2011）。

## 4.5 土湯温泉復興事業の成果と課題

## 4．5．1 土湯温泉事業の経済的成果

土湯温泉での自然エネルギーを活用した事業は，経済的な成果を収めた。特に温泉バイナリー発電（ 400 kW ）に関しては 2015 年 11 月に稼働を開始し，2017年 3 月時点で稼働率が $98 \%$ を維持するなど順調に機能している（5）。この結果， FITに基づいた売電による収入は，ひと月あたり約 1,037 万円に達する計算とな り，このまま順調に稼働が続けば，FIT 適用の 15 年間のらちの最初の 7 年間で借金の返済が終わり，残り8年間は，売電収入をそっくり復興事業に充当させる ことができる。一方，小水力発電事業（ 140 kW ）は，2015年4月に稼働を開始し た。以来 2017 年 3 月までの平均稼働率は約 $50 \%$ となった。ひと月あたりの売電収入は約 171 万円であり，FIT 適用の 20 年間のらち最初の 11 年間で借金返済を完了することができる予定である。

また，温泉熱を利用したオニテナガエビの養殖計画も 2017 年 4 月に施設の竣工式が行われるなど準備が着々と進んでいる。温泉バイナリー発電装置の冷却過程で $20^{\circ} \mathrm{C}$ 上昇した沢水を利用する方式をとっており，既に稚魚 1 万匹を搬入し た。成長スピードに合わせて水槽 10 個（計 2,000 l）に振り分け，共食いを防ぎ ながら養殖を行う。震災被害で廃業した旅館が，レストラン，特産品販売所とし て再建される見通しとなっており，育ったオニテナガエビを名物料理として観光客や宿泊客らに売り出すことを予定している。さらに土湯温泉では元気アップつ ちゆが中心となって温泉発電，小水力発電の見学ツアーを企画した。大雪が積も る冬場でも，地熱を利用して道路や観覧施設を融雪して視察者を受け入れること としている。2015年1年間の視察者は2，100人にのぼり（6），このうち 6 割にあ たる約1，300人が土湯温泉の旅館・ホテルに宿泊した。また土湯温泉での事業の視察は有料化され，1人あたり 3,000 円である。


## 図4．9 土湯温泉事業の経済的成果

## 4．5．2 温泉発電事業が「成功」した理由と残された課題

土湯温泉の温泉発電事業がスムーズに運んだ理由としては，（1）廃業旅館が相次 ぎ，風評被害で客が激減するなどして住民に危機感が募った，（2）強力なリーダー シップを持つキーパーソンが存在していた，③地元の温泉協同組合が源泉を所有 し，利害関係が複雑でなかった，（4）源泉が温泉街から離れた山中にあることから発電施設のスペースを確保でき，騒音や景観も問題視されなかった，（5）もともと まちおこしを担い続けていたグループに対して地域の信頼が厚かったの 5 つを挙

げることができる。
その一方で，温泉発電事業による地域貢献という観点からすれば，大きく分け て 2 つの課題が浮き彫りになった。まず 1 つ目の課題は，旅館関係者ら特定人物 による観光関連の再建が事業の中心となってしまったことである。例えばキーパ ーソンである加藤氏が会長となって新結成された「土湯温泉町地区まちづくり協議会」は，その下部組織である「地域づくり委員会」の委員長に旅館経営者が就任，また「環境整備委員会」の委員長には地元で民芸品政策を手掛けている職人 が就任した。

## 温泉発電事業がスムーズに進んだ5つの理由

1．廃業旅館が相次ぎ，風評被害で客が激減するなど住民に危機感が募った
2．強力なリーダーシップを持つキーパーソンが存在していた
3．地元の温泉協同組合が源泉を所有し，権利関係が複雑でなかった
4．源泉が温泉街から離れた山中にあることから発電施設のスペースを確保で き，騒音や景観も問題視されなかった
5．もともとまちおこしを担い続けていたグループへの地域の信頼が厚かった

## 温泉発電事業の地域貢献で浮上した2つの課題

1．旅館関係者ら特定人物による観光関連が再建事業の中心となっている
2．本来の目的である，非常用の電源確保，エネルギーの地産地消には未到達 さらに，高齢者への還元，持続的な視察者•見学者の獲得への配慮が必要

## 図4．10 温泉発電事業の成功理由と残された課題

2 つ目の課題は，震災直後に目標として掲げていた非常用電源の確保やエネル ギーの地産地消については達成されていないことである。土湯温泉は東日本大震災のあと， 3 日間停電が続いた。このような教訓から非常時の温泉熱の利用も含 めてエネルギーの地産地消の体制を整える必要がある。このほか高齢化率が約 $46 \%$ と高水準であるにもかかわらず，復興事業が高齢者に対して恩恵をもたらし ているかどうかが不透明であり，高齢者への利益還元についても配慮が必要とな る。

## 4.6 まとめ

震災被害，風評被害で衰退の危機に直面した土湯温泉は住民らによる協議会を設立し，温泉発電導入を中心とした復興事業を実施した。また復興事業は外部企

業に頼らず独自のスキームを作り上げ，FITに基づく売電も順調に行われことか ら，温泉地再生に向けての道筋を確立させることができた。

復興事業は強力なリーダーシップを持つキーパーソンを中心に展開した。しか し，住民主体組織による事業ではあるものの，（1）実際に事業参加しているのは旅館関係者ら特定の人物であり，観光関連が中心の再建事業となっているなど，地域住民参加，幅広い地域貢献が行われておらず，持続可能な地域貢献に関して疑問が生じる形となった。さらに（2）当初は，発電された電力を停電時のために消費 する「地産地消型」にしたいとの目標を定めていたが，売電が重視されている課題も残した。加えて，土湯温泉の高齢化率が約 $46 \%$ に達する中，事業による高齢者への還元，一時的に増加している視察者•見学者が持続可能となるための配慮 も必要である。

## （注）

1．加藤氏の年齢は2017年5月24日時点
2．東京新聞電子版（2015年2月3日付）
http：／／www．tokyonp．co．jp／article／feature／tohokujisin／fukushima＿report／lis t／CK2015020302000199．html（2017年5月25日最終アクセス）
3．加藤氏への文書によるヒアリングによる
4．土湯温泉町の住民，各復興事業関連組織へのヒアリングによる
5．元気アップつちゆへの電話によるヒアリングによる
6．土湯温泉観光協会へのヒアリングで入手したデータによる

## 第5章

地域社会へ貢献する温泉発電開発の条件分析

## 第5章 地域社会へ貢献する温泉発電開発の条件分析

5.1 目的 ..... 78
5.2 「地域社会の混乱」を抑止し解決するための条件分析 ..... 78
5．2．1 法規制の「厳格化」からのアプローチ ..... 78
5．2．2 温泉法の位置付けと大分県環境審議会温泉部会 ..... 80
5．2．3 法規制厳格化以外の手段による対処（1） ..... 81
5．2．4 法規制厳格化以外の手段による対処（2） ..... 83
5．2．5 「地域社会の混乱」を抑止し解決するための条件 ..... 84
5.3 「地域社会への貢献」のための条件分析 ..... 85
5．3．1 「地域への貢献」のための対処法（1） ..... 86
5．3．2 「地域への貢献」のための対処法（2） ..... 87
5．3．3 土湯温泉を教訓にした「地域社会への貢献」のための条件 ..... 88
5．3．4 温泉の「癖」を踏まえた地域貢献 ..... 89
5.4 まとめ ..... 90

図 5.1 法規制の「厳格化」からのアプローチ
図 5.2 温泉法の位置付けと大分県環境審議会温泉部会
図5．3 法規制厳格化以外の手段による対処（土湯温泉事例）
図5．4 法規制厳格化以外の手段による対処（土湯温泉事例との比較から）
〈騒音•景観•熱排水への対処の条件〉
図5．5 法規制厳格化以外の手段による対処（土湯温泉事例との比較から）
〈温泉資源枯渴•乱開発問題への対処の条件〉

図 5.6 「地域社会の混乱」を抑止し解決するための条件
図 5.7 「地域への貢献」のための対処法（1）
図 5.8 「地域への貢献」のための対処法（2）
図 5.9 土湯温泉を教訓にした「地域社会への貢献」のための条件
図 5.10 温泉の「癖」を踏まえた地域貢献

## 第5章 地域社会へ貢献する温泉発電開発の条件分析

## 5.1 目的

第5章は，地域社会に貢献するための温泉発電開発の条件を見いだすために， 2 つの視点から分析を行ら。第3章で実施した別府市小倉地区の詳細事例分析を もとにした「地域社会の混乱」を抑止し解決するための条件分析と，第4章で実施した土湯温泉の詳細事例分析をもとにした「地域社会への貢献」のための条件分析である。

まず，「地域社会の混乱」を抑止し解決するための条件分析においては，「法規制の厳格化」と「法規制以外の手段」の 2 通りについて検討する。法規制につ いては，別府市が「別府市温泉発電等の地域共生を図る条例」（2016年5月施行） をさらに厳格化することを目的に，2017 年 4 月に「別府市温泉発電等対策審議会」を発足させた。2017年5月時点では審議会の議論は深まっていないものの，現行の温泉発電開発問題が現法規制で対応しきれていない点を取り上げて協議し， さらに温泉法に基づく大分県の諮問機関である大分県環境審議会温泉部会の内規 の問題にまで踏み込んで部分改正を提言することを目標としている。本章では， このような別府市の動向を分析し，温泉発電に対する法規制がどこまで可能とな るのかについてまず追究する。さらに，別府市小倉地区で生じたような環境問題 が，土湯温泉では起きなかったことに着目し，その理由，背景などを分析して法規制以外の手段による対処条件についても検討する。

次に，「地域社会への貢献」のための条件分析においては，一定の成功を示す事例となった土湯温泉が残した地域貢献に関する課題を取り上げ，他の温泉地の事例と比較する形で解決方法を検討する。

## 5.2 「地域社会の混乱」を抑止し解決するための条件分析

## 5．2．1 法規制の「厳格化」からのアプローチ

法規制の厳格化については，別府市小倉地区の温泉発電乱開発の事例を踏まえ，別府市が地域社会の混乱を抑止するために新たに目指そうとしている厳格化の展望について検討する。

別府市は，市内で温泉発電の建設•計画が相次いだのを受けて，2014年1月に温泉発電開発の秩序ある開発に向けての方策などを検討する「別府市地域新エネ ルギービジョン推進委員会」を設置し，（1）別府の新エネルギー導入促進を図るた めの「別府市地域新エネルギービジョン」の策定，（2）新エネルギー導入に伴う環境の保全に関する必要な事項について協議を開始した。同年9月には温泉発電開発に関して指針を示す「別府市地域新エネルギー導入に関する事前手続き等に関

する要綱」が制定されたが，この時点では小倉地区のような乱開発が起きること は予測されていなかった（1）。

この段階で，小倉地区の事業者がなぜ乱開発へと進むことができたかについて改めて整理すると，まず，全国的な時流が「自然エネルギー推進」だったことが挙げられる。当時はFITに加え，国，地方自体によるその他支援制度などが相次 いで出されるなど温泉発電開発に勢いを与える要素が目立っていた。また法規制 については，環境影響評価法，電気事業法，別府市景観条例などが小規模な温泉発電を規制の対象としておらず，さらに温泉発電の開発前の段階で事業者と行政 がコミュニケーションを図るための制度や規制が事実上存在していなかったこと も，乱開発を許してしまう要因となった。

2016年5月，法令による拘束力を持たない要綱に代わって，法規制としての効力を有する「別府市温泉発電等の地域共生を図る条例」が施行されたが，小倉地区では条例施行の 1 年以上前となる 2015 年 3 月ごろから既に乱開発の動きが強 まっており，条例施行は結果的に後手に回る形となった。さらに第3章で論じた ように，小倉地区の開発で問題として浮上した，（1）騒音被害•景観損壊，（2）熱排水による被害，（3）温泉資源の枯渴，（4）企業による利益目当ての乱開発の4点につ いては，「別府市温泉発電等の地域共生を図る条例」だけで抑止するのには限界が あることが明らかになり，法規制の厳格化，さらにはそれ以外の手段による対策 の構築が求められている。

```
別府市が「別府市温泉発電等の地域共生を図る条例」をより閯格化するため，
「別府市温泉発電等対策審議会を発足（2017年4月）
審議会メノバー
```



```大学）阿部溥光（別府大学）波辺秀一（別府商工会满所）石原正䖻（大分喿産業
科学技術センター）－西田階一（別府市旅館木テル組合連合会） 德田宣子（并檴士）
```

〈別府市温泉エネルギー事業可能性検討調査事業（2016年度）結果の群細分析〉
1985－1986の調査と比較したところ，一部源泉の啫出熱量が低下するなど全体として減㐮傾向が続いていることが判明し，温泉資源への対策が迫られている

〈別府市温泉発電等の地域共生を図る条例の再評価〉 －温息資源の現状を踏まえて別府にとつてどのような規制•対策が必要なのか


図5．1 法規制の「厳格化」からのアプローチ

これを受けて別府市は2017年4月，「別府市温泉発電等の地域共生を図る条例」をより厳格化するため，別府市温泉発電等対策審議会を発足させた。審議会 のメンバーには京都大学，別府大学，立命館アジア太平洋大学の各研究者のほか弁護士，さらに別府商工会議所，大分県産業科学技術センター，別府市旅館ホテ ル組合連合会の代表者が名を連ねた。審査会は，別府市が2016年度中に実施し た「別府市温泉エネルギー事業可能性検討調査事業」の結果について，2017年6月から詳細な分析に入ること，その一方で，「別府市温泉発電等の地域共生を図る条例」についても再評価を行うこととなつている（2）。

「別府市温泉エネルギー事業可能性検討調査事業」は，別府市の温泉の熱源と なっている伽藍岳と鶴見岳に近い場所で，概ね 200 m 以上に位置する湯山，明礬，小倉，堀田，南立石，鉄輪，乙原など各地区の合計 103 力所の噴気沸騰泉を調査対象とした。調查項目は，これら噴気沸騰泉の，①源泉利用状況（埋設管の口径，深度など），（2）温度，（3）噴出流量，（4）熱量，（5） pH ，（6）電気伝導度，（7）陰イオンで ある。1985－1986年の前回調査と比較した限りでは，一部源泉の噴出熱量が低下するなど全体として減衰傾向が続いていることが判明し，温泉資源保護への対策が迫られることとなった。審議会ではこのような課題について協議を重ね，温泉発電開発の現状と現法規制の食い違いについて是正を求める見通しとなってい る。そのうえで，温泉法にもとづいて大分県に設置されている「大分県環境審議会温泉部会」の内規の部分改正の検討も目標に定めている。

## 5．2．2 温泉法の位置付けと大分県環境審議会温泉部会



図5．2 温泉法の位置付けと大分県環境審議会温泉部会

温泉法は，（1）温泉の保護，（2）温泉採取に伴う災害の防止，（3）温泉利用の適正に よる公共福祉の増進を目的として1948年に公布•施行され，「温泉の保護」の観点から温泉発電開発に関連する規制を定めている。具体的な規制の項目は，（1）掘削の許可（温泉法第 3 条第 1 項，第 4 条第 1 項），（2）増掘及び動力装置の許可（第 11 条第 1 項），（3）温泉採取制限命令（第 12 条）などである。そしてこれら規制に関して，都道府県知事が処分を行うときは，自然環境保全法第51条の規定に置 かれる審議会，その他合議制の機関の意見を聴かなければならない（温泉法第 32条）としている。

大分県の場合，県の諮問機関として「大分県環境審議会温泉部会」が自然環境保全法の規定に基づいて置かれており，温泉部会が定めた内規によれば，例えば埋設管の口径 80 A 以内で大深度（周辺の浴用利用の温泉から 100 m 以上掘削深度 が増加するもの）の掘削，増掘を行う場合，事前調査•計画の段階で，（1）既存泉 との距離を 150 m 以上離す，（2）開発計画の段階で温泉資源への影響を把握する， （3）開発地域で説明会を実施することのほか，影響調査（モニタリング）に関して も，（1）開発の事前に温泉資源への影響調査を実施する，（2）稼働後も継続調査を実施する，（3）影響が判明した場合の温泉採取の停止または制限を行う，（4）資源回復 が認められない場合は源泉を埋め戻すことが義務付けられている。また「還元井 の設置を検討すること」も求められた。

さらに大分県環境審議会温泉部会は2014年，地熱発電，温泉発電開発に関し て事業者に書類の追加提出を求めるなどして規制の厳格化に踏み切った。追加提出の対象となったのは，（1）地熱構造モデル図等，（2）発電事業計画書，（3）事前調査報告書，（4）噴出試験のモニタリング計画書，（5）生産開始後のモニタリング計画書， ⑥地元説明会に関する状況説明書，（7）排水計画書•還元井の設置計画書，（8）誓約書などである。しかしこのような温泉部会の動きはあくまで温泉法に基づく温泉資源の保護を念頭に置いたものであるため，温泉発電開発自体が引き起こす騒音被害や景観損壊については，温泉部会内規によって直接取り締ることは不可能で あり，別府市温泉発電等対策審議会の継続審議課題として残された。

## 5．2．3 法規制厳格化以外の手段による対処（1）

次に，法規制の厳格化以外の手段について，第4章で取り上げた福島県•土湯温泉の事例を参考にしつつ検討に入る。土湯温泉は，別府市の小倉地区の開発環境と大きく違っており，この点が法規制の厳格化以外の手段を模索するための大 きなヒントになると思われる。

図 5.3 は，土湯温泉の温泉発電施設，小水力発電施設，オニテナガエビ養殖施設などの位置関係と熱水，冷却水の流れを示したものである。いずれも騒音被害•

景観損壊と熱排水問題が発生しない開発環境にある。例えば，源泉と温泉発電施設は温泉旅館が軒を並べる中心地から約 2 km 離れた山間部にあるため，騒音や景観は問題視されなかった。また熱排水についても，温泉発電利用後の熱水はすべ て旅館・ホテル，一般住宅へと給湯されるため被害は起きていない。旅館などで浴用として利用されたり，オーバーフローしたりした温泉は，これまでと同様に流量の多い荒川へと放出されるため，温泉発電開発が行われたがゆえに新たに熱排水被害が起きたといった状況は生まれなかった。また，温泉発電施設からさら に $3 \mathrm{~km} 山$ 奥にある黒沢池から取水したバイナリー発電装置冷却用の沢水は，冷却 の過程で水温が約 $20^{\circ} \mathrm{C}$ に上昇するため，この温水をオニテナガエビの養殖や温室栽培（実証実験中）に活用している。


図5．3 法規制厳格化以外の手段による対処（土湯温泉事例） ＜騒音•景観•熱排水問題への対処の条件＞

さらに土湯温泉の温泉発電開発の現状を別府温泉•小倉地区と比較すると，図 5.4 のような違いが浮き彫りとなった。すなわち，土湯温泉が温泉街から離れた場所に温泉発電施設が建設されたため騒音被害や景観損壊がなかったのに対し，小倉地区は住宅が密集した地区内に発電施設が建設されたことから，騒音や景観 の被害が持ち上がった。確かに土湯温泉の場合，自然環境の中に温泉発電装置が設置されたという意味では景観を悪化させる要因といえるとの指摘もあった。し かし，温泉地復興という目的のもとで地域住民が自らの意思で開発に乗り出した こともあり，温泉発電施設が建設された場所の周辺にはもともと複数の源泉とそ れに関連する機械類が設置されていたこともあって，結局は景観に対する苦情は

出ていない。
一方，小倉地区は，地域住民の存在を無視した民間企業による開発だったため，被害への反発は強かった。熱排水問題については，土湯温泉には流量の多い河川 が存在していたことで問題は生じなかったものの，小倉地区はオーバーフローし た熱排水が行き場を失って，流量の少ない川へと流れ込んだことから環境被害が拡大するという点で土湯温泉と大きな違いを見せた。さらに，小倉地区が発電後 の熱湯を二次利用せずに捨てていたのに対し，土湯温泉は，発電後の熱湯がす心゙ て浴用として二次利用されたらえ，温泉熱を活用してオニテナガエビ養殖も行わ れた。オニテナガエビは土湯温泉の名物料理として売り出すことが地域活性化に大きく貢献するだろうとの認識が住民の間に広まった。仮に何らかの環境被害が生じた場合でも，そのような期待感が住民の被害意識を心理的に緩和させること が考えられる。


図5．4 法規制厳格化以外の手段による対処（土湯温泉事例との比較から） ＜騒音•景観•熱排水問題への対処の条件＞

## 5．2．4 法規制厳格化以外の手段による対処（2）

一方，温泉資源枯渇への懸念や，民間企業による乱開発問題について，土湯温泉を小倉地区のケースと比較してみる。まず，事業の目的や事業主体の形態，そ して「体質」からみると，土湯温泉は，震災•風評被害からの復興再生といら社会的目的があったのに対し，小倉地区は売電収入による利益が目的だった。また，土湯温泉は地域の中から強いリーダーシッブを持ったキーパーソンが登場し，外部企業には頼らずに地域主体の組織で開発を行ったのに対し，小倉地区は，個人

企業の経営者主導で開発•運営が行われた。さらに，土湯温泉の源泉は温泉協同組合が共同所有していたため，温泉使用は必然的に公益が目的となり，地域貢献 につながりやすかった。これに対して小倉地区は，源泉は個人所有であったため，結局は温泉の使い道が個人の利益に左右され，地域貢献にはつながらなかった。

また，土湯温泉の場合，新たに掘削をしない既存の源泉をそのまま使用できた ことが，温泉資源の保護に対する住民の安心感を誘った。さらに，オニテナガエ ビ養殖や温室栽培などで温泉資源を有効に利用しようとしているとの姿勢を示し たほか，売電収入をまちづくり資金に充当する計画を明確にしたことも，住民の支持を得る要因となった。しかし小倉地区では事業者が，建設した多くの発電施設に十分な温泉を供給すべく代替掘削を行うなど，温泉資源を少しでも多く採取 しようとの姿勢が前面に出ていた。温泉発電後の熱水を二次利用する意向も示さ なかったことから，住民らの間に企業の地域貢献に対する期待が遠のき，むしろ それが反発に変わっていったと推察できる。


## 5．2．5「地域社会の混乱」を抑止し解決するための条件

別府温泉•小倉地区で見られるような「地域社会の混乱」を，抑止して解決す るためには，乱開発の事業者を取り締まるための法規制の厳格化を進めつつ，そ れを補ら形で厳格化以外の社会的条件を模索する必要があることがわかった（図 5．6）。法規制の厳格化以外の条件について検討すると，土湯温泉の事例では「地域による目的の共有」と「源泉の共同所有」がキーワードとして浮上した。

さらに，これらキーワードをもとにして地域開発を推進していくためには地元出身のキーパーソンの存在が重要となり，またキーパーソンを支える地域在住の フォロワーも必要になってくる。一方，ここで留意しなくてはならないのは，温泉はその地域ごとに特有の「癖」を有していることである。地域特有の温泉の「癖」 を知っているのは長年住み続けた住民であり，その住民らがそこで培った知恵を提供しなければ，適切かつスムーズな温泉熱利用は難しいと思われる。


図5．6「地域社会の混乱」を抑止し解決するための条件

次に，「地域による目的の共有」と「源泉の共同所有」が実際に小倉地区に適用 できるのかどうかについて検討する。まず，小倉地区で源泉を共同所有する手段 としては，温泉発電施設や源泉のある土地を乱開発事業者から地元に取り戻すこ とが考えられる。これを実現させるためには，周辺住民や温泉資源保護を訴える市民らがファンドを設置して買い取るケースが想定できるものの，やはりここで も住民らを牽引するキーパーソンの存在が実現の鍵であると考えらえる。また，小倉地区において住民らが同じ目的を共有できるかどうかについては，温泉発電， その他温泉熱利用でまちづくりを目指すことが想定されるが，この際，温泉の「癖」 を知る地域住民の関与，さらにはキーパーソンの役割も重要になってくる。

## 5.3 「地域社会への貢献」のための条件分析

第4章で地域社会への貢献を目指すケースとして，土湯温泉の温泉発電事業を分析した。その結果，キーパーソンの強力なリーダーシップのもとで結成された

住民主体組織によって成功を果たし，復興・まちづくりへの道筋を築いたとの評価を出すことができたものの，一方で，（1）旅館関係者ら特定人物による観光関連 の再建が事業の中心となっている，（2）本来の目的である非常用電源の確保，エネ ルギーの地産地消には未到達であるの 2 点については課題として残った。ここで は，土湯温泉の 2 つの課題を解決するための条件を模索するため，第 2 章で絞り込んでいた 14 事例の中で，これら課題に対処するための参考になる事例を取り上げて比較分析を試みる。

## 5．3．1「地域への貢献」のための対処法（1）

〈土湯温泉•温泉発電事業で浮上した課題（1）〉
旅館関係者ら特定人物による観光関連の再建が事業の中心となっている


なぜ土湯温泉は全住民が収入を得るシステムを構築できなかったのか

- 事業主体となった組織に出資したのは全世帯ではなく，温泉協同組合など特定の組織だった
- 売電収入は借金返済，まちづくりにあてられるシステムだった
- 現金収入による生活安定が目標ではなく，温泉地再生が目標だった

具体的な対応策：高龄者含む全住民を意驖した利益邆元モデルを構築する
図5．7「地域への貢献」のための対処法（1）

最初に，土湯温泉の事例で浮上した課題「旅館関係者ら特定人物による観光関連の再建が事業の中心になっている」ことについて，熊本県・はげの湯の事例を参考にする。はげの湯と隣接する岳の湯の住民全 30 世帯は 2011 年 1 月，地元に眠る豊富な地熱資源を利用して発電事業に乗り出すことを目的に，共同出資して合同会社「わいた会」を設立し，地元出身のキーパーソンのリーダーシップのも とで東京都内に本社を置く電力関連工事・サービス会社「中央電力」と事業契約 を結んだ。中央電力は，わいた会メンバーが所有する土地を借りて温泉発電事業 に乗り出し，FITに基づく売電収入を得ることになり，この収入の $20 \%$ を土地使用料としてわいた会に支払らことで合意した。わいた会は中央電力から支払われ た収入の一部を地元の開発資金に回す一方，残りを全世帯のメンバー 30 人に均等

配分した。はげの湯，岳の湯地域には働くことが困難な高齢者も多く，全住民に安定収入をもたらしたことは，大きな地域貢献となった。

土湯温泉において，はげの湯の事業のように全住民が利益を得られるようなシ ステムを構築するのは事実上困難と思われる。その理由としては，①事業主体と なった組織に出資したのは全世帯ではなく，農業協同組合など特定の組織だった， （2）売電収入は借金返済とまちづくりにあてられる方式を採用した，（3）現金収入に よる生活安定が目標でなく，温泉地再生が目標だったことなどを挙げることがで きる。そもそもはげの湯は，域外の大手企業に開発•運営を委託したのに対し，土湯温泉は地域住民によって開発•運営を目指しており，その開発形態がまった く異なった。確かに，はげの湯の事業は，温泉発電事業がまちおこしや地域再生 につながっているわけではない。しかし，キーパーソン主導によって全住民の利益を網羅した開発としては注目に値する事例であり，これを参考にして，土湯温泉が持つ最初の課題に対処する条件として「高齢者を含む全住民を意識した利益還元モデルの構築」に取り組む案が考慮に値すると考えられる。

## 5．3．2「地域への貢献」のための対処法（2）

次に，土湯温泉の事業が「本来の目的である非常用電源の確保，エネルギーの地産地消には未到達である」との課題について検討する。これについては，FIT による収入に頼らず，むしろ非常時の電源や熱の確保を重視した兵庫県•湯村温泉の事例を土湯温泉と対比する形で分析を試みる。

## 〈土湯温泉•温泉発電事業で浮上した課題（2）〉 <br> 本来の目的である非常用電源の確保，エネルギーの地産地消には未到達



5
なぜ土湯温泉は非常用電源碓保，エネルギーの地産地消につなげられなかったのか

- 温泉地再生のための資金調達を重視してしまった
- 行政が主体でなかったことから公共の利益を優先しなかった
- キ一パーソンを中心とする一部リ一ダーの意志が事業運営に影響したと考えられる

具体的な対応策：震災を教訓とする意識をもとにしたエネルギー地産地消モデルを構築する
図5．8「地域への貢献」のための対処法（2）

日本海側に面し冬場は豪雪地帯として知られる湯村温泉は，福祉避難所に指定 されている日帰りの温泉施設の一角に温泉発電施設を建設した。発電された電力 は館内の照明，冷蔵庫などの電源として使用され，関西電力に支払う電気代が節約されるという点で成果を見せた。しかし震災や大雪による停電が起きた場合に， そのまま館内で電気を使用し続けることができるような状況を常に作り出すこと が本来の目的であることを見据え，館内には非常用のコンセントや携帯電話充電 システムも設置した。通常は入浴客らが入浴の合間に，携帯電話の充電用として使っている。温泉水も，非常時に住民らが暖をとるための「熱」となるため，電力と並行して温泉そのものを常時確保しておくことも留意されている。また，オ ーバーフローした温泉水は，観光用の屋外足湯施設で利用されるほか，冬場は周辺道路の融雪用としても使えるように路上脇にパイプを整備した。さらに温泉発電による電力は館内だけでなく，周辺の街灯用にも利用されている。

土湯温泉は当初，復興事業とともに，震災を教訓にした非常用のエネルギーを確保することを目標に掲げていた。しかし，結果的には非常用電源の確保を含む エネルギーの地産地消のシステム構築につなげることができなかった。その理由 としては，①温泉地再生のための資金調達，つまり売電収入を得ることを重視し てしまった，（2）住民が事業主体となったため，行政機関のように公共利益を優先 できなかった，（3）キーパーソンを中心とするほとんどのリーダーは観光関連に携 わっており，これらリーダーらの意志が事業方針に影響を与えたと考えられるこ となどが挙げられる。

## 5．3．3 土湯温泉を教訓にした「地域社会への貢献」のための条件

全住民参加による組織が温泉発電事業に関わり，高齢者を含む全住民に安定収入を得ることができる仕組みを築いた熊本県・はげの湯と，温泉発電によって非常用の電源や熱を確保し，地域に万が一の場合の安心感をもたらした兵庫県•湯村温泉の事例をもとに検討した結果，土湯温泉が理想的な地域社会への貢献を実現するためには，（1）高齢者を含む全住民を意識した利益還元モデルを構築する，
（2）防災意識をもとにしたエネルギー地産地消モデルを構築することが必要である ことが分かった。

さらに土湯温泉の場合，図5．9が示すように，2つのモデル構築を実現するた めには，強いリーダーシップを持つキーパーソンの意識が重要であると考えられ る。キーパーソンが実際に行動した経緯は図の上段部分である。温泉街の再生を目的とし，住民主体の組織とはいいつつ実際は旅館組合が中心メンバーとなって温泉発電事業が行われた。温泉街再生の手段としては，温泉発電と小水力発電か らの売電収入により資金を得てまちづくりを実行する仕組みである。さらには温泉熱を利用したオニテナガエビの養殖や自然エネルギー見学ツアーによって客を

集め，それによって旅館，士産店，飲食店の繁栄につなげている。しかしながら，事業は特定の温泉業者の復興に留まり，高齢者を含む全住民が意識された利益還元には至らず，また防災意識をもとにしたエネルギー地産地消にもつながらなか った。

これに対し下段部分は「理想的な方向」を示した。目的を温泉街だけでなく温泉地全体に定め，住民の多くからの事業参加を求める。さらに，長年の経験で温泉の「癖」を見極めることのできる住民らの主導で発電を含む温泉熱の多面的利用を実行に移せば，多くのステイクホルダーに利益をもたらすことになる。この結果，観光施設だけでなく医療施設や福祉施設なども充実し，震災など非常時を想定した電源と「熱」の確保もでき，高齢者を含む全住民に利益を生むことにな る。問題となるのはキーパーソンの目的意識を方向転換させるにはどういう方法 があるのかが焦点となってくる。それには地域内外のキーパーソン人脈はもちろ んのこと，現在復興事業に携わっている世代に代わって，土湯温泉の「次」を担 ら世代がモデルを構築しつつ，全住民の生活安定•安心・エネルギーの地産地消 を意識する風潮を形成することが現実的な対処方法と判断できる。


図5．9 土湯温泉を教訓にした「地域社会への貢献」のための条件

## 5．3．4 温泉の「癖」を踏まえた地域貢献

全国 3,155 力所の温泉地には，合計 2 万 7,214 個の源泉が存在する ${ }^{(3)}$ 。温泉 はこれら源泉の場所によって温度や湯質，湧出量などが異なるなど，それぞれが「癖」を持っている。温泉の「癖」は様々な状況を生み出し，例えば「機械を腐

食させやすい湯質なのか」，「スケールが付着しやすのか」をとつてみても，その度合い，スピードに違いがある。さらに季節によって湧出の量や温度に変化が生 じたりするほか，入浴•飲用の医療効果や保養効果，さらにはどのような温泉熱利用が適切か，どのような農業利用が適切かなど，すべて「癖」が影響してくる。

さらにその「癖」を把握するのは地域に古くから住む人々であり，温泉と何ら かの関係を持つ地元企業でもある。すなわちその温泉地や源泉に適した温泉発電，熱利用を行うためには，地域の住民や地域の人脈が必要となり，防災を意識した エネルギーの地産地消にも密接につながってくると考えられる。また「癖」を熟知した地域のステイクホルダーは多分野に存在する。温泉熱を利用して食品や木材を加工する業者のほか，温泉熱を利用して農産物のブランド化を目指す農業従事者，温泉熱利用のための関連機器を製造する業者などが挙げられる。さらに温泉熱は医療や保養にも利用されるほか，入浴や料理などの観光利用，そして温泉 そのものを掘削したり給湯したりする温泉開発業者など様々であり，温泉発電や温泉熱利用は結果的にそれぞれの分野で「癖」を熟知したステイクホルダーに利益を及ぼし，これらが総合的な地域貢献の起爆剤になっていくと想定できる。


図5．10 温泉の「癖」を踏まえた地域貢献

## 5.4 まとめ

第5章では，第3章で取り上げた別府温泉•小倉地区の事例をもとに「地域社会の混乱」を解決するための条件について分析したあと，第4章で取り上げた土湯温泉の事例をもとに「地域社会への貢献」のための条件分析を行った。「地域社

会の混乱」を解決する手法としては，法規制の「厳格化」によるアプローチを試 み，別府市が「別府市温泉発電等対策審議会」を発足させて，既存の条例の強化，大分県環境審議会温泉部会の内規部分改正などを試みようとする動きについて検討した。その結果，温泉発電開発が引き起こす騒音被害や景観損壊を阻止するま での厳格化は難しいことがわかり，土湯温泉と小倉地区を比較する形で法規制厳格化以外の手段を検討し，地域社会が「地域による目的の共有」と「源泉の共同所有」をもとにキーパーソン主導で地域再生やまちづくり，温泉熱の有効活用に乗り出すことが地域社会への貢献の条件になることが分かった。これに加え，地域ごとに存在する温泉特有の「癖」を知る地域住民の存在が欠かせないことも判明した。

さらに「地域社会への貢献」のための条件としては，土湯温泉の事例から浮上 した「旅館関係者ら特定人物による観光関連の再建が事業の中心となっている」，「本来の目的である非常用電源の確保，エネルギー地産地消には未到達」の 2 つ の課題に関して，それぞれ熊本県・はげの湯，兵庫県•湯村温泉の事例を参考に する形で分析した。この結果，地域社会への貢献を実現するためにはキーパーソ ンの目的意識が重要であり，それに影響力をもたらす，地域内外の人脈，そして温泉地の「次」を担ら若い世代の存在が重要であると結論付けた。

## （注）

1．筆者は当時，「別府市地域新エネルギービジョン推進委員会」のメンバーであ り，「別府市地域新エネルギー導入に関する事前手続き等に関する要綱」の制定協議にも関与した。その際の協議内容などからの判断による。
2． 2017 年 4 月 24 日時点の別府市温泉発電等対策審議会の見通し。
3．環境省の「平成 27 年度温泉利用状況」による。

## 第 6 章

結論と今後の展望
（地域社会への貢献を目指すための 7 つの条件）

## 第6章 結論と今後の展望（地域社会への貢献を目指すための 7 つの条件）

6.12 事例分析で表出した「評価項目」 ..... 94
6.2 「評価項目」による 14 事例再分析 ..... 95
6.314 事例再分析で「浮上したこと」と「表出した条件」 ..... 98
6.4 地域社会への貢献を目指す 7 つの条件 ..... 100
6.5 まとめ ..... 102
図6．1 2 事例分析で表出した「評価項目」と 14 事例の再分析
図 6.2 地域社会への貢献目指す「7つの条件」
表6．1 2 事例分析で表出した「評価項目」による 14 事例の再分析表6．2 14 事例再分析で「浮上したこと」と「表出した条件」

## 第 6 章 結論と今後の展望（地域社会への貢献をめざすための 7 つの条件）

### 6.12 事例分析で表出した「評価項目」

第2章では，「自然•環境」の，（1）環境への配慮，（2）温泉資源の保護，「経済」 の，（1）地元への経済波及，（2）地元への利益還元，「社会」の，（1）事業の透明性，（2）地域住民の関与，（3）地元への社会的貢献の3分野7項目において，14事例を「民間企業」，「旅館・ホテル」，「行政」，「住民主体組織」の事業主体別に分けて分析 を行った。この結果，民間企業はFITを利用した利益優先の事業に走ってしまう ことから地域との間で問題が発生する傾向が強いことや，住民主体組織は，住民 の利益，地域活性化を目的に温泉発電を導入していることなどが明確となり，14事例のうち詳細な事例研究対象として，（1）地域社会に混乱が生じたケースとして の「別府市•小倉地区」，（2）地域社会への貢献を目指したケースとしての「土湯温泉」の 2 つを選定し，第 3，4，5章で詳細分析を行った。

この結果，温泉発電開発に際して地域社会への貢献を考慮する時に特に評価を進めなければならない 3 分野 5 項目が浮上した。 3 分野 5 項目は「自然•環境」分野が「温泉資源の保護」，「経済」分野が「FITの功罪」，「社会」分野が「温泉熱利用」，「地域住民の関与」，「キーパーソンの存在と地域への波及」となる。さ らにその 3 分野 5 項目を「地域社会への貢献を前提とした評価項目の着目点」と，着目点が順調に機能した場合に「想定される地域貢献の形態」について整理し，図6．1に示した。


温泉資源の保護では，（1）事業主体が懸念を解消させるための対応策を講じてい るか，（2）行政が温泉資源を保護するための法規制を充実させているかの 2 着目点 に絞った。これを実現できれば，地域社会に，現在行われているかまたは行われ ようとしている「温泉発電事業に対して，地域社会が信頼と安心感を持つことが できる」ほか，「地域を混乱させるような開発を阻止できる」といった地域への貢献ができると想定した。

FITの導入は地域社会にとって結果的に好影響を及ぼしたのか，それとも悪影響を及ぼす結果となったのかを見極めるための項目である「FITの功罪」につい ては，（1）事業主体が FITに基づく売電収入を地域社会に役立てているか，（2）事業主体がFITを利用しない場合のメリットを地域貢献に生かしているかが着目点 となった。FITを利用しない場合のメリットとは，主として電力の自家使用によ るものが多いと考える。売電することなく常時自家使用の状態にすれば，電力会社に支払ら電気代を節約できることはもちろん，事故や災害によって電力会社か らの電力供給が止まった場合に，一定の電力を確保できる。これら着目点がうま く機能すれば，「FITの売電収入が，まちづくり資金や住民の生活資金の確保につ ながる」，「震災，その他非常時対策の充実につながる」などの地域貢献が生じる ことになる。

一方，「社会」分野のうち「温泉熱利用」については，（1）事業主体が地域にカス ケード利用の広がりをもたらしているか，（2）事業主体が将来的なカスケード利用 の発展性を意識しているかを着目点とした。これによって，「地場産業の多様化や温泉地の再生•活性化につながる」，「温泉地の長期的な整備，温泉有効活用によ る資源保護につながる」といった点で地域貢献が見込めると考える。「地域住民の関与」については，（1）事業主体が住民の意見を反映させているか，（2）事業主体が その土地ごとの温泉の「癖」を把握する住民の知恵を反映させているかを着目点 とし，これらを実現できれば「温泉熱の多面的利用による地場産業の多様化や企業育成が達成できる」，「地域社会への活気，若者の流出の減少につながる」など の地域貢献ができると想定した。さらに「キーパーソンの存在と地域への波及」 については，（1）地域全体がキーパーソンの存在を機能させる環境を整えているか， （2）地域全体がキーパーソンとフォロワーによる開発成果を広く地域に及ばせる環境を整えているかに着目した。これを実現させることによって想定される地域貢献としては，「スムーズなまちづくりの推進が可能になる」，「観光，農業などを含 む幅広い産業を発展させることができる」ことが挙げられる。

## 6.2 「評価項目」による 14 事例再分析

再分析するための特に評価すべき項目として 3 分野 5 項目を設定したのち，14事例すべてに関して項目毎の評価を検討した（図6．2）。

「温泉資源の保護」については，小倉地区で事業者が地元住民らの温泉資源に対する懸念を解消させるために何らかの対応策を講じたわけでもなく，法規制に関しても厳格化に限界があることが明らかになったことから「問題あり＝■」と した。また別府温泉•観音寺地区は，大手ホテルが 1980 年の開発当時に新規掘削を行った当時は，温泉資源に対する懸念は生じなかったものの，大手ホテルの下流域にあたる地域で温泉の減衰がみられるようになったり，懸念の声が出たり していることから「問題が生じる懸念あり＝வ」とした。一方，熊本県小国町• はげの湯で合同会社「わいた会」が手掛けた温泉発電事業は，モニタリングが実施されており，わいた会と参入事業者との間で「モニタリングで温泉湧出に対し て異常が判明すれば即座に発電装置の稼働を停止する」ことで合意されているた め「問題なし＝○」とした。このほか，既存の源泉をそのまま利用して温泉発電事業に乗り出した民間企業 4 件，旅館・ホテル 3 件，行政 2 件，住民主体組織 2件は，温泉枯渴への懸念が生じていないことから「○」とした。

「FITの功罪」については，売電収入による利益優先の姿勢が乱開発につなが った小倉地区は，地域に貢献が見られなかったことから「■」とした。またその他の民間企業 4 件と，FITを利用して売電収入を得ている 2 件の旅館・ホテルは，地域への貢献は見られないものの，現時点で発電事業そのものが地域住民に悪影響を及ぼしている状況ではないため「 $\mathbf{A}$ 」とした。長崎県雲仙市•小浜温泉は広 がりを見せる温泉熱利用全般は観光面で地域に役立っているが，発電事業は域外 の民間企業が参入し，売電収入もこの企業の利益になっていることから「 $\mathbf{\Delta}$ 」と した。また，発電事業は域外の民間企業に委託しているものの売電収入の $20 \%$ を土地などの使用料として受け取り，それを高齢者含む全住民の安定収入につなげ たはげの湯，FIT 利用による売電収入を震災被害の復興資金に充てている土湯温泉はともに「○」だったほか，FITを利用していない別府温泉•観音寺地区の大手ホテルは電力をホテル内で使用し，ホテル周辺を飾るイルミネーションを「地熱で発電した電力を使っている」との売り文句で集客に利用しているが，FITを利用しない場合のメリットを地域に生かしているわけではないため「 $\mathbf{\Delta}$ 」とした。 FITを利用せずに電力を災害時の非常用として確保した湯村温泉は，FITを利用 しない場合のメリットを地域貢献につなげたことから「○」とした。

「温泉熱利用」については，小倉地区の場合，蒸気を発電に利用し，熱水を一般家庭に浴用として配湯しているが，事業者は売電にしか関心がないとみられる ことからカスケード利用は行われていない。カスケード利用に関して将来的な発展性も予想できないことから「■」とした。別府温泉•観音寺の大手ホテルは，発電用の源泉ではなく，他の源泉を浴用や料理に活用しており，カスケード利用 としての発展性を有しているが，ホテル内でのカスケード利用にとどまり地域へ の広がりはないため「县」とした。このほか，温泉熱を利用してキクラゲを栽培

する民間企業，料理，浴用，暖房と段階的に有効利用するホテル，製塩，バイオ ディーゼル燃料製造，養殖，温室栽培など多彩な活用を行う住民主体組織など， その土地の温泉の「癖」に合わせた熱利用に取り組む計 9 件を「○」とした。

一方，「住民の関与」は，小倉地区を初め，民間企業5件，旅館・ホテル 4 件，行政 2 件について，（1）事業への住民の意見の反映，（2）温泉の「癖」を把握する住民の知恵の反映の 2 着目点で該当しなかった。小倉地区は事業が住民からの強い反発を招いたため「■」とし，残る 10 件は現時点で住民とのあつれきが生じてい ないことから「 $\boldsymbol{A} 」 と し た 。 ま た 土 \mathrm{~s}$ 湯温泉も，旅館組合主体の住民参加にとどま っているとの判断から「 $\mathbf{\Delta}$ 」だった。湯村温泉と別府温泉•鉄輪地区は，それぞ れ行政が主導するという特有の事業であるものの，住民の関与による地域貢献へ の発展性がないとして「 $\mathbf{\Delta}$ 」とした。小浜温泉は，農林水産業，サービス業，製造業にも熱利用を拡大させるため「小浜温泉まちづくり協働部会」を発足させる など住民間の連携を強めていることから「○」に，はげの湯は全世帯参加による事業組織を設立したことから「○」とした。


|  |  | ＊＊新 |  | 明明 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  |  |  | \|rer |
| $\begin{array}{\|l\|l} \hline \text { 唇 } \\ \text { 虽 } \end{array}$ |  | Aat | （1） |  | －－－ | － | － | － |
|  |  |  | ${ }^{1 \times 14}$ | － 0 | － 4 － | － 0 | － | $\triangle$ |
|  |  |  | 趣 | － 0 | － 4 － | － 0 | $\wedge$ | $\triangle$ |
|  |  |  |  | － 0 | － 4 － | － 0 | $\wedge$ | $\triangle$ |
|  |  |  | $\xrightarrow{2(2)}$ | － 0 | $\bigcirc \circ \circ$ | － | － | － |
|  |  | ＊刀＊＊テル | ｜7． | － 1 | －－ | － 0 | － | － |
|  |  |  |  | － 0 | －－ | － 0 | $\triangle$ | $\wedge$ |
|  |  | ＊＊＊つや |  | $\triangle$ ○ | $\bigcirc \triangle$ | － 0 | － | － |
|  |  | \＃Wやかっか |  | 4 0 | $\bigcirc 00$ | － | － | － |
| 䧺 |  | ＊30＊ |  | － 0 | －－ 0 | $\bigcirc$ | $\wedge$ | － |
|  |  | 大分 |  | － 0 | $\bigcirc 00$ | $\bigcirc$ | $\triangle$ | $\bigcirc$ |
|  |  |  | ${ }^{\text {chen }}$ |  | －－ 0 | － 0 | － | － |
|  | （\％ |  |  | － 0 | － $0-$ | － | － | － |
|  |  |  | （raty | $\triangle$ O | $\bigcirc 0.0$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ | $\bigcirc$ |


|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  <br>  | － | 〈FT利用〉乱闌発につながった | － |  <br>  |  | － |  |  <br>  |  |
|  | $\bigcirc$ |  | 5 |  | － | 九 | $\triangle$ | 布 | － |
|  | $\bigcirc$ |  | $\triangle$ |  | － | t | $\triangle$ | 不 | $\triangle$ |
|  | $\bigcirc$ |  | $\triangle$ |  | － | 九 | A | 不 | $\wedge$ |
|  | $\bigcirc$ |  | ， |  | － | t | $\triangle$ | 栯 | $\triangle$ |
|  | 景 |  | ， |  | ¢ | \＆ | $\wedge$ | 不 | $\triangle$ |
|  |  |  | $\Delta$ | ＊＊m．em． | － | tb | $\triangle$ | 栯 | $\triangle$ |
|  | $\bigcirc$ |  |  |  <br>  | － | \＆ | A | 不 | $\triangle$ |
|  |  |  | － | ＊meして＝＊＊＊｜ | $\wedge$ | 九 | $\triangle$ | 不有 | $\triangle$ |
|  |  |  <br>  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  | － |
|  | $\bigcirc$ |  | 0 |  |  | ＊＊き\＃． | $\triangle$ | 不 | － |
|  |  |  | － |  |  |  |  |  |  |
|  | － |  いた金りに |  |  |  | （tiction |  |  | － |
|  |  | －（FTT利用〉金に |  |  |  |  |  |  | － |

また「キーパーソンの存在と地域への波及」に関しては，「住民の関与」と同様 に民間企業 5 件，旅館・ホテル 4 件，行政 1 件が「不在」だった。ただし小倉地区については，地域貢献どころか地域を混乱させた事業であったため「■」とし た。残る 9 件はキーパーソンの不在が地域社会に悪影響を与えているわけではな

いとして「 $\mathbf{\Delta}$ 」で評価した。湯村温泉は兵庫県新温泉町による事業であるが，新温泉町の職員の強力なリーダーシップのもとで開発が行われた。「キーパーソン が存在し機能している」ことや「開発成果が広く地域に及んでいる」と判断でき るため「○」とした。一方，住民主体組織による事業 3 件は，いずれもキーパー ソンの存在が認められ，かつ機能している。このうち小浜温泉は，キーパーソン が学識経験者や行政を含む多くのフォロワーとともに勉強会やシンポジウム，そ の他環境啓発イベントを催すなどしており，住民との協働による開発成果が広く地域に及んでいるとの判断から「○」とした。はげの湯は，キーパーソンが「わ いた会」の代表として域外参入企業との交渉をまとめあげ，土地を貸して発電事業を行ら見返りとして売電収入の一部を受け取り全住民に均等配分するなど地域社会に利益をもたらしことから「○」とした。土湯温泉については，キーパーソ ンの強い行動力，フォロワーの協力によって一定の成果を出したものの，成果が観光事業などに限定され，広く地域に及んだといえる状況ではなかったため「 $\mathbf{A}$ 」 と判断した。

### 6.314 事例の再分析で「浮上したこと」と「表出した条件」

14 事例の再分析で「浮上したこと」を評価項目ごとにまとめ，それによって表出できた「地域社会への貢献を目指すための条件」をそれぞれ整理したものを表 6.2 に示した。

最初に，「温泉資源の保護」に関して浮上したことは，まず「温泉発電開発に踏 み切るにあたって新規掘削または増掘をした場合，たとえ周辺地域の温泉湧出に影響がみられなくても住民の間に温泉資源に対して懸念が生じる」ことである。 ほとんどの温泉地は，観光事業や住民の日常生活において温泉を浴用として利用 することを最優先としている。仮に温泉発電開発，その他温泉熱利用が浴用に影響を及ぼすのであれば本末転倒と言わざるを得ない。よってはげの湯で住民主体組織「わいた会」のように，（1）事業主体がモニタリングを継続実施し，影響があ れば事業を停止する強い姿勢を示すことが条件として表面化してくる。また利益 を優先させるあまりに無理な開発に踏み切り，地域を混乱させる事業者の存在が浮き彫りになった。これについては，別府市が地域を混乱させている現状，また今後も同様の事業者が参入してくる恐れがあることに対処するために取り組んで いるが，（2）行政が法規制を厳格化させることで，地域に問題を生じさせるような開発が阻止されると考えられる。

「FITの功罪」については，FIT利用，FITを利用しない場合で検討した結果，民間企業や旅館・ホテルは，どうしてもFIT利用による売電収入目的の事業にな ってしまらが，住民主体組織は売電収入をまちづくりや住民生活の資金など地域社会のために役立てていることが判明した。民間企業や旅館・ホテルは私的利益

を得るのを目的に温泉発電事業に乗り出すため，売電収入が地域に役立ってはお らず，まして小倉地区のように過剰開発によって地域に混乱をもたらすケースも あった。これに対してはげの湯のように事業を域外に委託しながらも売電収入の一部を受け取って高齢者を含む住民らの生活資金に充てたり，土湯温泉のように売電収入を震災復興やまちづくりの資金に充てたりするところもあり，これらを総合すると，③事業主体が地域のまちづくりや住民の生活資金調達など目的を持 つことが地域社会への貢献を目指した温泉発電開発につながると考えられる。ま た FITを利用しない場合は，売電ではなく自家使用が中心となるが，それは自ず と停電などの非常事態が起きた場合の電源•熱源になることを意味する。ただし，別府温泉•観音寺地区の大手ホテルのように自家使用はしているものの，非常時 であってもホテル内の電源確保にとどまり地域貢献にまで生かしきれないと予想 されるケースもあつた。一方，湯村温泉は当初から避難所での非常用電源の確保 を目的としているため，確実に地域に大きなメリットをもたらすことになる。す なわち（4）事業主体が震災，非常対策としての機能を備えられるような開発を進め ることが地域社会への貢献目指す条件となる。

表6．2 5 評価項目による 14 事例再分析で「浮上したこと」と「表出した条件」


次に「温泉熱利用」については，その地域ごとで湯量や温度に合わせた熱利用 に取り組んでいるが，温泉発電の二次利用が浴用だけにとどまるところも少なく

ない。その理由としては，余剰の熱水•蒸気を有効に利用したいとの意思はある もののノウハウが把握できていないことや，採算性を考えると利用を敬遠してし まらことなどが考えられる。よって特に民間企業や旅館・ホテルはFITに基づく売電収入に注目するあまりに，温泉熱利用に積極的ではなく，このような現状が カスケード利用の広がりを限定的なものにしてしまう。しかし，地域に温泉発電 を含む広範囲な温泉熱利用が展開されてこそ地場産業の多様化，温泉地の再生•活性化が実現するのであり，（5）行政が，温泉熱を利用した量に準じて補助金を支給するような温泉熱導入促進策を講じることが重要となると考えられる。

「地域住民の関与」は，第 2 章で 14 事例を分析する際の課題項目として取り上げたが，地域の住民が事業に関わりを持つことが社会的だけでなく経済的にも重要な要素となることから5評価項目のらちの一つとして再び取り上げて別の角度から再分析を行った。この結果，民間企業や旅館・ホテルなど「個人」が主体 となる事業の場合，地域住民の関与が難しいことがわかった。また温泉の「癖」 を把握する地元住民の知恵を取り入れないと順調な温泉発電事業を含む温泉熱利用の拡大は難しいと考えられることは第5章で論じたが，カスケード利用の広が りが限定的になっている現状からすれば，各温泉地で住民の知恵が十分に反映さ れているとは言い難い状況にある。このため⑥地域全体が温泉の「癖」を知る地域住民がカスケード利用に関与しやすいような計画的な街づくり政策を構築す る必要が生じてくる。

さらに「キーパーソンの存在と地域への波及」については，民間企業や旅館• ホテルにはキーパーソンが存在していない一方，住民主体組織などでキーパーソ ンの影響力が強すぎると事業に弊害を及ぼす恐れも出てくることがわかった。ま た土湯温泉のようにキーパーソンとフォロワーが身近な関係にあり，開発に取り組む人のネットワークが狭い分野に留まると，開発成果が広い地域に及ばなくな るという事実も浮上した。このため，地域に観光や農業など幅広い産業を発展さ せ，スムーズなまちづくりを推進するために（7）地域全体がキーパーソンとフォロ ワーの存在，人のネットワークの構築を実現できるような環境を整えることが重要となる。これによって地域社会の結束も強まると予想される。

## 6.4 地域社会への貢献を目指すための 7 つの条件

以上， 5 評価項目による 14 事例分析で浮上した課題などを再度検討した結果，温泉発電が地域社会への貢献を目指すためには以下の 7 条件が重要であることが明らかになった。

## （1）事業主体がモニタリングを継続実施し，影響があれば事業を停止する強い姿勢を示す

（2）地域社会を無視した利益優先の開発を防止するため，行政が法規制を厳格化させる
（3）事業主体が地域のまちづくりや住民の生活資金調達など目的を持つ
（4）事業主体が震災，非常対策としての機能を備えられるような開発を進める
（5）行政が，温泉熱を利用した量に準じて補助金を支給するような温泉熱導入促進策を講じる
（6）地域全体が温泉の「癖」を知る地域住民がカスケード利用に関与しやすい ような計画的な街づくり政策を構築する
（7）地域全体がキーパーソンとフォロワーの存在，人のネットワークの構築を実現できるような環境を整える


図6．2 地域社会への貢献目指す「7つの条件」

図 6.2 は， 7 つの条件によって地域社会への貢献を目指した温泉発電開発が実現する概略図である。温泉発電開発場所の周辺の源泉における「①事業主体によ るモニタリング継続と影響判明時の即時停止」は温泉資源の保護に不可欠な条件 となる。「（2）行政による法規制の厳格化」は乱開発の防止につながる。また温泉地 の復興や地域住民の生活安定など「（3）事業主体による公共利益を目指した事業目的の設定」をすることは，利益を優先するだけの発電事業と違って FIT が地域貢献にも役立つという「適正」さをもたらすことになる。「（4）事業主体による電力•熱の自家使用として機能の充実」は，震災など非常時対策につながるという自然 エネルギーが地域に貢献する本来あるべき姿でもある。「⑤行政が温泉熱利用に

準じて補助金を支給するような温泉熱導入促進策を構築」することは，地域に熱利用の広がりをもたらすほか，「（6）地域全体で温泉の『癖』を知る住民の参加でき るまちづくり」を創出することは地域住民の関与を充実させることになる。また「7 地域全体でキーパーソン，フォロワーの存在と幅広い人のネットワークを構築できる環境づくり」が実現することは偏りのない地域振興につながる。これら 3 要素は，それぞれが互いに作用しながら地域貢献を実現させていくと想定され る。

## 6.5 まとめ

本研究では，温泉発電開発を地域社会への貢献と両立させるために必要な条件 を検討してきた。第2章は全国で稼働している 28 温泉発電施設から 14 事例を絞 り込み，自然•環境，経済，社会の 3 分野をもとに地域社会への貢献を達成する にあたってどのような課題を抱えているか分析した。その結果，（1）民間企業は， FIT を利用した利益を優先させる傾向にあることから地域との間で問題が生じや すい，（2）衰退の危機に瀕した温泉地は，住民主体組織が中心となって事業を行っ ている，（3）住民主体組織は住民の利益や地域活性化を目的に事業を行っている， （4）域外から企業が参入するケースは地元への利益の波及が限定的になることなど が明らかになった。このような 14 事例の分析から見えてきたことをもとに，地域に混乱が生じたケースの大分県別府温泉•小倉地区と，地域貢献を目指したケ ースの福島県土湯温泉を詳細な事例研究対象として選定した。

第3章は，選定した代表2事例のらち，民間企業が売電利益を優先した乱開発 に走り，環境被害や温泉枯渴への懸念を生じさせるなど地域社会を混乱させる結果となった別府温泉•小倉地区の事例研究を行った。別府市は，小倉地区を混乱 に陥れた企業のこれ以上の開発，さらには別の企業が同様の開発に踏み切るのを防止するため条例を制定したが，このような法規制には限界があり，法規制の厳格化またはそれ以外の手段による対応策の必要性があることがわかった。

第4章は，震災被害と風評被害で衰退の危機に直面した福島県の土湯温泉が，住民らによる協議会を設立し，温泉発電導入を中心とした復興事業に取り組む事例について，地域社会への貢献を目指すケースとして取り上げた。リーダーシッ プのあるキーパーソンのもと，外部企業に頼らず独自のスキームを作り上げ，FIT による売電も順調に行って温泉地再生に向けて道筋を確立させた。しかし事業参加者が観光関連の住民に偏っていたため，幅広い地域貢献につながらず，また電力を非常時に利用できる体制が整っていないなど課題を残した。

第5章は，地域社会の混乱を抑止するための条件を模索するため，別府市の法規制の厳格化を目指した事例と，厳格化以外の対処の参考事例として土湯温泉を分析した。さらに土湯温泉の課題部分に焦点をあて，他の温泉地事例と比較する

ことで地域貢献のための条件を検討した。
第 6 章は，第 $3, ~ 4, ~ 5$ 章で取り上げた別府温泉•小倉地区と土湯温泉の 2 事例 の分析でさらに見えてきた着目点をもとに，（1）温泉資源の保護，（2）FIT の功罪， （3）温泉熱利用，（4）地域住民の関与，（5）キーパーソンの存在の5評価項目を新たに設定し，第2章で絞り込んだ 14 事例を再分析した。この結果，地域社会への貢献を目指した温泉発電開発の条件として，（1）モニタリング継続と影響判明時の即時停止，（2）法規制の厳格化，（3）公共利益を目指した事業目的の設定，（4）電力•熱 の自家使用としての機能の充実，⑤補助金支給による温泉熱導入促進策の構築， ⑥温泉の「癖」を知る住民の参加できるまちづくり，⑦キーパーソン，フォロワ一の存在と幅広い人のネットワークの 7 条件を表出した。

本研究は，全国で温泉発電を導入している 28 施設から特に地域貢献の条件追究に役立つ 14 事例に着目し，さらに 14 事例の課題項目による分析を通じて 2 事例に絞り込み詳細検討に入った。そして 2 事例の分析でさらに見えてきた着目点 をもとに 14 事例を再分析し，「7つの条件」を掘り起こすことができた。現在行 われている温泉発電開発が地域活性化に結び付いていない事例が散見されるのが現状であるものの，温泉発電開発は全国で今後も拡大することが予想され，これ ら「7 つの条件」を満たすような開発を進めるべく提言を行っていきたいと考え る。そのためには「7 つの条件」に不足している課題を見いだしながら，地域社会への貢献を目指す温泉発電開発の条件について研究を深化させていきたい。

最後に，本研究で詳細な事例研究の対象として取り上げた別府温泉について整理しておきたい。本研究では別府の事例として主に「温泉発電の乱開発が地域社会を混乱に陥れた小倉地区」を分析したが，別府では稼働中の温泉発電施設の 14件すべてで「乱開発」が行われているわけではなく，むしろ地域との共生を図り ながら開発に取り組んでいるところが多い。また別府市は規制面の導入が後手に回ったことは否めないが，小倉地区のこれ以上の開発の抑制に加えて，近い将来， 50 以上の温泉発電が稼働すると想定されるのを前提に，新たな乱開発を招かない ようにくさびを打とらとしている。

2017 年 4 月に発足した別府市温泉発電等対策審議会は，法規制の厳格化を実現させて乱開発に対処しょうとしているが，法規制だけでは限界もあり，それ以外の方策が必要になることが本研究で明確になった。別府全域で今後持続可能な温泉発電開発が行われるための方策として，本研究で打ち出した地域社会への貢献を目指すための 7 つの条件のうち，温泉資源保護のための「（1）事業主体がモニ タリングを継続実施し，影響があれば事業を停止する強い姿勢を示す」ことと，乱開発の防止を目的とする「（2）行政が法規制を厳格化させる」について既に実行

に移されつつあると認識している。「③事業主体が地域のまちづくりや住民の生活資金調達など目的を持つ」ことによって経済性だけを目的としないFITの本来 あるべき利用を図る必要があるほか，別府市が既に「災害時のエネルギー確保」 として定めている FIT にこだわらない，「（4）事業主体が震災，非常対策としての機能を備えられるような開発を進める」ような動きを強めることも重要となる。 さらに，「（5）行政が，温泉熱を利用した量に準じて補助金を支給するような温泉熱導入促進策を講じる」ことで，温泉資源の有効利用，カスケード利用拡大による まちづくりが図られ，これに「（6）地域全体で温泉の「癖」を知る地域住民がカス ケード利用に関与しやすいような計画的な街づくり政策を構築する」システムが機能し，それぞれの開発に「⑦地域全体でキーパーソンとフォロワーの存在，人 のネットワークの構築を実現できるような環境を整える」ことができれば，別府 に住む住民らが自分たちの街に自信と誇りを持てる状況を生み出すことにつなが り，経済的，社会的な地域社会への貢献が実現すると考える。

本研究では地域社会への貢献を目指す温泉発電開発の「7つの条件」を掘り起 こすことができた。しかし別府温泉をはじめ全国温泉地それぞれが特有の地域特性，温泉熱利用特性を持っているほか，政策や利害関係者の関与にも違いが生じ ている。すなわち「7つの条件」を適用させるにしても，各温泉地，各温泉発電開発地でその適用の処方が異なると考えられる。このため各温泉地での条件の適用 については今後の研究課題として粘り強く取り組んでいきたいと考える。

## 参考文献

## 第1章

飯田哲也「地域を活性化するための再生可能エネルギーの取り組み」，2014，環境 エネルギー政策研究所編著，『地域の資源を活かす再生可能エネルギー事業』，金融財政事情研究会，pp．2－8
浦島邦子•和田潤「地域イノベーションと震災復興に寄与する地熱エネルギーの利用」，2011，『科学技術動向』11•12月号，科学技術•学術政策研究所，pp．13－ 28
江原幸雄『日本列島は地熱エネルギーの宝庫』，2010，櫂歌書房，pp． 29
大友詔雄「自然エネルギーの利活用で地域産業の未来をひらく」，2012，大友詔雄編著，『自然エネルギーが生み出す地域の雇用』，自治体研究社，pp．17－18， pp． 20

環境省「国立•国定公園内における地熱開発の取扱いについて」，2015
日本温泉科学会編「日本の温泉と温泉文化」，2010，『温泉学入門 温泉への誘い』， コロナ社，pp．93－103
平岡俊一•豊田陽介•田浦健朗「地域資源を活用する温暖化対策の推進」，2011，『地域資源を活かす温暖化対策』，学芸出版社，pp．210－219
新妻弘明•野田徹郎，「基本的な考え方」，2010，『地熱発電と温泉利用との共生を
目指して』，日本地熱学会•地熱発電と温泉との共生を検討する委員会，pp．1－2和田武『拡大する世界の再生可能エネルギー 脱原発時代の到来』，2011，世界思想社，pp．197－199
和田武「市民•地域主体による自然エネルギー普及と市民•地域共同発電所」，2014，『市民•地域共同発電所のつくり方』，かもがわ出版，pp．10－24

## 第2章

押切憲一「地域計画における〈地熱利用〉への抱負（その3）－雄勝町における地熱多段階利用」，1992，『地熱エネルギー』Vol． 17 No．1，新エネルギー財団地熱本部，pp．4－12

當舎利行「バイナリー発電の活用•実用化に向けた動き」，2014，『OHM』第101巻第1号，オーム社，p． 7
村岡洋文「日本の地熱エネルギー開発调落の現状と将来復活の可能性」，2007，日本エネルギー学会，pp．153－160
村岡洋文「温泉大国日本ならではの温泉発電システムの現状と将来」，2011，『温泉科学』，日本温泉科学会，pp．157－160

## 第3章

大分県『おおいた温泉基本計画－持続可能な温泉利用に向けて』，2016，大分県生活環境部生活環境企画課，pp． 23
由佐悠紀「温泉を科学する」『別府市誌第 1 巻』，2003，別府市，pp．160－175
由佐悠紀「温泉•湯けむりの自然科学的概要」，2012，『文化的景観 別府の湯け むり景観保存計画』，別府市，pp．52－55

## 第4章

新川達郎「温暖化対策と地域活性化が成功する条件」，2011，『地域資源を活かす温暖化対策』，学芸出版社，pp．194－209

## 謝辞

本研究を進めるにあたっては，多くの方々に懇切丁寧なご指導をいただいたこ とに厚くお礼を申し上げます。
特に本論文をまとめるにあたり，深夜や早朝を問わず電話，電子メールを通じ て丁寧かつ適切なご助言・ご指導をいただきました早稲田大学大学院環境・エネ ルギー研究科の友成真一教授には深く感謝の意を表します。友成教授には仕事の都合や体調にまでご配慮をいただき，常に励まされました。また本論文を審査し ていただき，その過程で幾度となく貴重な助言をしていただいた吉田徳久教授，小野田弘士教授にはいくら感謝してもしきれません。筆者が大分県別府市に在住 していることから審査の日時等について最大のご配慮をしていただいたことは， たいへんありがたいことでした。心よりお礼を申し上げます。

また，本研究においては大分県別府温泉，福島県土湯温泉，長崎県小浜温泉，兵庫県湯村温泉，熊本県はげの湯，宮城県鳴子温泉など多くの温泉地の関係者，住民の方には多大なご協力をいただき，この場を借りてお礼を申し上げます。さ らに大分県別府市環境課，大分県商工労働部工業振興課，宮城県環境生活部，兵庫県新温泉町，長崎県雲仙市環境政策課の職員の方々，土湯温泉「元気アップつ ちゆ」，はげの湯•岳の湯「わいた会」，小浜温泉「小浜温泉エネルギー」など各温泉地の組織の方々に，研究を掘り下げるうえでこの上ないアドバイスをいただ いたことは心強い限りでした。厚くお礼を申し上げます。

最後に，本研究に取り組むにあたり，快く東京（早稲田大学）や全国の温泉地調査に向かわせてくれた別府大学国際経営学部の教員仲間にも感謝の意を表した いと思います。

